

佐野市こども計画



令和7年3月
佐野市

はじめに

本市では、平成 19 年に「こどもの街宣言」を行うとともに、平成 27 年 4 月に「子ども・子育て支援新制度※₁」に基づく第 1 期となる「佐野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効率的かつ効果的に提供できるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してまいりました。



しかしながら、近年の急速な少子化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化などを背景として、子育てに不安を抱える保護者の増加、共働き世帯の増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待やこどもらしく生きる権利を脅かすヤングケアラー※₂の問題のように、子ども・子育てをめぐる課題は、一層複雑化しています。

また、本市の合計特殊出生率※₃は、令和 4 年度で 1.14 と、全国的な平均や栃木県の平均も下回る状況となっており、著しく少子化は進行しています。

このような状況の中、国では令和 5 年 4 月 1 日に「こども基本法」が施行され、同年 12 月には、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策の推進に関する大綱」を一元化した「こども大綱」が閣議決定され、こどもを「まんなか」に置いて社会全体を考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた考え方が示されました。

この「こども大綱」の内容を勘案し、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」や「ひとり親家庭等自立促進計画」を見直すとともに、本市としての「こどもまんなか社会」を実現していくため、「佐野市こども計画（以下「本計画」という。）」を策定いたしました。

本計画の策定にあたり、「佐野市子ども・子育て会議」でご意見をいただきました委員の皆様をはじめ、こどもアンケートや高校生、若者アンケートにご協力いただいた子ども・若者の皆様、ニーズ調査にご協力をいただいた保護者の皆様に心からお礼申し上げますとともに、本市の将来を担う子ども・若者の健全育成に、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 3 月

佐野市長 金子 裕

こどもの街宣言

あすの佐野市を担い支えるすべてのこどもの素晴らしい未来のために、親が、家庭が、学校が、地域社会が、こどもを大切に育て、見守り続けるこどもの街を宣言します。

こどもは、人間として尊重される。

こどもは、よい環境で育てられる。

こどもは、自由に意見をいい、社会に参加する。

- 1 すべてのこどもは、生命(いのち)を大切にする優しいまなざしに包まれ、すこやかに育てられる。
- 2 すべてのこどもは、真心あることばと愛情の中で、夢と希望をもち続けられるように育てられる。
- 3 すべてのこどもは、安全と安心を願う地域社会のきずなの中で、のびのびと育てられる。
- 4 すべてのこどもは、豊かな自然と街が調和した美しい環境の中で、清らかな心がみがかれ育てられる。
- 5 すべてのこどもは、遊びや生活の中で歴史と伝統を学び、おたがいの文化を理解する心が育てられる。
- 6 すべてのこどもは、ふるさとを支え、喜びを分かち合える大人になるように育てられる。

平成19年3月22日告示

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	3
4	計画の対象	3
5	SDGs (Sustainable Development Goals) の推進	4
6	計画の策定体制	5

第2章 こども・若者、保護者を取り巻く現状と課題

1	人口と世帯の状況	7
2	婚姻・出産等の状況	10
3	就業の状況	14
4	ニーズ調査の概要及び結果	16
5	佐野市こどもアンケートの概要及び結果	31
6	佐野市高校生アンケートの概要及び結果	43
7	佐野市若者アンケートの概要及び結果	54

第3章 計画の基本的な考え方

1	こども・子育てに関する基本的な考え方	63
2	基本理念 ～目指すべき将来像～	64

第4章 こどもまんなか社会の実現に向けた取組

取組方針	65
基本目標1 こども・若者ひとりひとりの成長を支える環境の整備	66
基本目標2 こども・若者の希望を叶える取組	73
基本目標3 困難を抱えるこども・若者、家庭への支援	77
基本目標4 健やかな成長と安心して子育てできる環境づくり	84
基本目標5 結婚応援、子育て支援に取り組む気運の醸成	88
基本目標6 安全・安心な子育て環境の整備	91
基本目標7 地域で進める「こどもまんなか」まちづくり	94

第5章 こども・子育て支援施策の量の見込みと確保方策

確保方策	97
確保方策1 教育・保育の量的拡大と質の確保	98
確保方策2 地域子ども・子育て支援事業の充実	102

第6章 計画の推進

1 計画の推進にあたって	119
2 計画の推進体制	119
3 計画の進捗管理	119

資料編

1 策定経過	121
2 佐野市子ども・子育て会議条例	122
3 佐野市子ども・子育て会議委員名簿	124
4 佐野市こども計画策定庁内検討委員会設置要綱	125
5 用語解説	127

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本市では、これまで、子ども・子育て支援新制度に基づく「佐野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、近年では、急激な少子化等を背景として、こどもや子育て世帯を取り巻く環境は、大きく、日々変化し続けています。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、共働き世帯の増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待やこどもらしく生きる権利を脅かすヤングケアラーのように、こども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

このような状況の中、国としては、令和5（2023）年4月1日にこども家庭庁を創設し、「こども基本法」を施行しました。また、令和5（2023）年12月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた考えや取組を示しました。

「こども大綱」では、こども施策に関する基本的な方針を定めるとともに、少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援に掲げる事項、子どもの貧困対策に関する事項を推進することとしています。

こうした社会情勢や国の基本的な考え方を踏まえ、こども・若者をまんなかに置き、「第2期佐野市子ども・子育て支援事業計画」や「第3期佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」で実施してきた各施策を継続しつつ、こどもの誕生前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経ておとなになるまでを「子育て」と捉え、本市としての「こども・若者」「子育て」に関する総合的な計画として、こども政策を総合的に推進していくため「佐野市こども計画」を策定します。

2 計画の位置付け

（1）こども大綱及び栃木県こども計画を勘案した計画

本計画は、「こども基本法」第9条第3項に規定される「少子化社会対策基本法」及び「子ども・若者育成支援推進法」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」を踏まえた「こども大綱」及び栃木県の策定する「栃木県こども計画」を勘案した計画として、市が取り組むべき、こども・子育て支援の基本目標や方向性を定める総合的な計画として位置付けるものです。

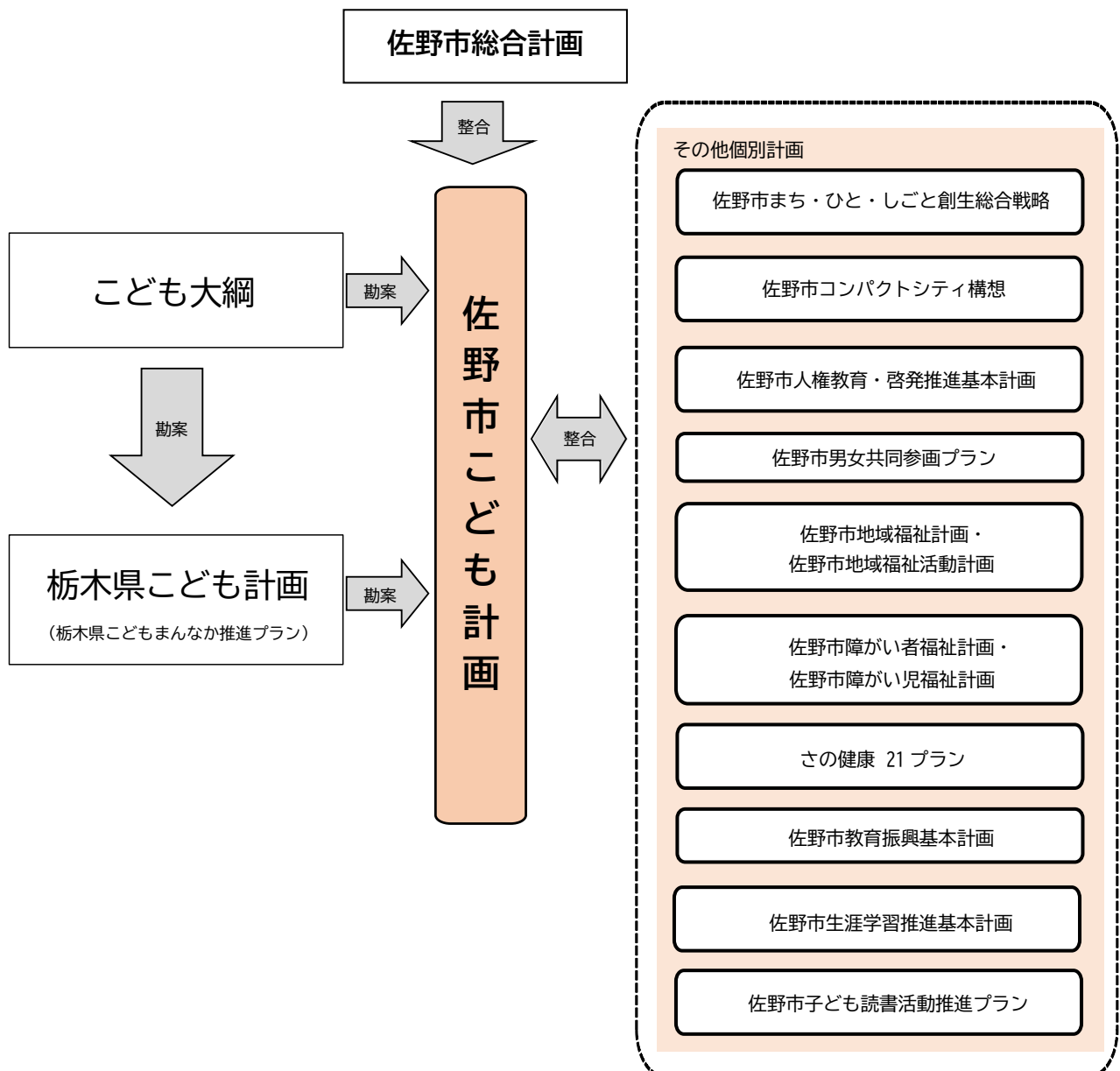
(2) こども基本法及び各種法律に基づく計画

本計画は、「こども基本法」第10条に基づき策定する「市町村こども計画」であり、本市がこれまで策定していた「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に定める「ひとり親家庭等自立促進計画」と一体として策定するものです。

(3) 第2次佐野市総合計画を上位計画とするこども計画

本計画は「第2次佐野市総合計画」を最上位計画とし、本市の子ども・子育てに関する総合的な計画として位置付けます。

■計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
				

4 計画の対象

「こども大綱」では、「こども・若者」として様々な考え方が示されていることから、本計画の対象は「こども」「若者」とします。

「こども」は、一般的には18歳に満たない者とされていますが「こども基本法」においては、一定の年齢で区切ることなく「心身の発達の過程にある者」と示されました。また、「こども大綱」では、特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけることを示したものであり、こどもが若者となり、おとなとして社会生活を送ることができるまでの成長の過程にある者と示されました。

このことから、本計画における「こども」については、「こども基本法」及び「こども大綱」を勘案して、「心身の発達の過程にある者で、若者となり、おとなとして社会生活を送ることができるまでの成長の過程にある者」で概ね18歳に満たない者とします。

また、「若者」の考え方については明確にされていませんが、ライフステージ※4としての「青年期」にあたる年齢が「概ね18歳以降から概ね30歳未満」と「こども大綱」において示されていることから、「概ね18歳以降から概ね30歳未満の者」とします。

ただし、「こども基本法」や「こども大綱」の基本的な考え方を踏まえ、一定の年齢でこども・若者を捉えることなく、様々なサービスや施策を実施していきます。

5 SDGs (Sustainable Development Goals) の推進

SDGsは、経済、社会、環境が調和した、持続可能で誰ひとり取り残さない社会の実現を目指す世界共通の目標です。本計画では、SDGsの17の目標との関連を示し、SDGsの目標の達成につなげていきます。



6 計画の策定体制

本計画は、保護者などへのニーズ調査等を基に、こども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、「子ども・子育て支援法」第72条第1項及び「児童福祉法」第8条第3項に規定する「佐野市子ども・子育て会議」による審議を行い、策定しました。

(1) 佐野市子ども・子育て会議の実施

「佐野市子ども・子育て会議」は、学識経験者、こども・子育て支援関係団体、こども・子育て支援に関係する事業者、保護者、事業主・労働者を代表する者、関係行政機関等で構成し、計画の内容等を審議しました。

(2) 佐野市こども計画策定庁内検討委員会の実施

本計画の策定にあたっては、佐野市こども計画策定庁内検討委員会を設置し、全庁横断的に子育て支援の取組について審議しました。

(3) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的としたニーズ調査を令和6（2024）年7月に実施しました。

(4) 佐野市こどもアンケートの実施

本計画の策定にあたって、市内の小中学生に、今の児童・生徒がどのような考えを持っているかを把握することを目的としたアンケート調査を令和6（2024）年7月に実施しました。

(5) 佐野市高校生アンケートの実施

本計画の策定にあたって、市内の高校生に、今の高校生の考えや本市へのニーズを把握することを目的としたアンケート調査を令和6（2024）年11月に実施しました。

(6) 佐野市若者アンケートの実施

本計画の策定にあたって、市内に居住、通勤・通学する概ね30歳未満の若者に、本市の捉え方やニーズを把握することを目的としたアンケート調査を令和6（2024）年11月に実施しました。

第2章

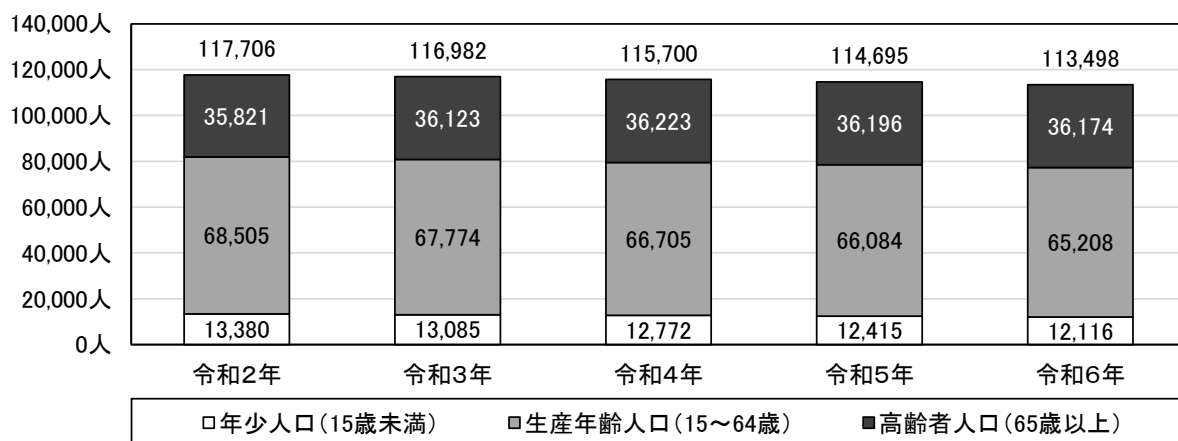
こども・若者、保護者を取り巻く 現状と課題

1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

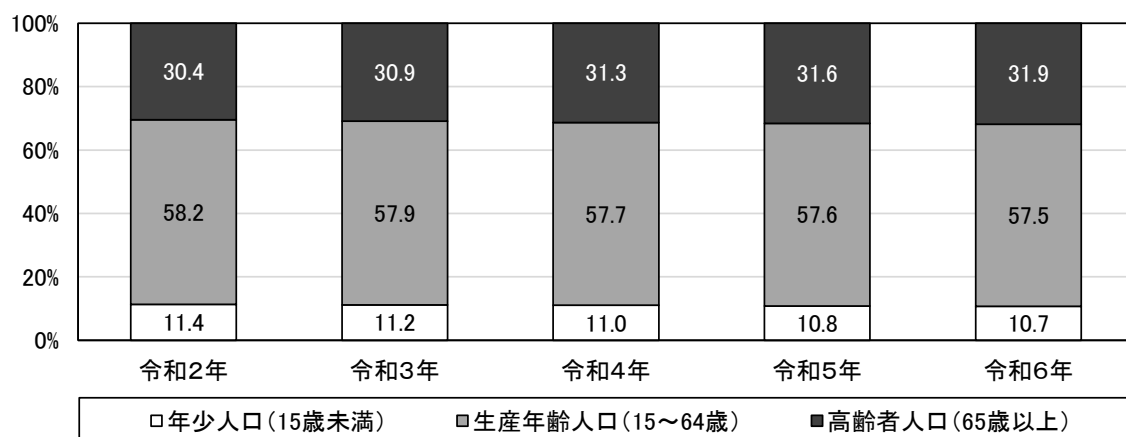
本市の人口は、令和6（2024）年4月1日現在、113,498人となっています。令和2（2020）年からの4年間の推移をみると、人口は年々減少し、4年間で4,208人の減少となっています。年齢3区分別の人口をみると、高齢者人口は令和4（2022）年をピークに減少に転じ、生産年齢人口・年少人口も年々減少しており、人口減少が加速しています。年齢3区分別の構成比をみると、高齢者人口の割合が年々増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



住民基本台帳（各年4月1日現在）より作成

■年齢3区分別人口構成比の推移

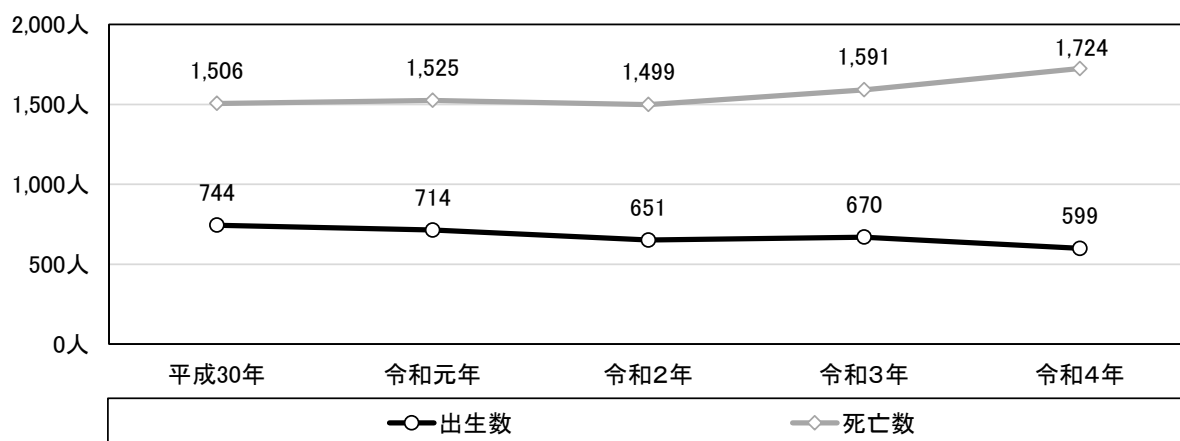


住民基本台帳（各年4月1日現在）より作成

(2) 自然動態

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回り、人口減少傾向にあります。

■出生数及び死亡数の推移

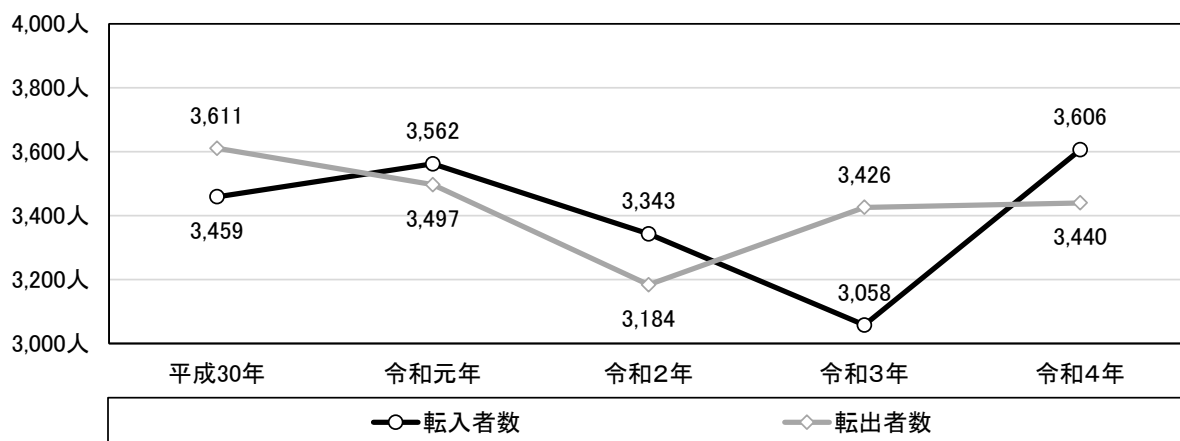


栃木県保健統計年報より作成

(3) 社会動態

本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、増減しながら推移し、令和4（2022）年は転入者数が転出者数を166人上回っています。

■転入者数及び転出者数の推移

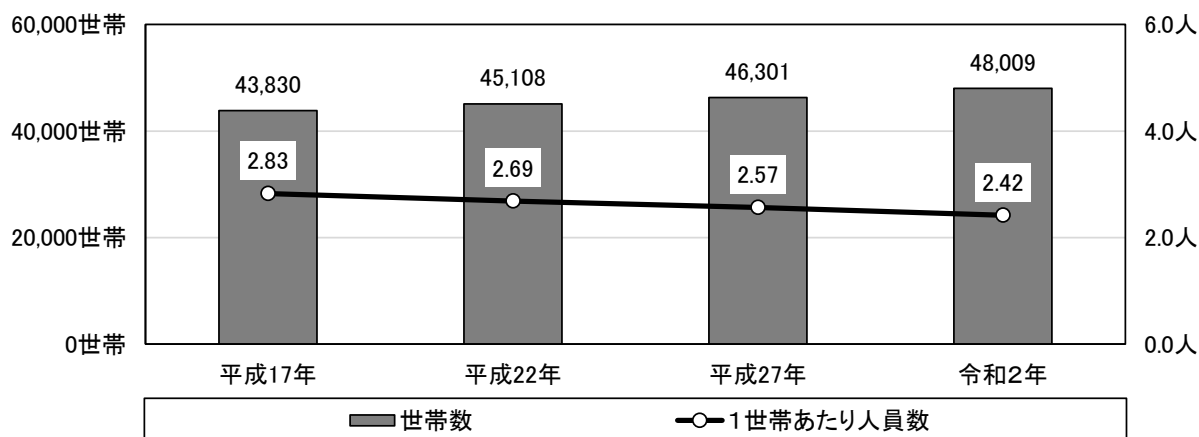


佐野市統計書より作成

(4) 世帯数

本市の世帯数は、年々増加しており、令和2（2020）年には48,000世帯を超えている一方で、1世帯あたり人員数は年々減少しています。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移

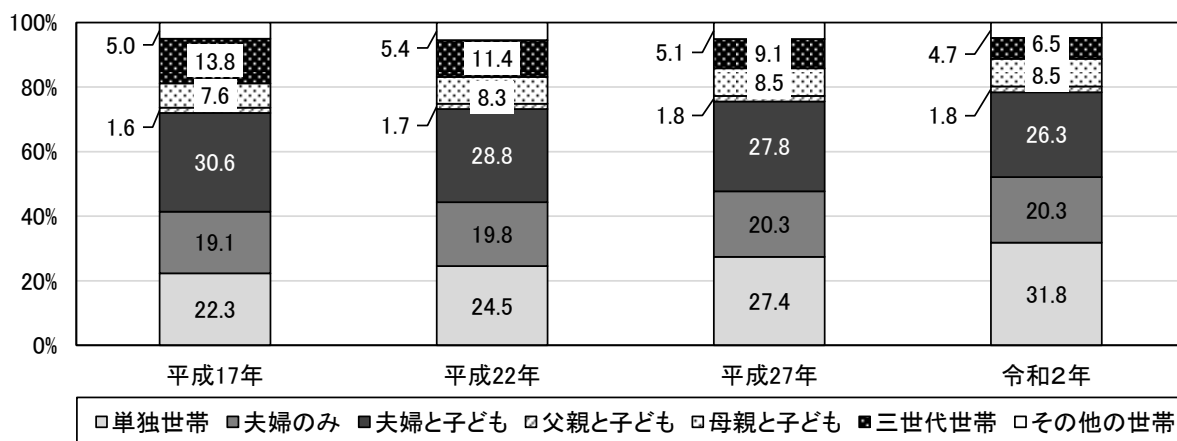


国勢調査より作成

(5) 世帯類型

本市の世帯類型をみると、単独世帯、核家族世帯（夫婦のみ、父親と子ども、母親と子ども）の割合が年々増加しています。令和2（2020）年では、単独世帯は31.8%、夫婦のみの世帯（核家族世帯）は20.3%となっており、合わせると半数以上になっています。

■世帯類型による世帯数の推移



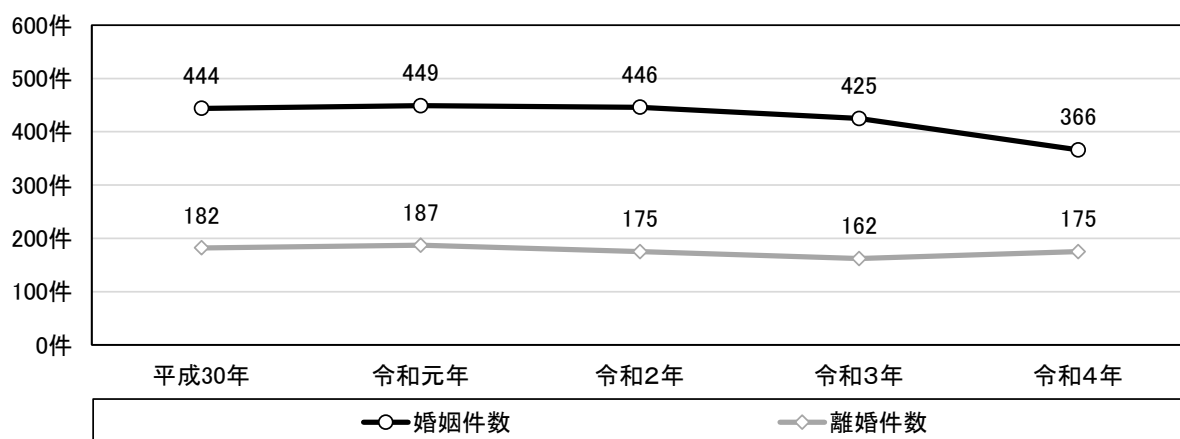
国勢調査より作成

2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は令和2（2020）年より減少しており、令和4（2022）年では366件となっています。また、離婚件数は、令和4（2022）年では175件となっています。令和3・4（2021・2022）年の婚姻件数減少の背景には、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が考えられます。

■婚姻件数・離婚件数の推移



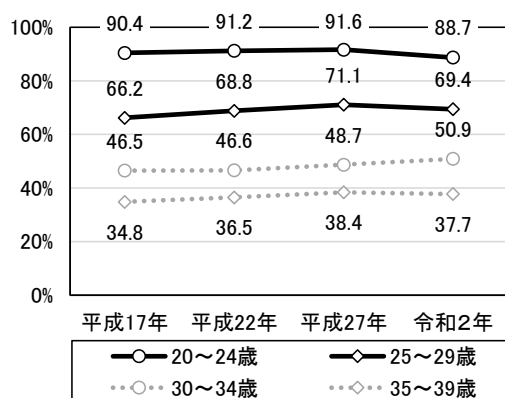
栃木県保健統計年報より作成

(2) 未婚率

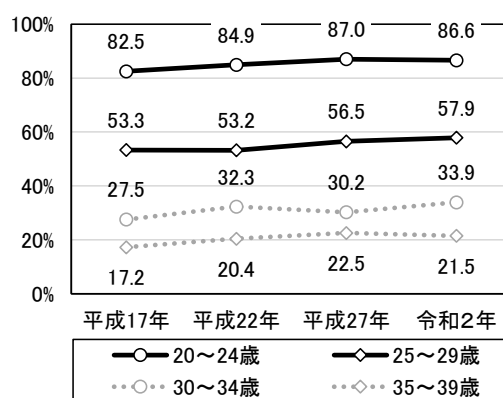
未婚率は平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて、男性では30～34歳で増加、女性では25～34歳で増加しています。

■未婚率の推移

【男性】



【女性】

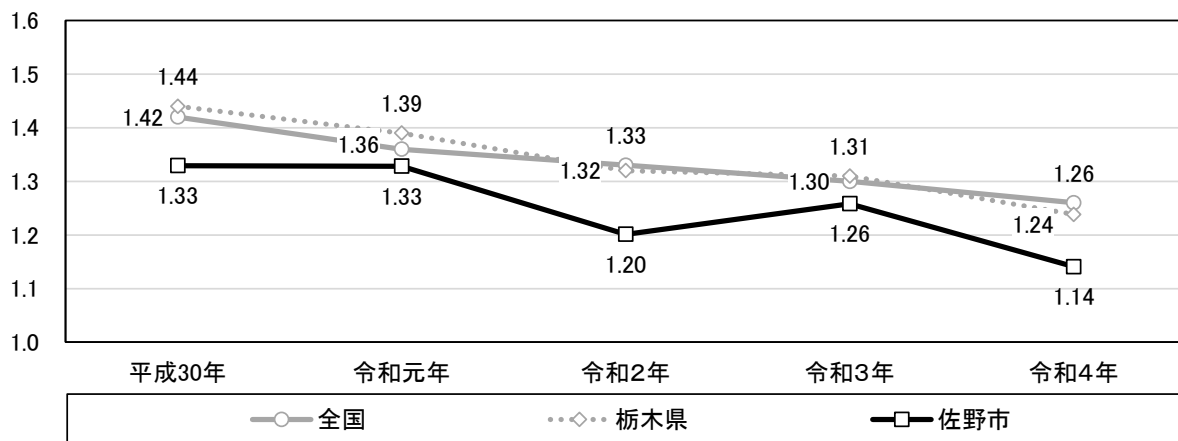


国勢調査より作成

(3) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、令和4（2022）年で1.14となっており、全国及び栃木県の数値を下回っています。

■合計特殊出生率の推移



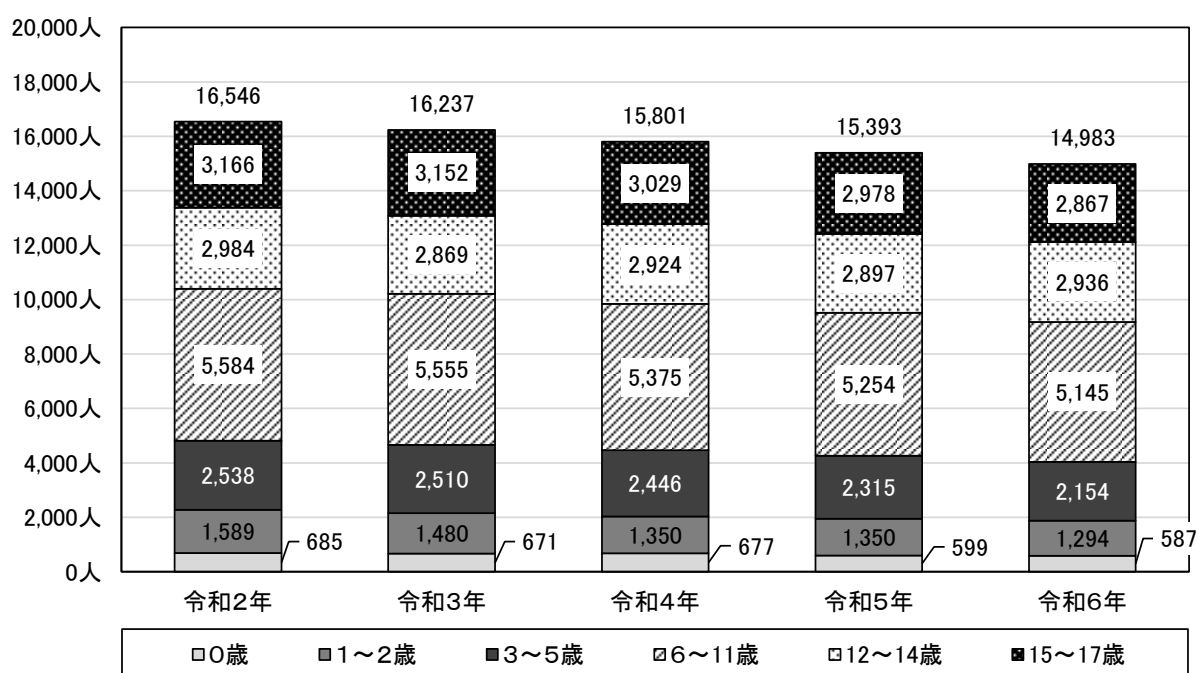
栃木県保健統計年報より作成

(4) 児童・生徒数

本市の18歳未満の児童・生徒数は、令和6（2024）年4月1日現在で14,983人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は4,035人、6～11歳の小学生児童数は5,145人、12～14歳の中学生生徒数は2,936人、15～17歳の生徒数は2,867人となっています。

令和2（2020）年から令和6（2024）年までの4年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

■児童・生徒数の推移



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	685	671	677	599	587
1～2歳	1,589	1,480	1,350	1,350	1,294
3～5歳	2,538	2,510	2,446	2,315	2,154
6～11歳	5,584	5,555	5,375	5,254	5,145
12～14歳	2,984	2,869	2,924	2,897	2,936
15～17歳	3,166	3,152	3,029	2,978	2,867
合計	16,546	16,237	15,801	15,393	14,983

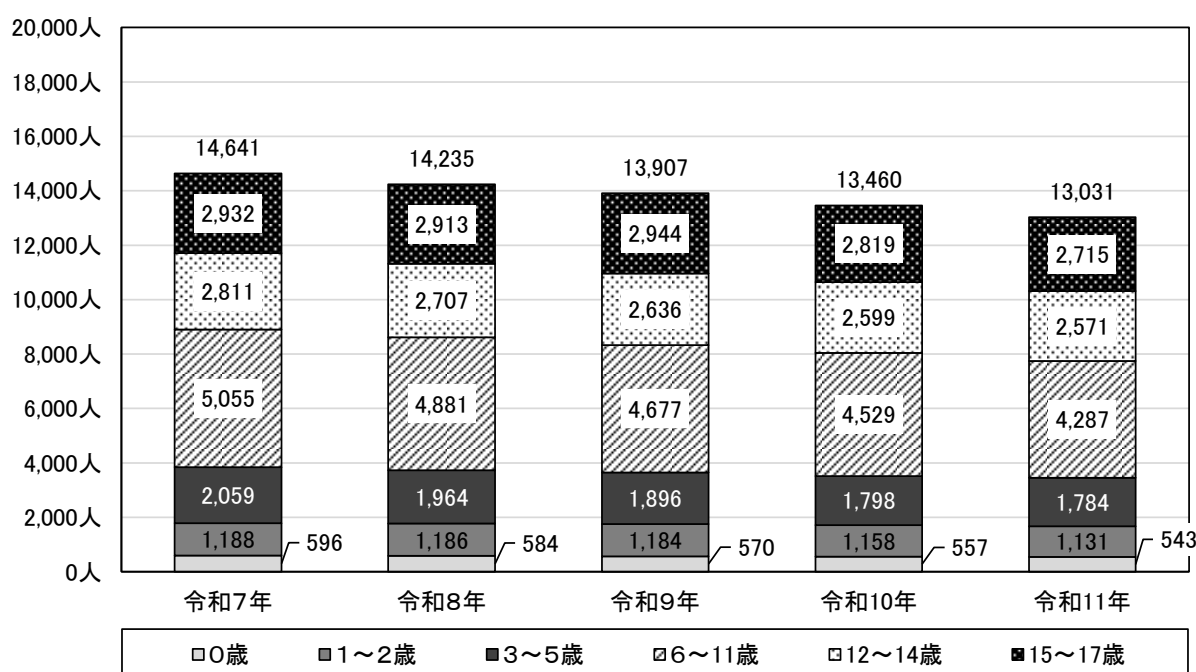
住民基本台帳（各年4月1日）より作成

(5) 推計児童・生徒数

本計画の対象となる児童・生徒数の見込みについては、令和2（2020）年から令和6（2024）年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法※5により、計画の最終年度である令和11（2029）年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童・生徒数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和7（2025）年の14,641人から令和11（2029）年には13,031人となり、1,610人の減少が見込まれます。

■推計児童・生徒数の推移



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	596	584	570	557	543
1～2歳	1,188	1,186	1,184	1,158	1,131
3～5歳	2,059	1,964	1,896	1,798	1,784
6～11歳	5,055	4,881	4,677	4,529	4,287
12～14歳	2,811	2,707	2,636	2,599	2,571
15～17歳	2,932	2,913	2,944	2,819	2,715
合計	14,641	14,235	13,907	13,460	13,031

住民基本台帳（各年4月1日）による推計

上記の推計児童・生徒数は、「子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（ニーズ量）」を算定するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、住民基本台帳人口の過去4年分の変化率を平均値とするコーホート変化率法により推計した。（直近のデータを基に作成しており、他の計画で使用する人口推計値と異なる場合がある。）

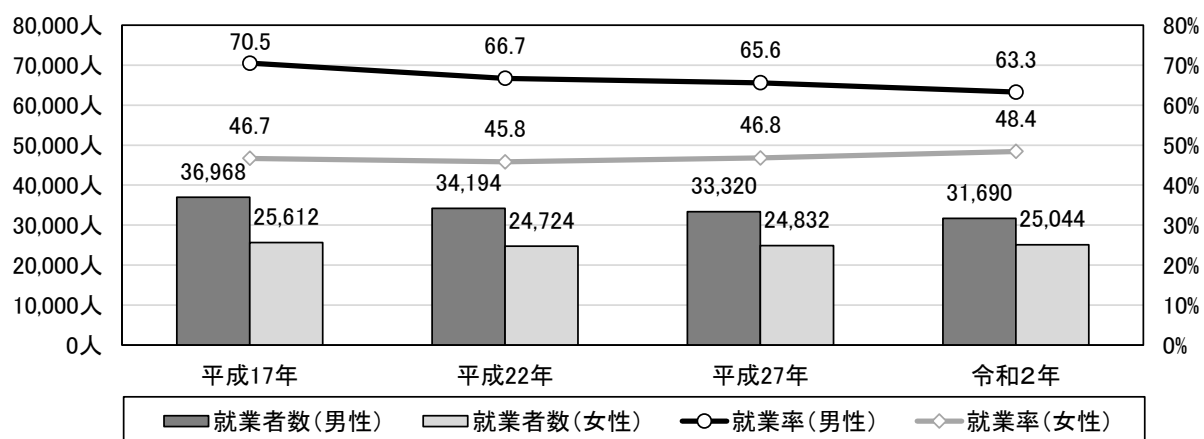
3 就業者数

(1) 就業者数

本市の就業者数は、男性は年々減少していますが、女性は平成22（2010）年から令和2（2020）年にかけてやや増加し、令和2（2020）年では25,044人となっています。

同様に、就業率も男性は年々低下していますが、女性は平成22（2010）年から令和2（2020）年にかけて上昇し、令和2（2020）年では48.4%となっています。

■就業者数の推移



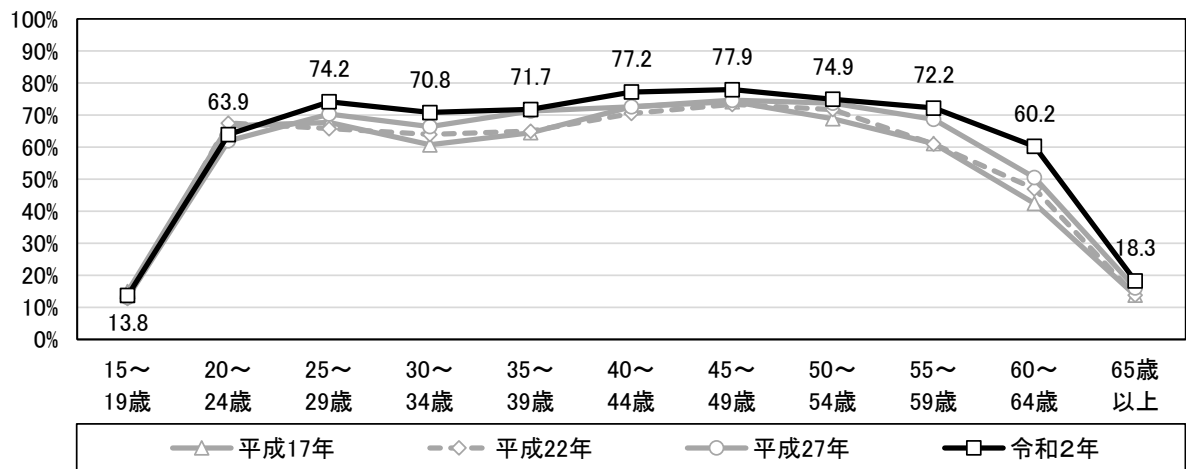
国勢調査より作成

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は、男性が横ばいの傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性が増加していることがうかがえます。

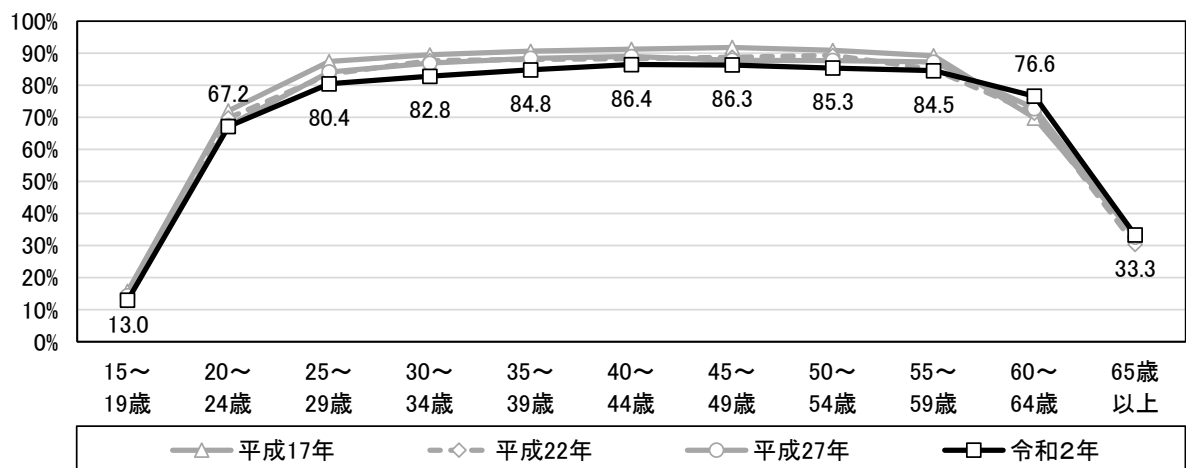
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、以前は20～24歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示していましたが、令和2（2020）年では、全ての年代において労働力率は増加しており、年齢別による差は小さくなっています。

■女性の年齢別労働力率



国勢調査より作成

■男性の年齢別労働力率



国勢調査より作成

4 ニーズ調査の概要及び結果

(1) 調査の目的

本調査は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて策定する本計画の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況及び意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

(2) 調査方法等

●調査対象

就学前児童の保護者及び小学生児童の保護者を対象に、それぞれ、就学前児童保護者調査票・小学生児童保護者調査票の2種類を作成し、調査を行いました。

●調査期間

令和6（2024）年6月24日から令和6（2024）年7月12日までの期間で調査を実施しました。

●配付・回収方法

①就学前児童保護者調査票

児童が保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所に就園している場合は、各所を通じて配付・回収を行いました。また、未就園児の場合は、郵送により配付・回収を行いました。

②小学生児童保護者調査票

所属している小学校を通じて、配付・回収を行いました。

※①、②の調査ともに、インターネットでも回答できるようにしました。

(3) 回収状況

対象者	配付数	回答方法	回収数	回収率
就学前児童の保護者	3,400 部	郵送	754 部	22.1%
		WE B	620 部	18.3%
		合計	1,374 部	40.4%
小学生児童の保護者	3,300 部	郵送	579 部	17.6%
		WE B	692 部	20.9%
		合計	1,271 部	38.5%

(4) ニーズ調査結果

※前回調査との比較では、平成 31 年に実施した調査結果を参考としています。

※図表中の「子ども」等の表記は、調査時点での表記で記載しています。

①こどもをみてもらえる親族などの支援や気軽に相談できる人について

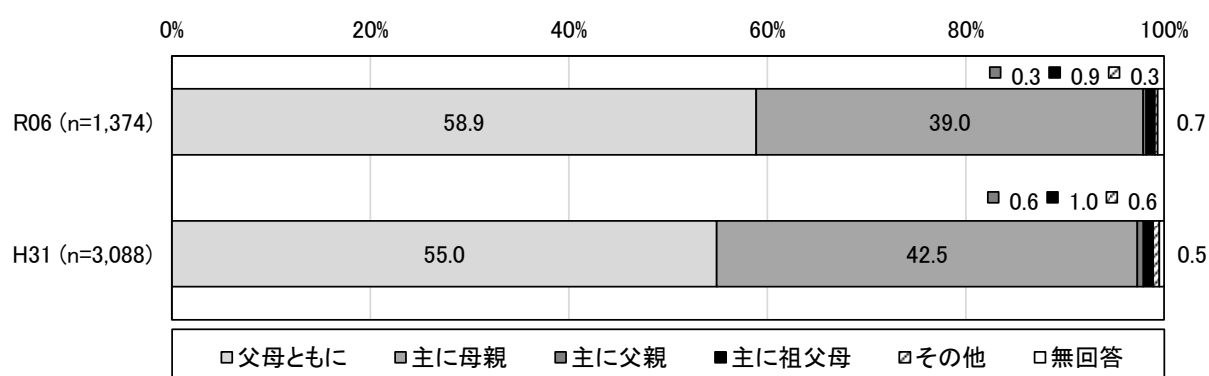
主に子育てをしている人は、「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっています。前回調査と比べて「父母ともに」が増加しています。

こどもをみてもらえる親族・友人・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、「いずれもない」となっています。

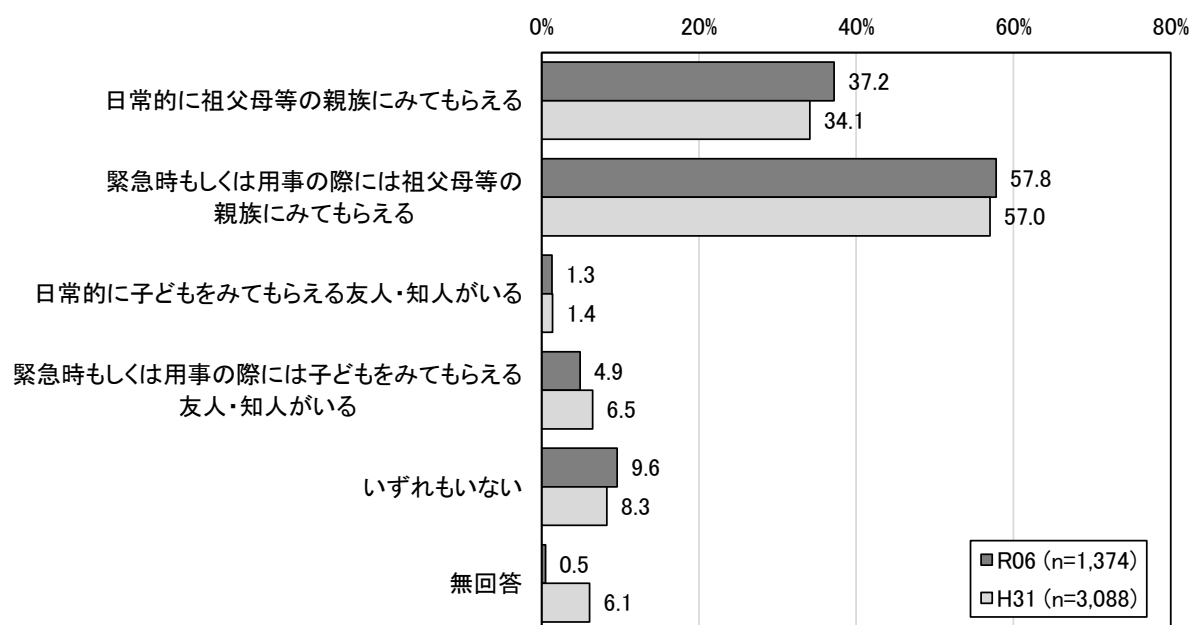
子育てをするうえで、気軽に相談できる人や場所は「いる（ある）」と回答した人の割合が前回調査に比べて増加しています。

気軽に相談できる人・場所は、「祖父母等の親族」が最も多く、次いで「友人や知人」、「保育士」、「幼稚園教諭」、「かかりつけの医師」となっています。

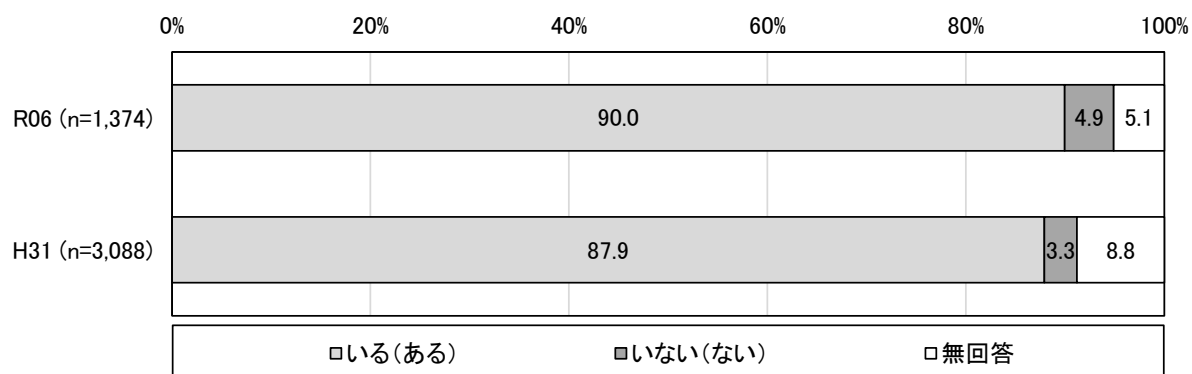
■主に子育てをしている人（就学前児童保護者調査）



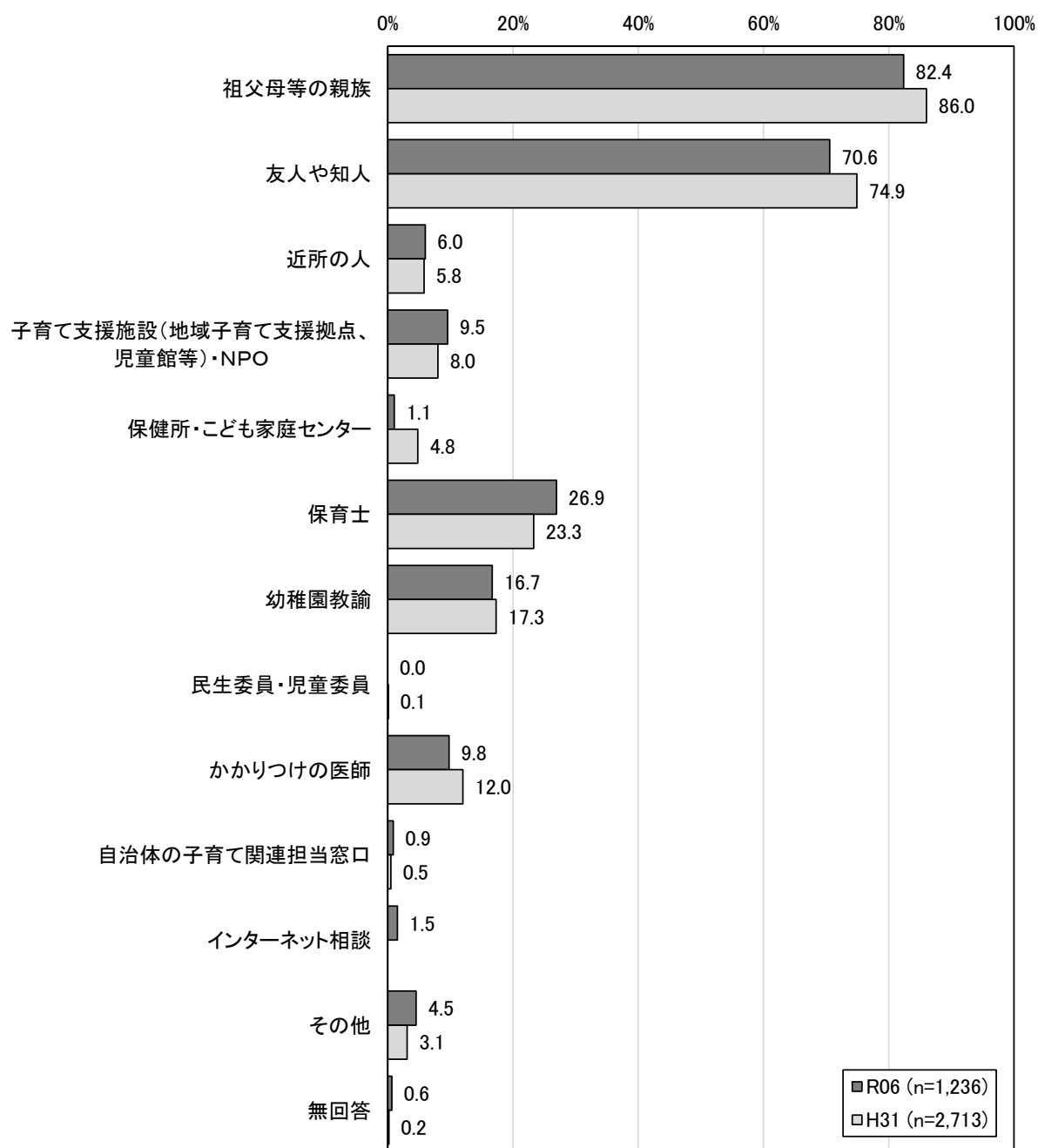
■こどもをみてもらえる親族・友人・知人の有無（就学前児童保護者調査）



■気軽に相談できる人・場所の有無（就学前児童保護者調査）



■気軽に相談できる人・場所（就学前児童保護者調査）



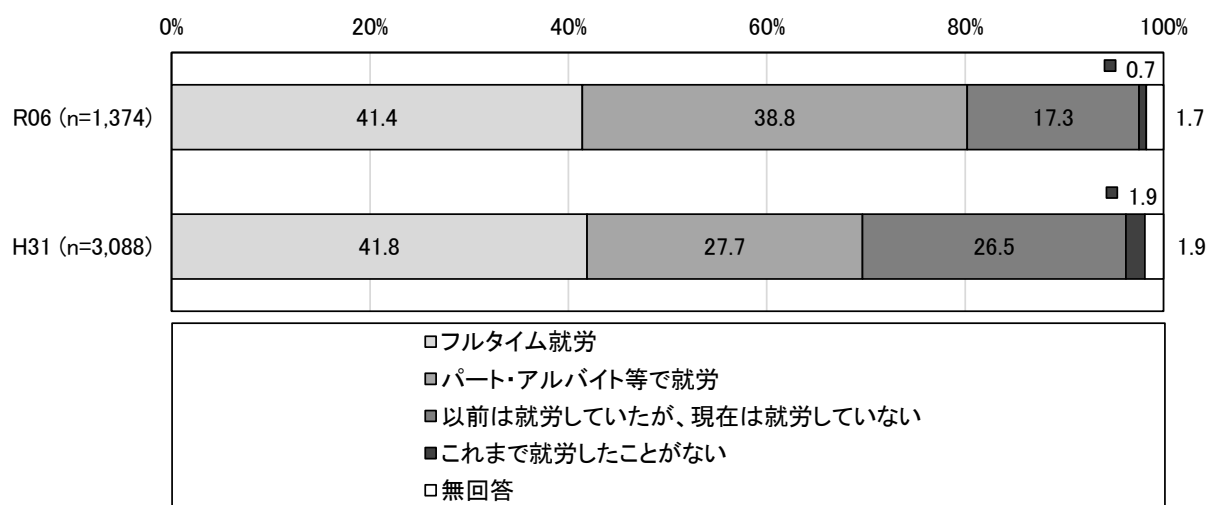
②保護者の就労状況について

保護者の就労状況については、母親・父親ともにパート・アルバイト等で就労している割合が、前回の調査時より増加しています。

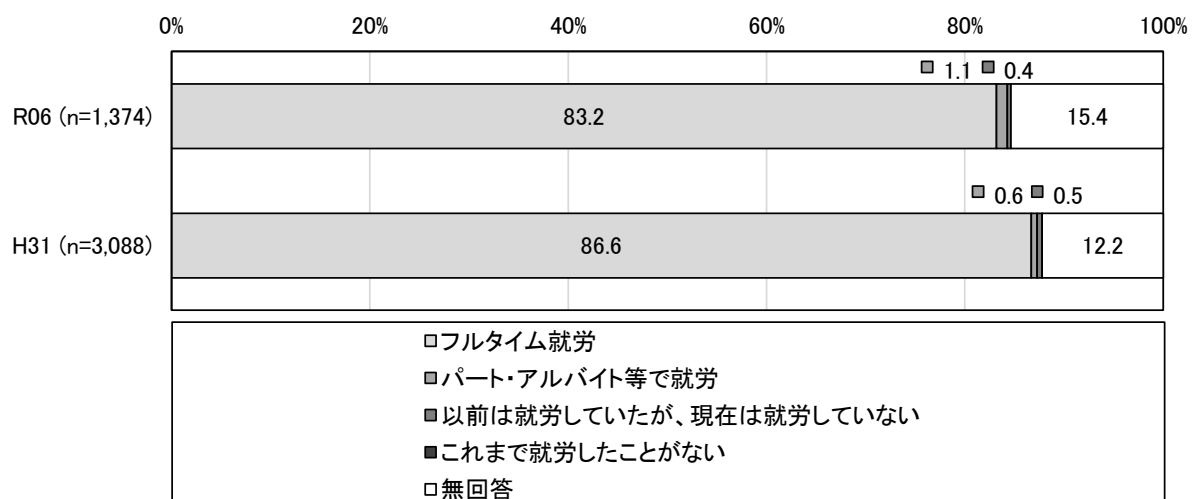
パート・アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望については、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が増加しています。

また、現在就労していない母親の就労希望については、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」「1年より先、一番下のこどもが[]歳になったところに就労したい」が増加しています。

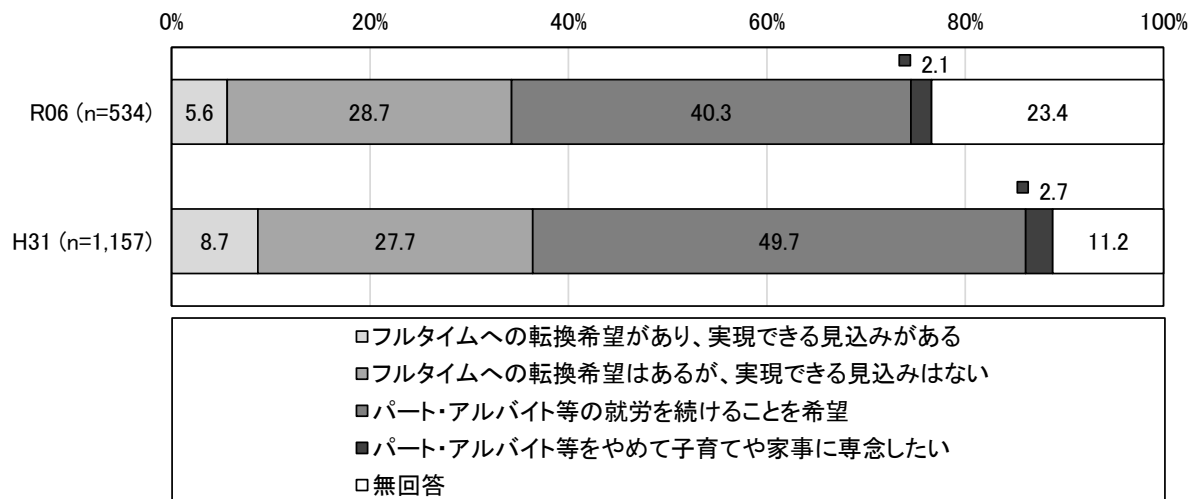
■母親の就労状況（就学前児童保護者調査）



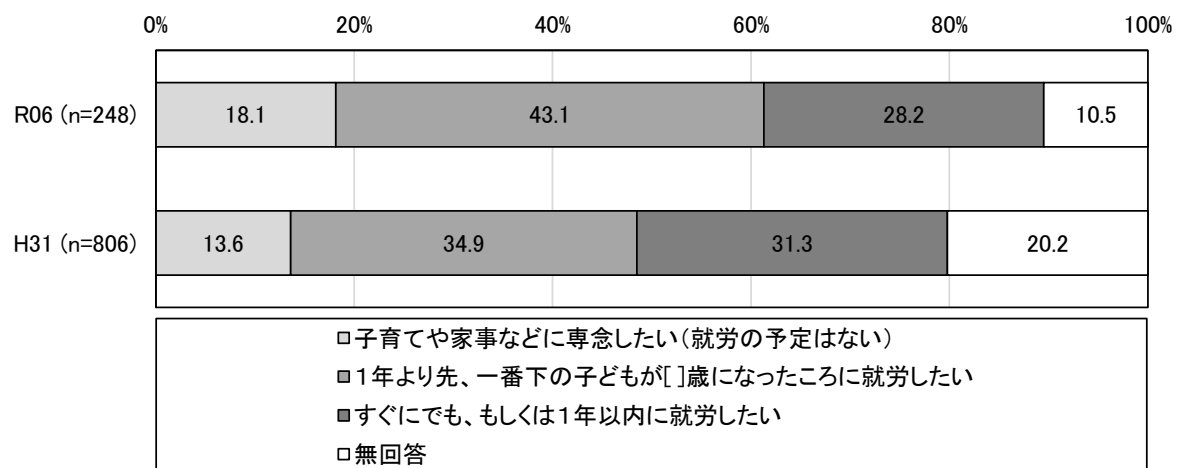
■父親の就労状況（就学前児童保護者調査）



■パート・アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望（就学前児童保護者調査）



■現在就労していない母親の就労希望（就学前児童保護者調査）

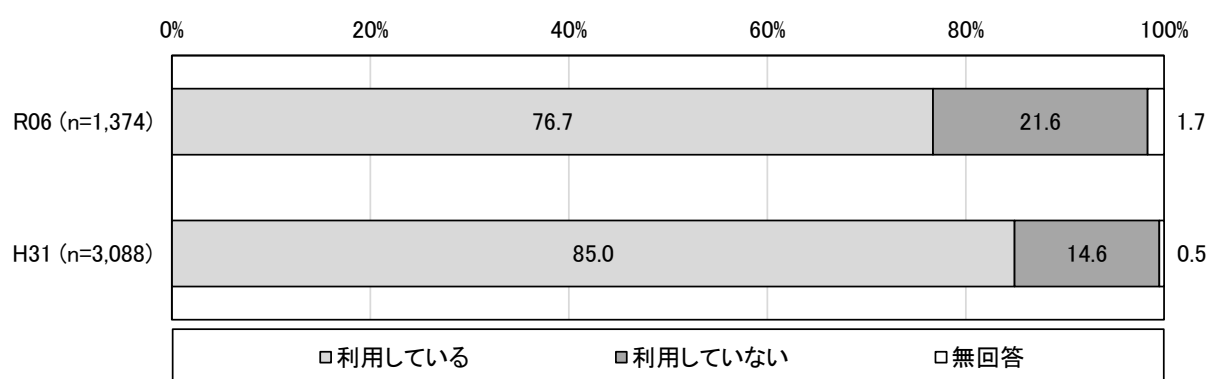


③保育所や幼稚園等の施設・サービスの利用状況と利用希望について

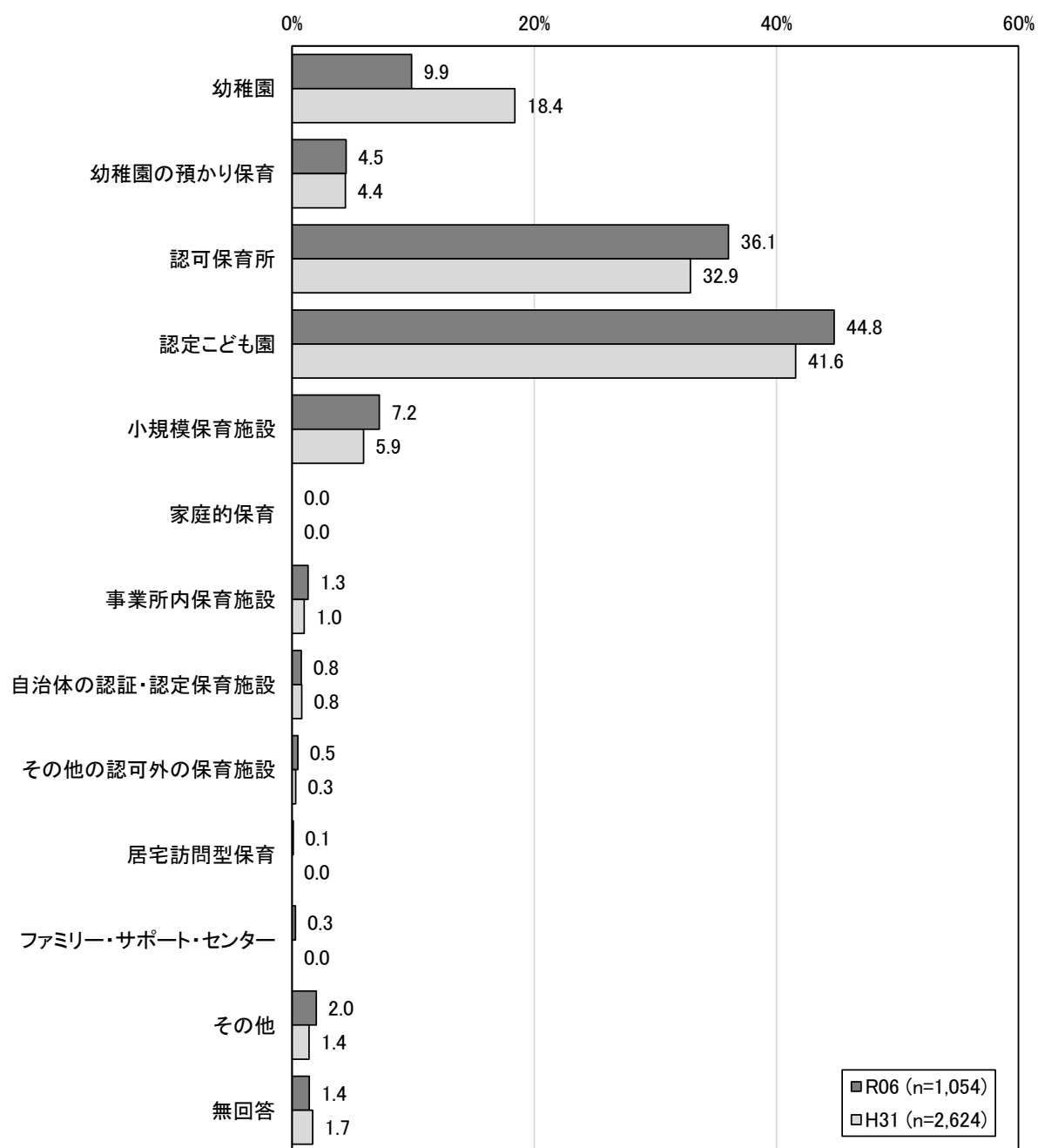
保育所や幼稚園等の施設・サービスの利用状況については、「利用している」の割合は前回の調査時より減少しています。

また、現在利用している保育所や幼稚園等の施設・サービスと、今後も定期的に利用したい、または新たに利用したい施設・サービスについては、ともに「認可保育所」「認定こども園」が多くなっています。その他のサービスについては、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「小規模保育施設」の利用希望が多くなっています。

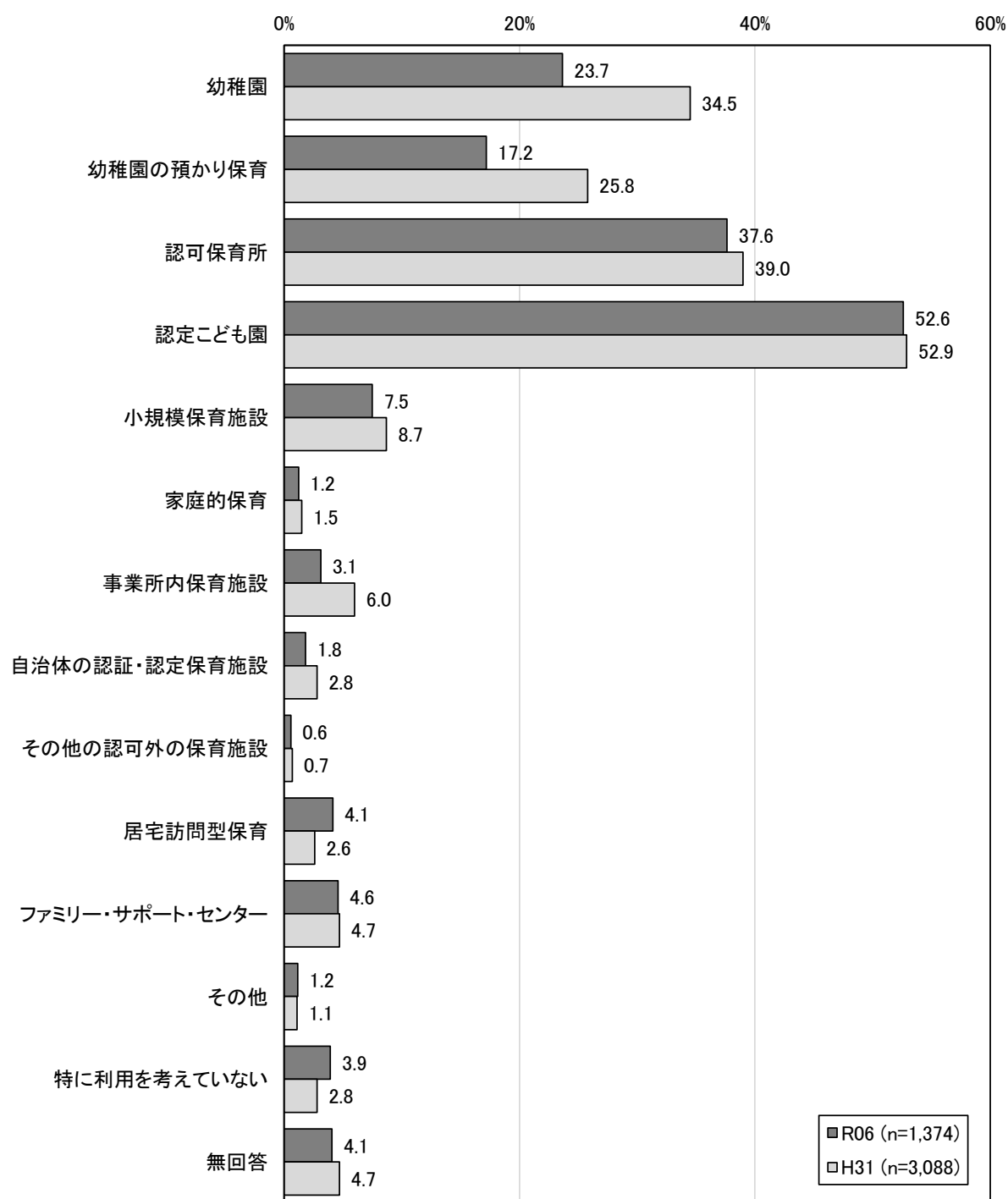
■保育所や幼稚園等の施設・サービスの利用状況（就学前児童保護者調査）



■現在利用している保育所や幼稚園等の施設・サービス（就学前児童保護者調査）



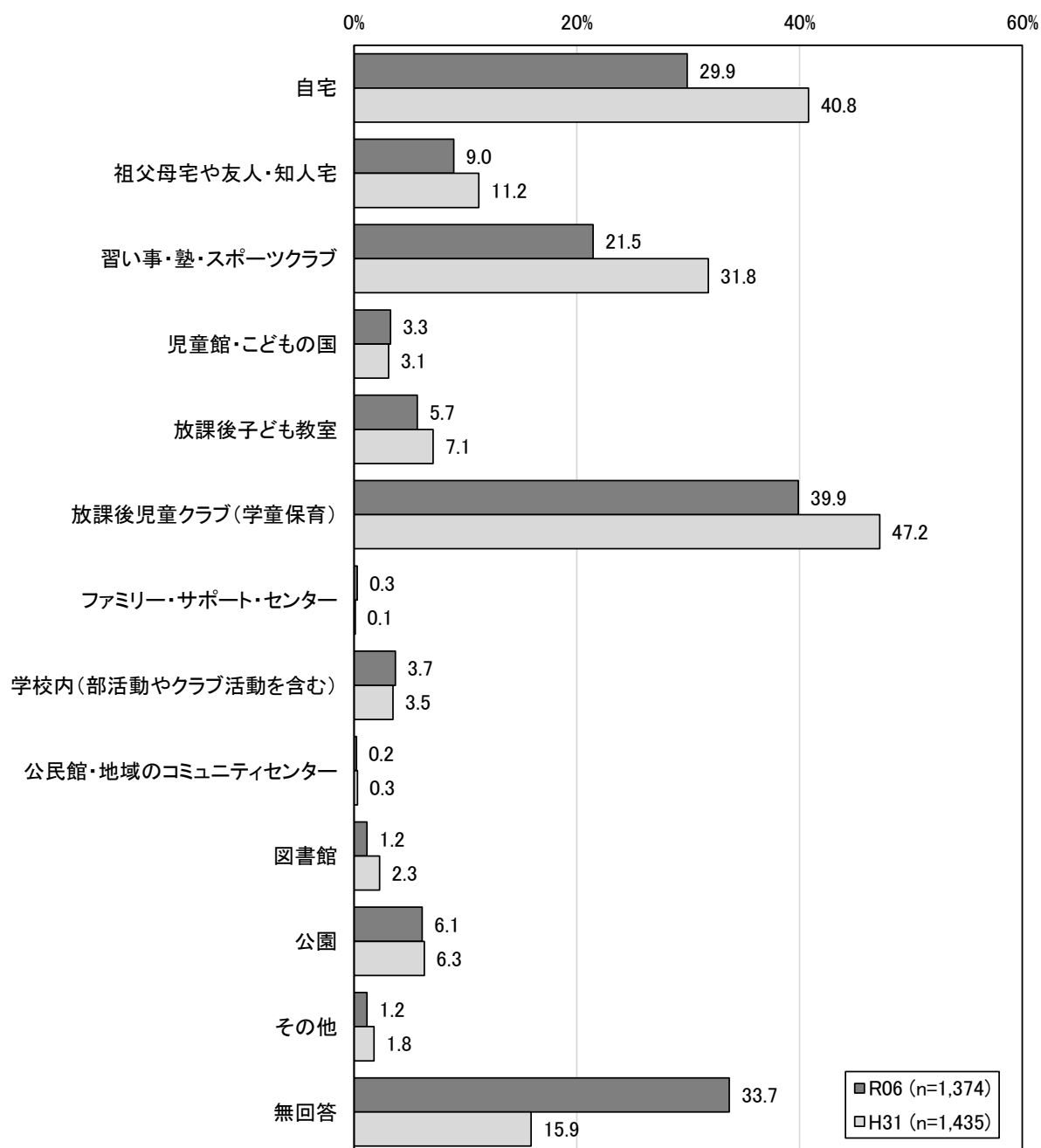
■今後も定期的に利用したい、または新たに利用したい施設・サービス
(就学前児童保護者調査)



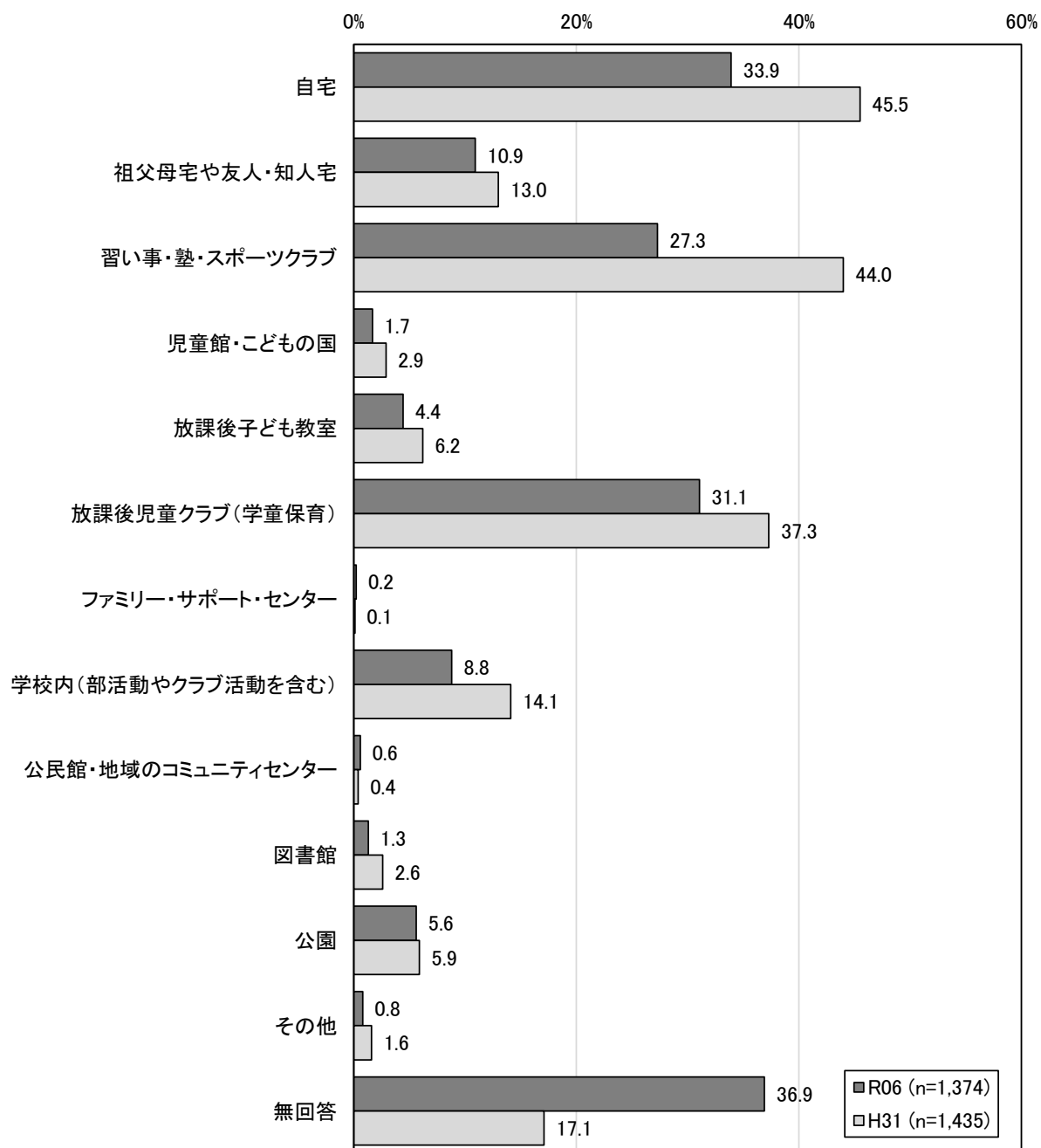
④放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方の現状や利用意向については、就学前児童保護者と小学生児童保護者ともに、「自宅」「習い事・塾・スポーツクラブ」「放課後児童クラブ（学童保育）」が多い状況です。特に「放課後児童クラブ（学童保育）」については、小学生児童保護者の現在の放課後の過ごし方で前回の調査時より増加しています。

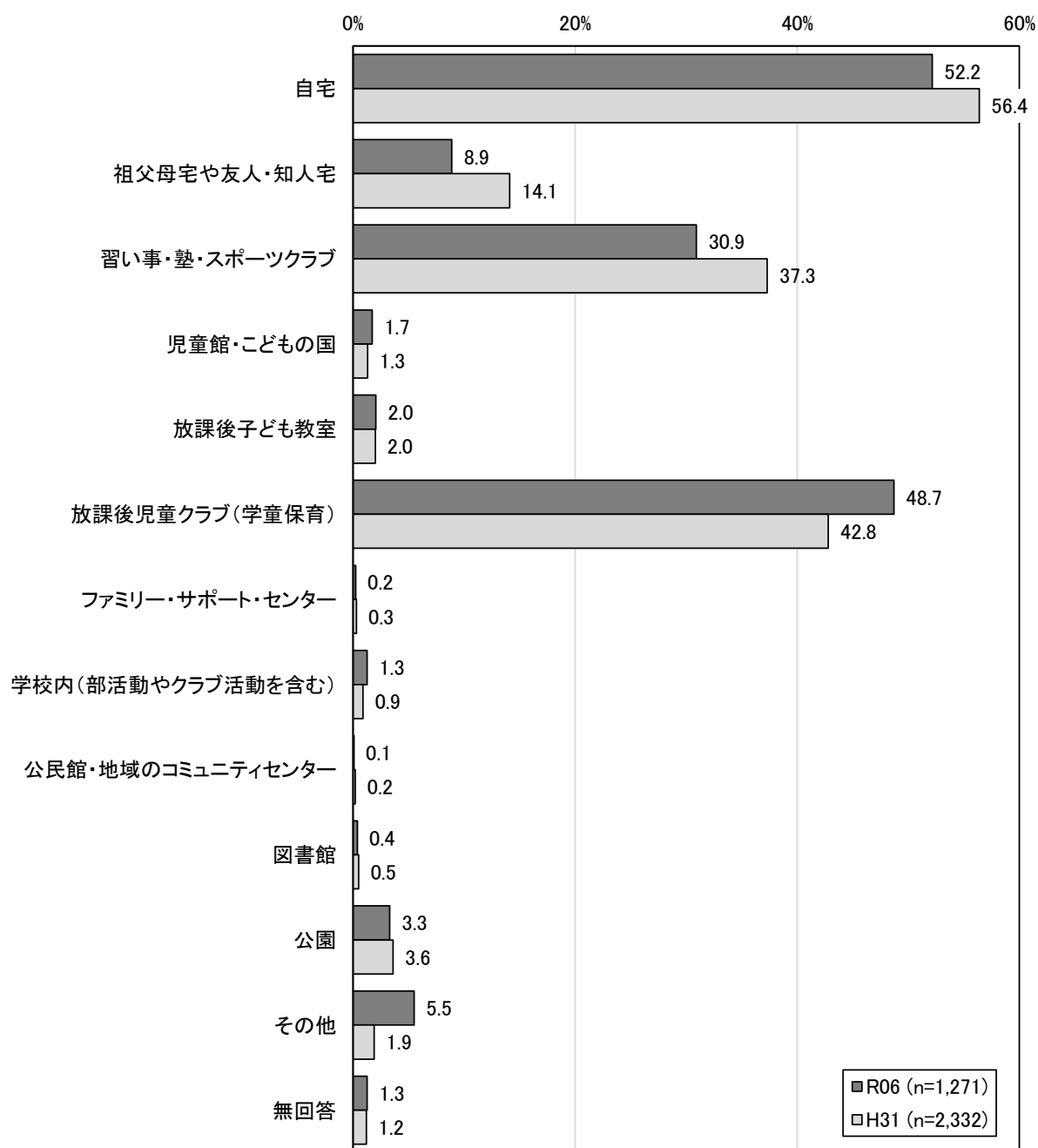
■低学年時（１～３年生）にこどもを放課後過ごさせたい場所（就学前児童保護者調査）



■高学年（４～６年生）になった場合にこどもを放課後過ごさせたい場所
（就学前児童保護者調査）



■現在の放課後の過ごし方（小学生児童保護者調査）

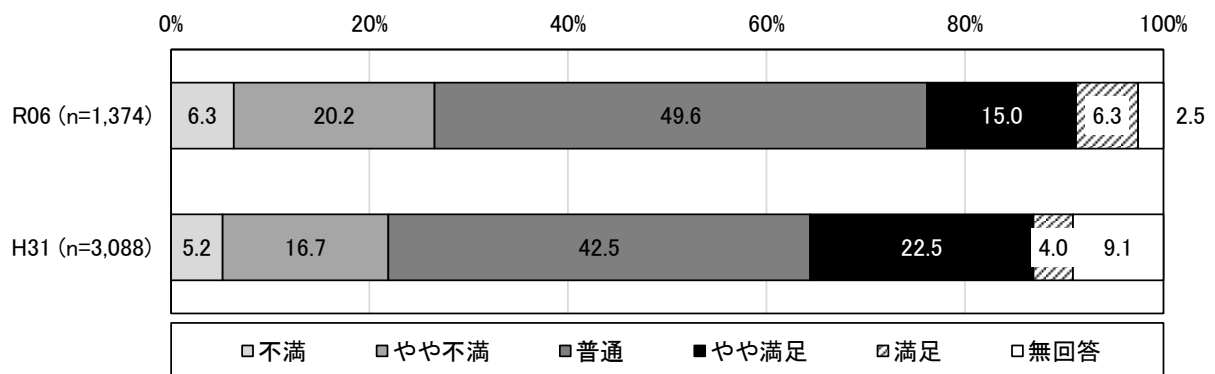


⑤子育て支援全般について

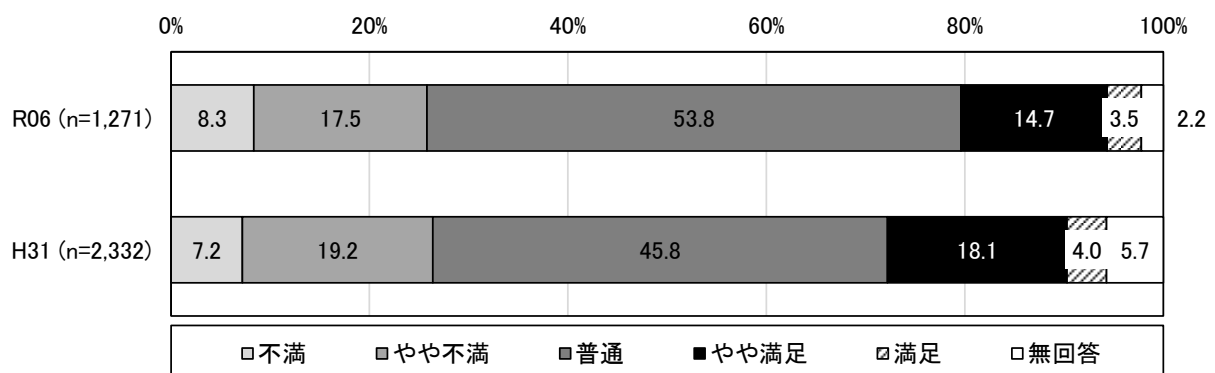
佐野市における子育ての環境や支援への満足度については、「やや満足」「満足」を合算した『満足している』は就学前児童保護者・小学生児童保護者ともに前回の調査時より減少しています。

今後重要だと思う子育て支援について、就学前児童保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多く、次いで「保育園・幼稚園や認定こども園、学校などにかかる出費負担を軽減してほしい」、「親子で楽しめるイベントを開催してほしい」となっています。また、小学生児童保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多く、次いで「親子で楽しめるイベントを開催してほしい」、「保育園・幼稚園や認定こども園、学校などにかかる出費負担を軽減してほしい」となっています。

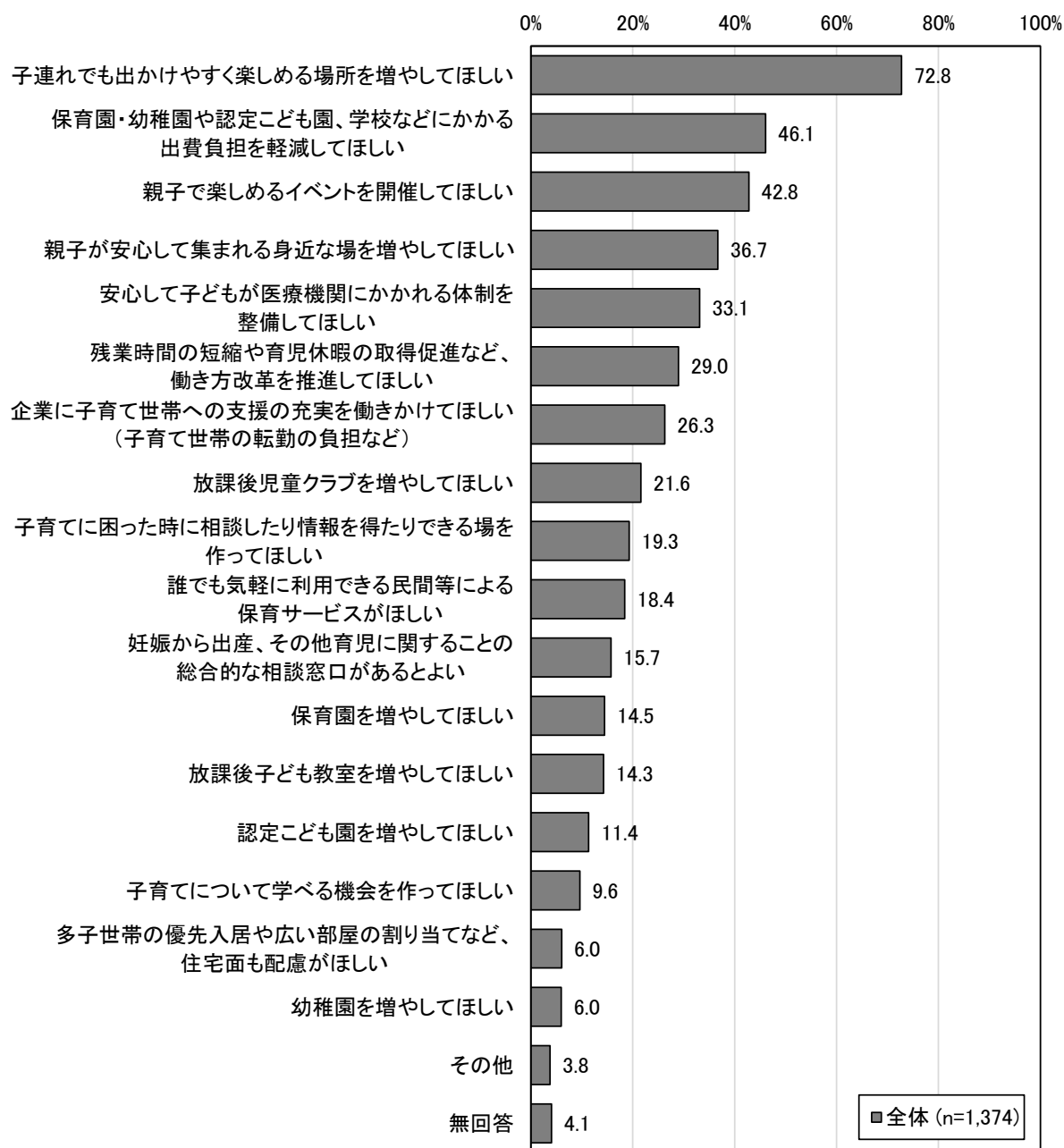
■子育ての環境や支援への満足度（就学前児童保護者調査）



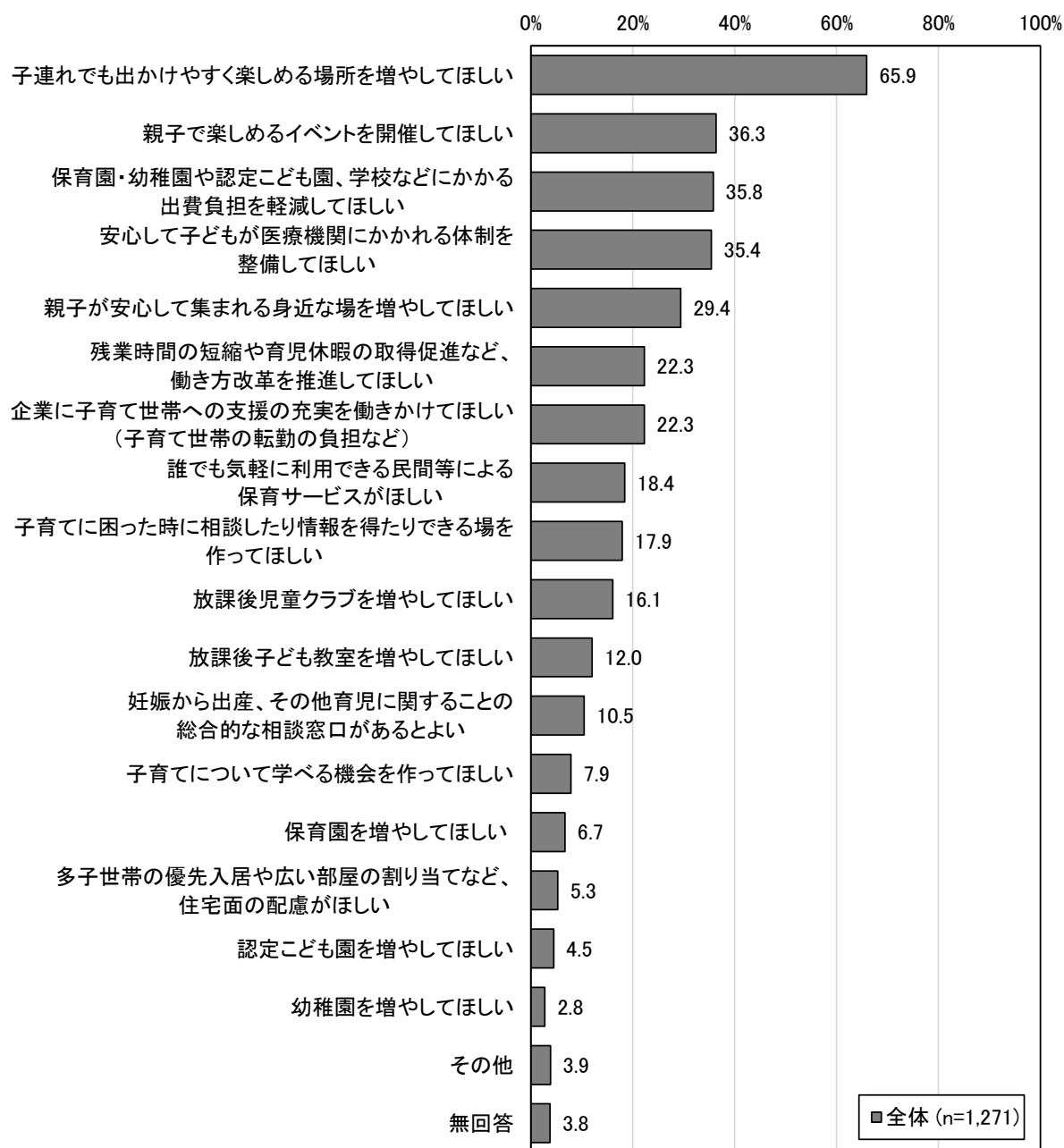
■子育ての環境や支援への満足度（小学生児童保護者調査）



■今後重要だと思う子育て支援（就学前児童保護者調査）



■今後重要だと思う子育て支援（小学生児童保護者調査）



5 佐野市こどもアンケートの概要及び結果

(1) 調査の目的

本調査は、今の本市の児童・生徒がどのような考えを持ち、市のことをどのように感じているかを把握することを目的に実施しました。なお、いただいた自由意見は関係部署と共有し、児童・生徒の要望として今後の施策に反映していきます。

(2) 調査方法等

●調査対象

市内の小学校1年生から3年生は紙媒体による調査、小学校4年生から中学校3年生は学校のタブレット端末によるインターネット調査を実施しました。

※児童・生徒の学年に応じた設問にしたため、それぞれで内容が異なる箇所があります。

●調査期間

令和6（2024）年6月24日から令和6（2024）年7月21日までの期間で調査を実施しました。

(3) 回収状況

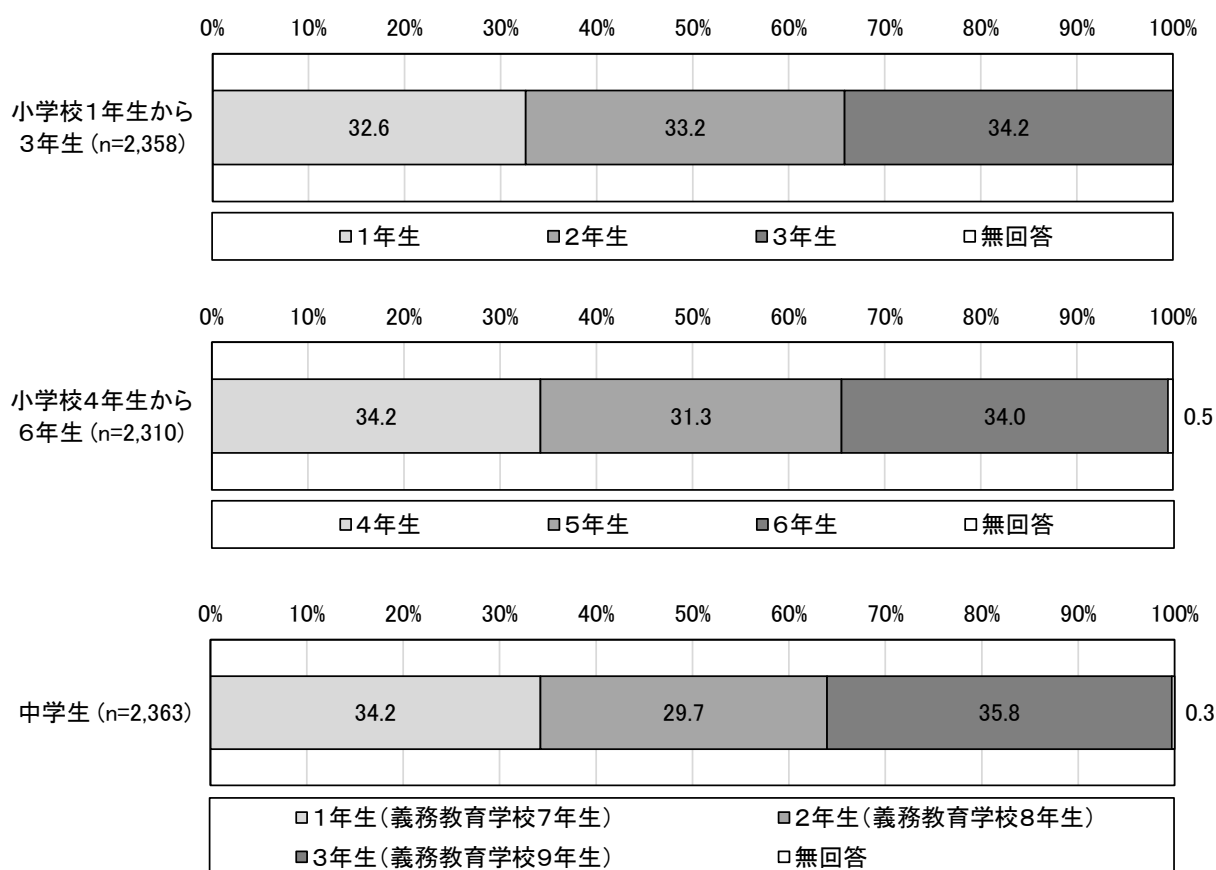
対象者	配付数	回収数	回収率
小学校1年生から3年生	2,467部	2,358部	95.6%
小学校4年生から6年生	2,581部	2,343部	90.8%
中学生	2,695部	2,451部	90.9%
合計	7,743部	7,152部	92.4%

※配布数は、令和6年5月1日時点の児童・生徒数

※市立中学生以外は、人数の把握ができなかったため、市立中学生の総数で計上

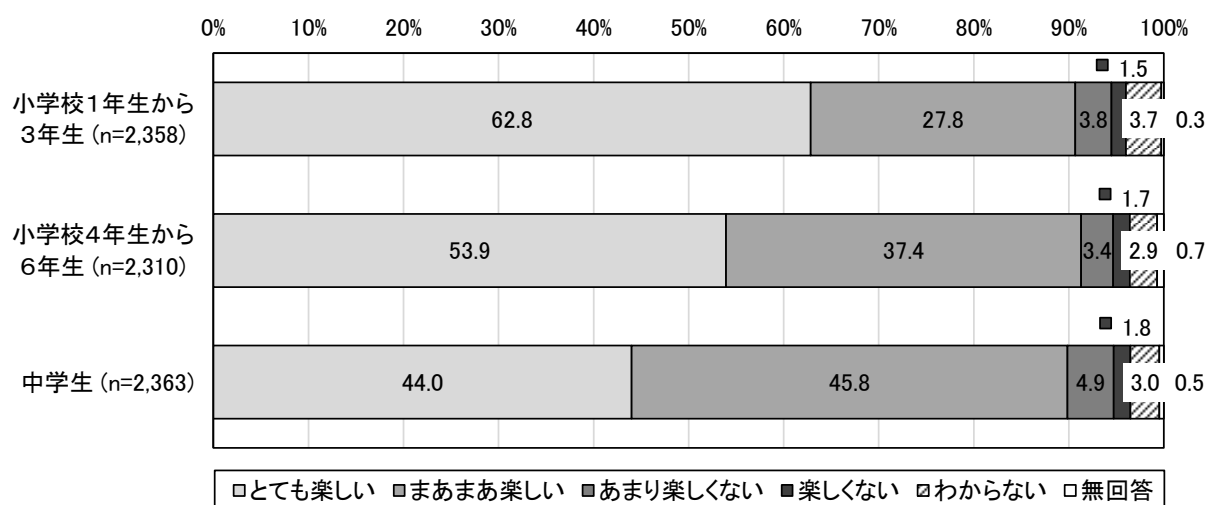
(4) アンケート調査結果

■Q1. あなたの学年は？



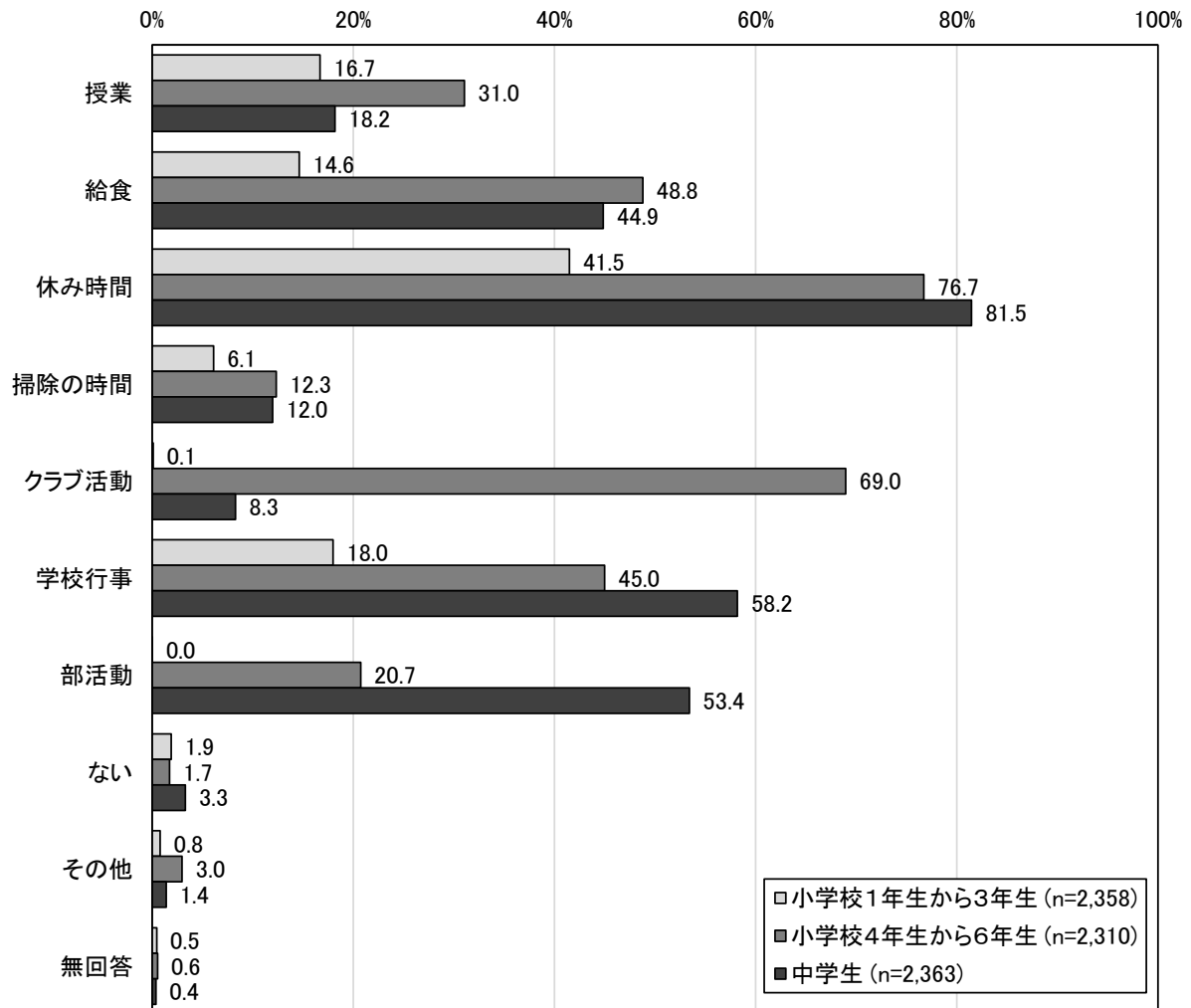
■Q2. 学校は楽しいですか？

学校が「とても楽しい」、「まあまあ楽しい」と答えた割合は、それぞれ約9割となっています。多くの児童・生徒が学校は「楽しい場所」と感じていることがわかります。



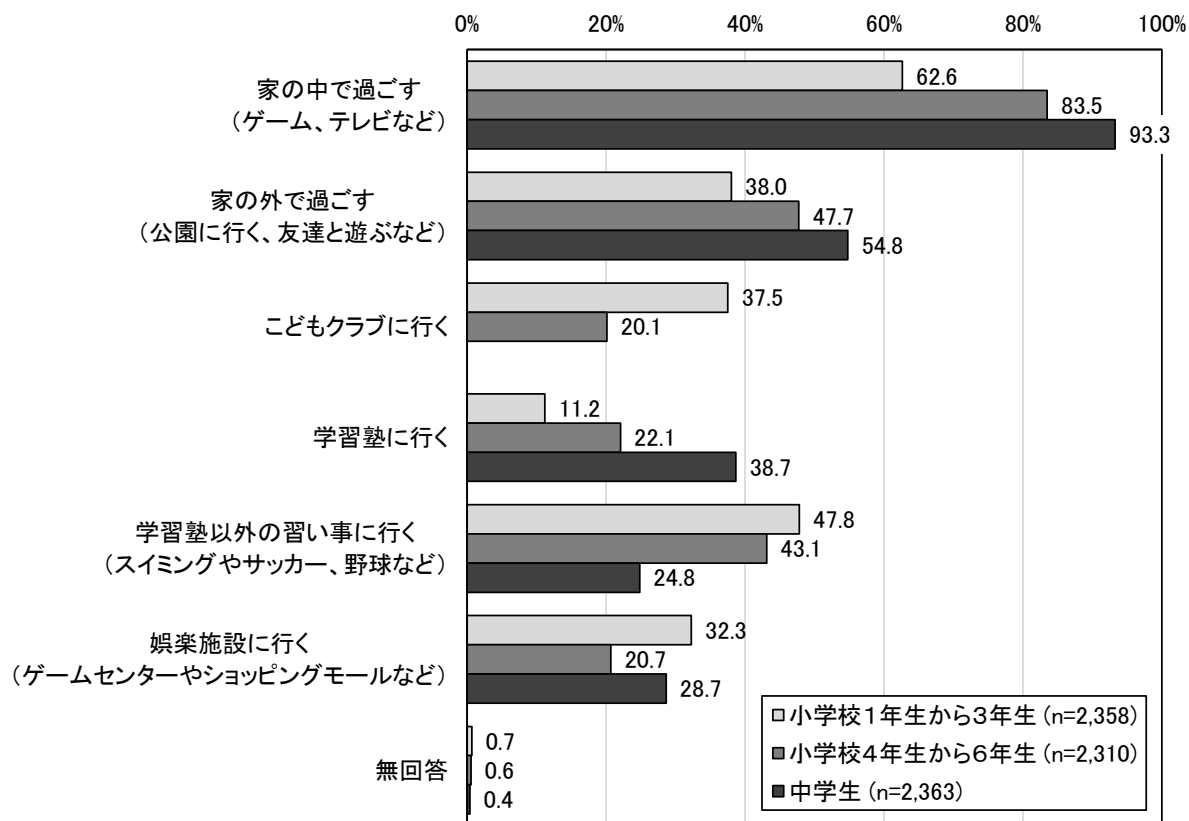
■Q3. 学校生活の中で好きなことはなんですか？

学校生活の中で好きなこととして、「休み時間」が一番人気があることがわかります。また、小学校4年生から6年生では、「クラブ活動」を好きと感じている割合が高くなっています。



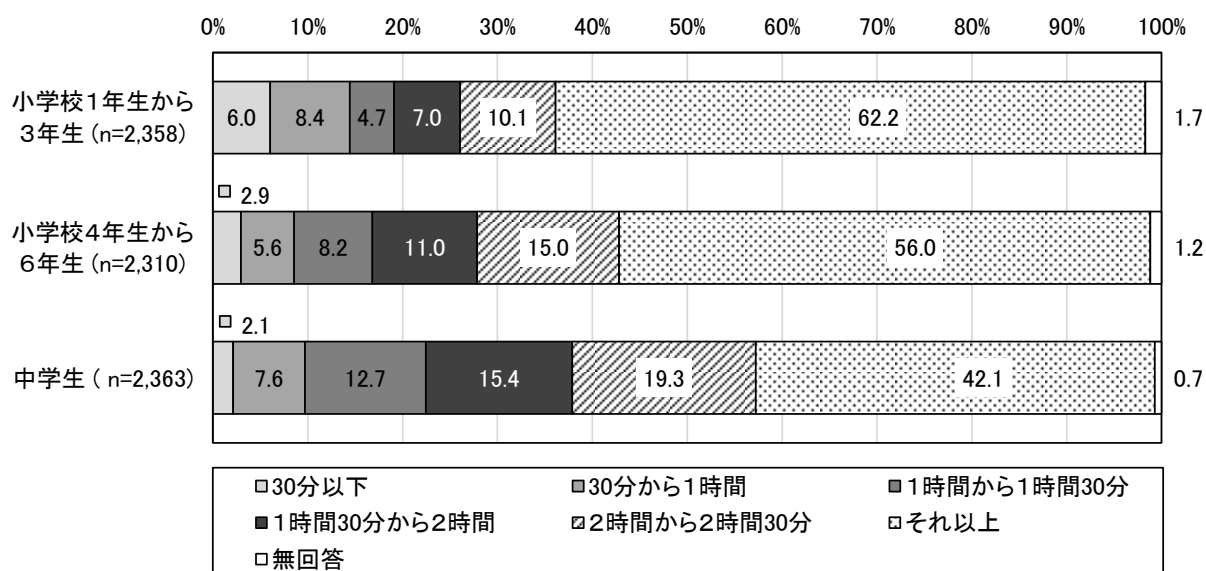
■Q4. 1日のうち、学校以外の時間をどのように過ごしていますか？

学校以外の時間は、「家の中で過ごす（ゲーム、テレビなど）」が、それぞれで一番割合が高くなっています。また、小学生では、「学習塾以外の習い事に行く（スイミングやサッカー、野球など）」の割合が4割を超えており、多くのこどもが何かしらの習い事をしていることがわかります。



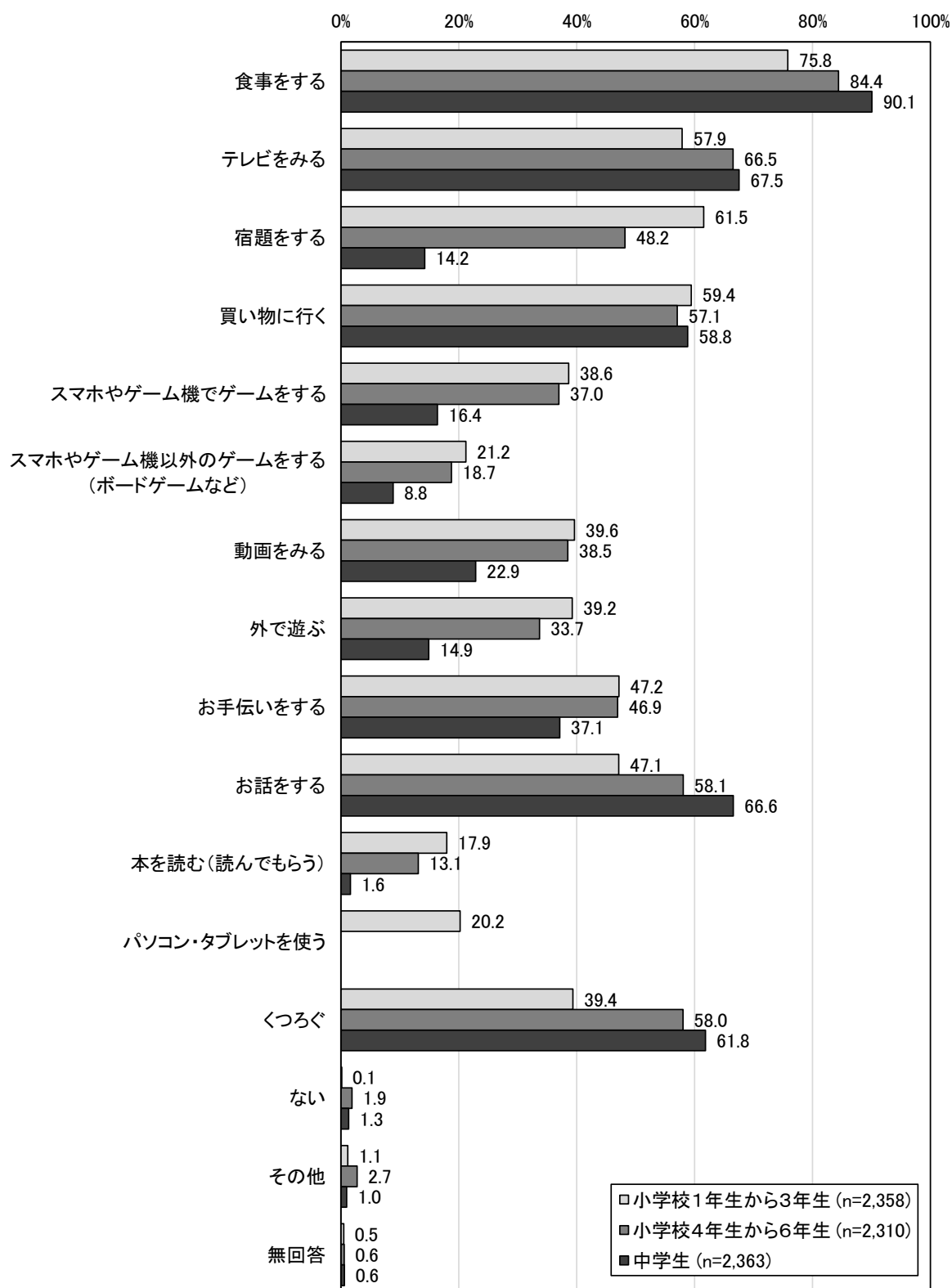
■Q5. 1日のうち、家族と過ごす時間はどれくらいありますか？

それぞれの結果で、2時間30分以上が一番多い割合を占めていますが、学年が上がるにつれ、家族と過ごす時間が短くなっていることがわかります。



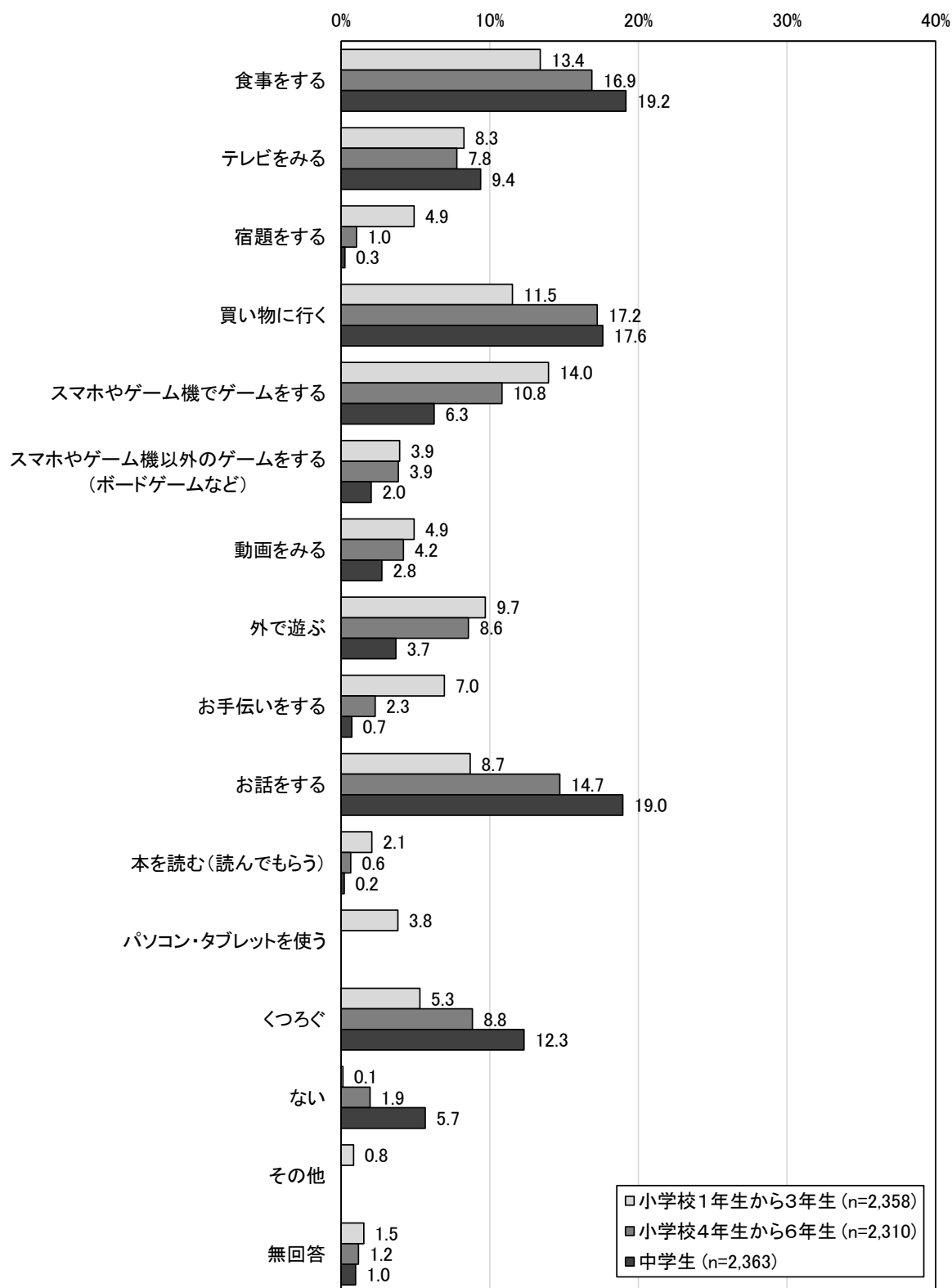
■Q6. 1日のうち、どのようなことをして家族と過ごしていますか？

家族と過ごしている時間は、「食事をする」と答えた割合が、それぞれで一番高くなっています。家庭での過ごし方は様々で、多くの項目で高い割合を占めています。



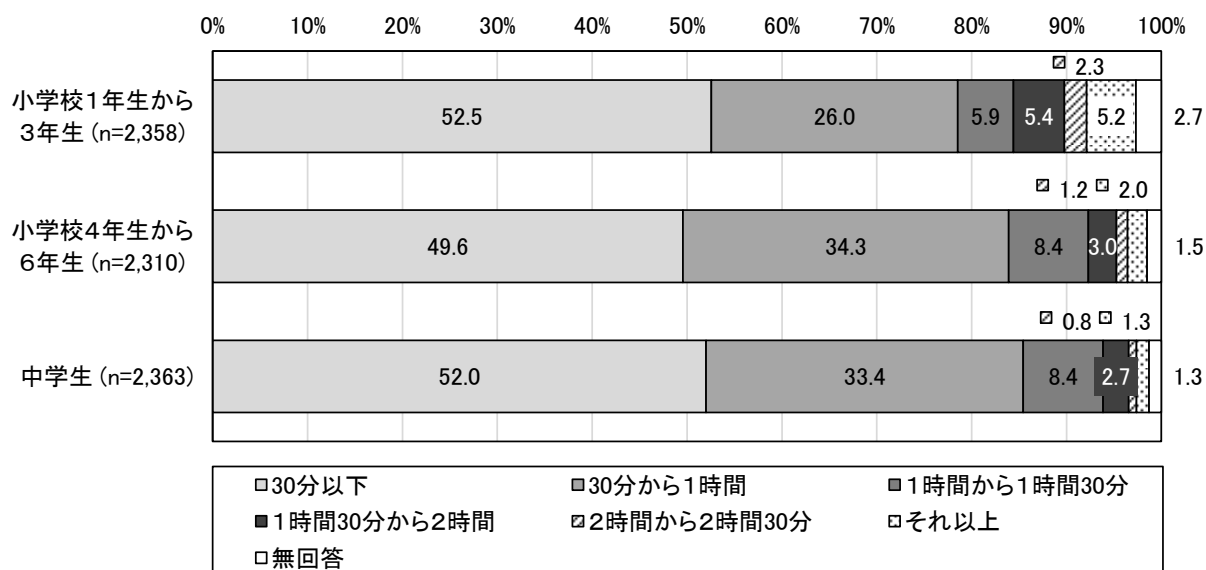
■Q7. 家族と過ごす時間の中で、一番好きなものはなんですか？

「食事をする」「買い物に行く」「お話をする」「スマホやゲーム機でゲームをする」の割合が他の項目と比較して多くなっていますが、全ての項目に回答があり、家庭の状況に応じた楽しみ方をしていることがわかります。



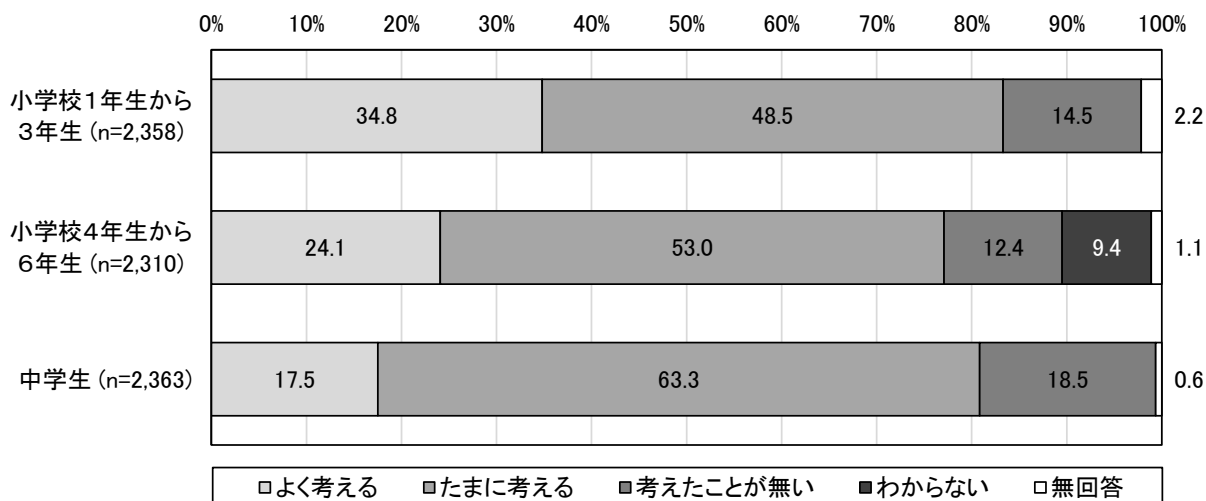
■Q8. 1日のうち、家事（お手伝い）をする時間はどれくらいありますか？

それぞれの結果で約5割が「30分以下」と答えています。



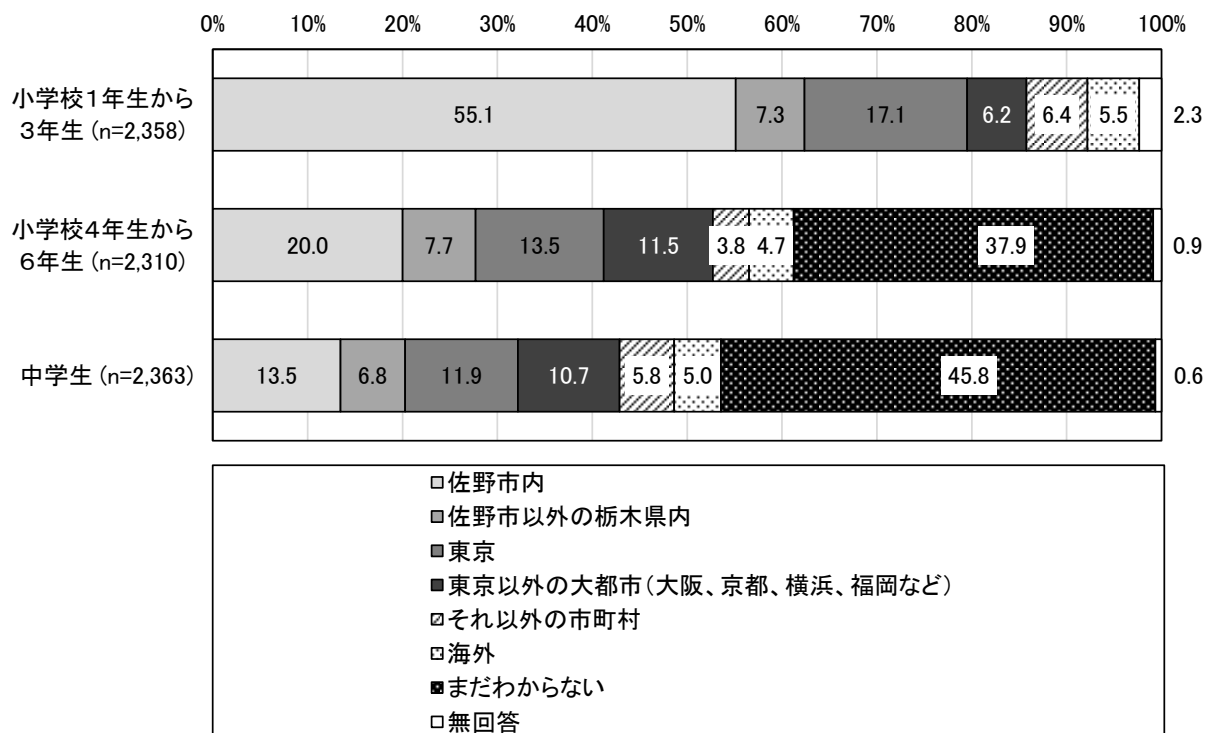
■Q9. 自分のライフデザインをよく考えますか？

自分のライフデザインについて「よく考える」と答えた割合は、学年が上がるにつれ、低くなっています。



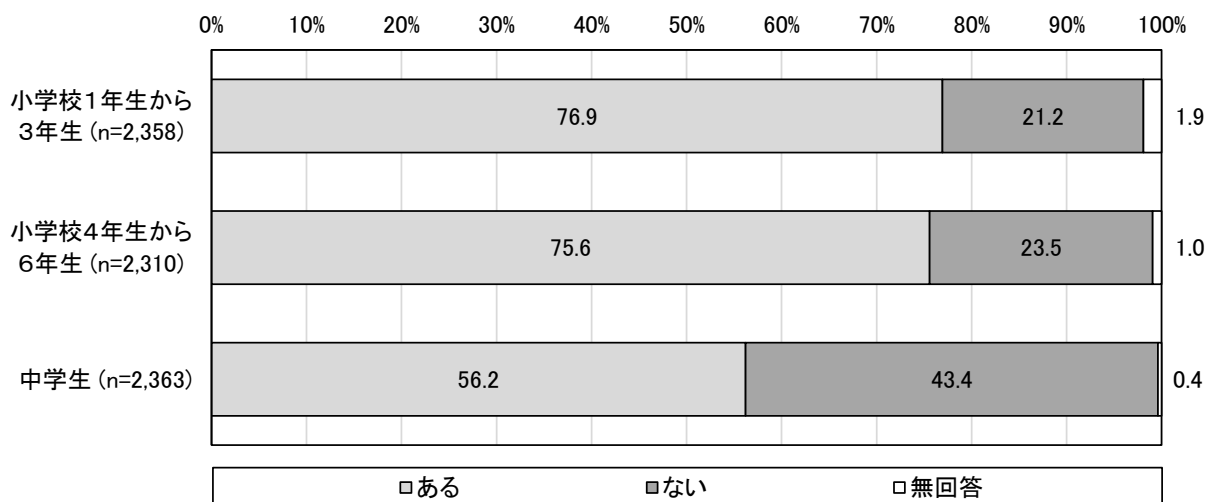
■Q10. 将来住みたいと思うところはどこですか？

将来の住みたい場所として「佐野市内」と答えた割合は、学年が上がるにつれ減少しています。また、「東京」や「東京以外の大都市」「海外」など、大きな街への転出志向が強くなっていることがわかります。



■Q11. 将来なりたい職業（将来の夢）はありますか？

小学生では、約8割が「将来の夢がある」と回答したのに対し、中学生では約6割が「将来の夢がある」との回答となっています。



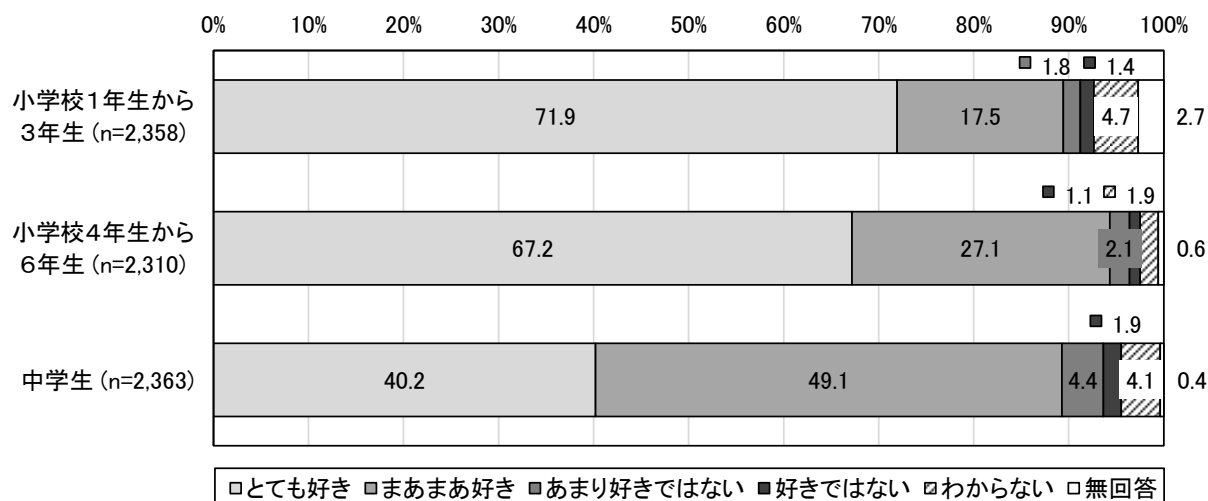
■Q11-1. 将来なりたい職業（将来の夢）ランキング

将来なりたい職業では、小学校1年生から3年生は「サッカー選手」「ユーチューバー」「ケーキ屋さん」、小学校4年生から6年生は「ユーチューバー」「サッカー選手」「保育士」、中学生は「保育士」「サッカー選手」「美容師（メイクアップアーティスト）」が人気の職業となっています。

順位	小学校 1年生から3年生	票数	小学校 4年生から6年生	票数	中学生	票数
1位	サッカー選手	184	ユーチューバー	97	保育士	78
2位	ユーチューバー	79	サッカー選手	91	サッカー選手	67
3位	ケーキ屋さん	75	保育士	64	美容師（メイクアップアーティスト）	65

■Q12. 佐野市は好きですか？

佐野市が「とても好き」と答えた割合は、学年が上がるにつれ低くなっていますが、「とても好き」「まあまあ好き」と答えた割合は、それぞれで約9割程度となっています。



■Q13. 佐野市へお願いしたいことはありますか？（一部抜粋）

自由意見については、個人的な希望や地域の実情に応じた希望、市全体の改善に向けた希望など多くの率直な意見がありました。

その中でも、公園の遊具に対する希望や公園の増設に対する希望、屋内遊び場への要望やプール、娯楽施設など、「遊ぶ場所」への要望が多く見られました。

また、道路の整備やごみが捨てられていることへの改善の希望も多く見られており、今後、このようなこどもの声を施策に反映していきます。

順不同

要望	
道路をきれいにしてほしい	いいまちにしてほしい
ブランコと滑り台を増やしてほしい	たのしいイベントをやしてほしい
公園の遊具を新しくしてほしい	お金持ちになりたい
落書きを消してほしい	公園にブランコがほしい
安全な街にしてほしい	サッカーコートをつくってほしい
税金を減らしてほしい	新しい陸上大会をつくってほしい
物を安くしてほしい	いちごスイーツのお店をつくってほしい
スポーツショップを増やしてほしい	夏休みの宿題をなくしてほしい
いじめをなくして平和にしたい。揚げパンの回数を増やしてほしい	6時間学習にしてほしい
街をきれいにしてほしい	みんなと仲良く暮らしたい
悪いことをなくしてほしい	こども専用の野球場をつくってほしい
新幹線の駅をつくってほしい	自転車登校を認めてほしい
駅をふやしてほしい	夏休みを1日増やしてほしい
学校の遊具を増やしてほしい	お祭りをふやしてほしい
楽しい街にほしい	仲良く楽しいまちにほしい
もっと面白い公園を作してほしい	公園、水族館、遊園地がほしい
きれいな街にほしい	水族館、動物園がほしい
病院を増やしてほしい	事故や災害がないまちにほしい
歯医者を増やしてほしい	学校のプールの更衣室をきれいにしてほしい
みんなが幸せにらせるようにしてほしい	小学校の人数を増やしてほしい
みんなを大切にほしい	キャンプできる場所がほしい
さのまるが大好きです	ごみを道路に捨てないでほしい
公園のトイレをきれいにしてほしい	公園の遊具をきれいにしてほしい
こどもが遊べる施設をつくってほしい	公園にすべり台をつくってほしい
公民館をもっと綺麗にほしい	道路を新しくしてほしい
スーパーを増やしてほしい	バッティングセンターを作してほしい
東京のようなまちにほしい	交通事故がおこらないようにしてほしい
お弁当屋さんができてほしい	豪華な町にほしい
6時間授業をなくしてほしい	みんなが楽しく安全に遊べる町にほしい

要望	
まちをきれいにしてほしい	クワガタが捕れるように自然を作してほしい
みんなが元気に過ごせるようにしてほしい	みんながけんかをしないで過ごせるようにしてほしい
もっと佐野市を大きくしてほしい	もっと佐野市を平和にほしい
自然が多くなってほしい	昔あった遊具を戻してほしい
楽しいスポットができて、有名な街にほしい	ご当地グルメを増やしてほしい
犬が遊べる公園がほしい、ハチ公像がほしい	おもちゃ屋さんを建ててほしい
町にゴミを捨てないでほしい	屋内の遊び場をつくってほしい
ねこカフェを作してほしい	こどもが楽しめる場所を増やしてほしい
いじめ0になってほしい、みんなが助け合って生きられるようにしてほしい	街がもっと大きくなってほしい
佐野市が有名になってほしい	小学校を新しくしてほしい
自然をなくさないでほしい	公園の芝をスポーツしやすいようにしてほしい
ポイ捨てを無くしてほしい	道路のごみをきれいにしてほしい
横断歩道では車が止まってほしい	事故をなくしてほしい
雨の日でも楽しく遊べる室内の場所を作してほしい	学校の外用トイレをきれいにしてほしい
プールを増やしてほしい	学校のプールにスライダーをおいてほしい
ゲームセンターを増やしてほしい	みんな健康で安全に過ごしてほしい
けんかを無くしてほしい	学校にブランコがほしい
海外のお菓子屋さんがほしい	SDGsの17個の目標をやしてほしい
町を安全にほしい	地球温暖化を防いでほしい
いろんな公園にブランコを設けてほしい	幸せに暮らせるようにしてほしい
みんなが笑顔になる町にほしい	事件がないようにしてほしい
ありのままの平和な佐野市でいてほしい	今のままの佐野でいい
みんな仲良く楽しく暮らせる町にほしい	プールをナイトプールにほしい
学校をきれいにしてほしい	エアコンがある大きな体育館を作してほしい
おもちゃがほしい	治安を良くしてほしい
災害に強いまちにほしい	お店がたくさん増えてほしい
古い家屋を処分してほしい	暑いから涼しくしてほしい
図書館を増やしてほしい	アメリカみたいに電線を地面の中に入れてほしい
運動する場所を増やしてほしい	トイレをきれいにしてほしい
図書館の本を新しくしてほしい	花がたくさん咲いているまちにほしい
小学校の鉄棒を新しくしてほしい	お母さんの負担が減りますように
学校に桜の木を植えてほしい	バスケットコートを増やしてほしい
ゴミの不法投棄を減らしてほしい	ずっと佐野に住んでいたい
健康で長生きして助け合いの出来る町にほしい	楽しいイベントを作してほしい
お母さんが忙しいから仕事を無くしてほしい	

など

※各アンケートの集計値は100%にならない場合もあります。

6 佐野市高校生アンケートの概要及び結果

(1) 調査の目的

本調査は、今、佐野市に住んでいる・通学している高校生が、佐野市のことをどのように捉え、将来のことをどのように考えているのかを把握することを目的に実施しました。なお、いただいた自由意見は関係部署と共有し、要望として今後の施策に反映していきます。

(2) 調査方法等

●調査対象

市内の高校6校へのアンケート協力依頼のほか、市のホームページによるインターネット調査を実施しました。

●調査期間

令和6（2024）年10月25日から令和6（2024）年11月15日までの期間で調査を実施しました。

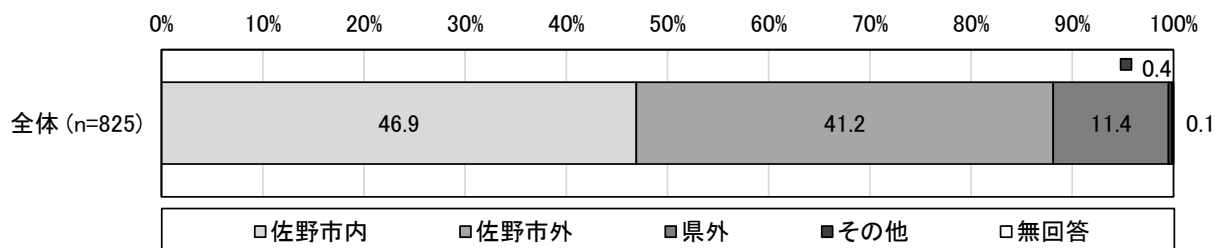
(3) 回収状況

回収数
828 部

(4) アンケート調査結果

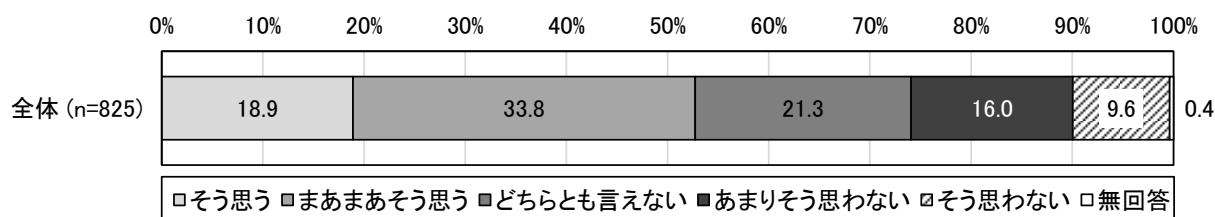
■Q1. あなたはどこから今の学校に通っていますか？

回答者は、市内から通っている方が46.9%、佐野市外が41.2%、県外が11.4%となっています。



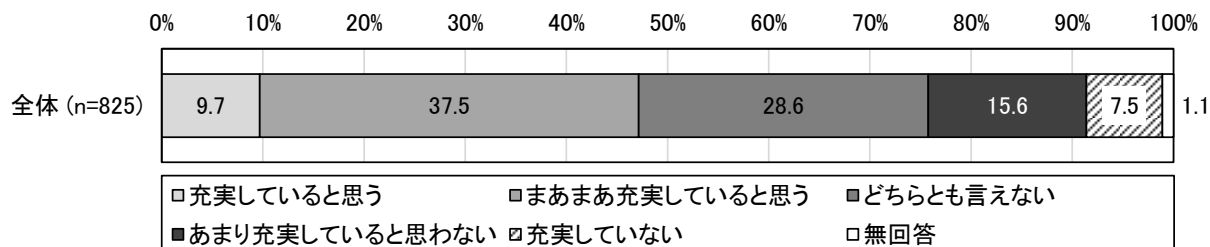
■Q2. 通っている学校の周りは、生活しやすいですか？

通っている学校の周りは生活しやすいかに「そう思う」「まあまあそう思う」と答えた割合は52.7%となっています。一方で「あまりそう思わない」「そう思わない」と答えた割合は、25.6%となっています。



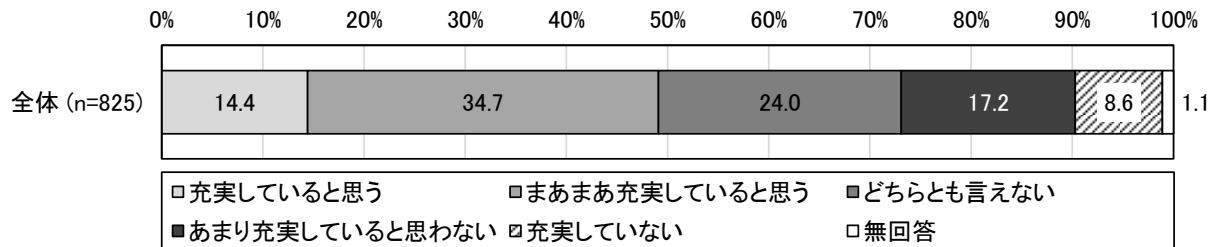
■Q3. 佐野市内の教育環境（施設）について充実していると思いますか？

市内の教育環境については、「充実していると思う」「まあまあ充実していると思う」と答えた割合が約半数となっています。



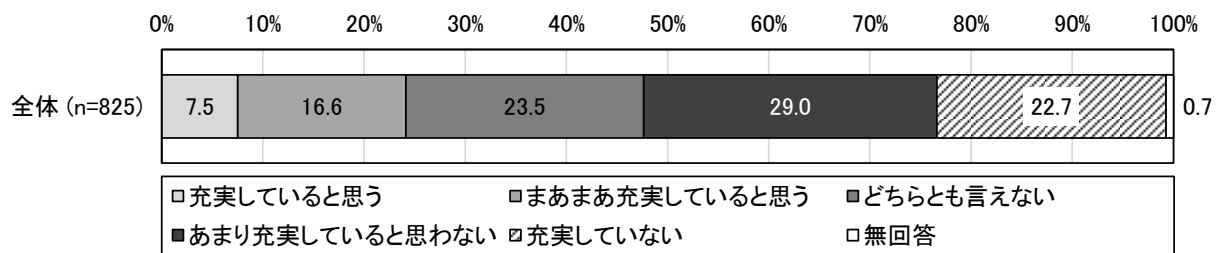
■Q 4. 佐野市内の買い物環境について充実していると思いますか？

市内の買い物環境については、「充実していると思う」「まあまあ充実していると思う」と答えた割合が約半数となっています。



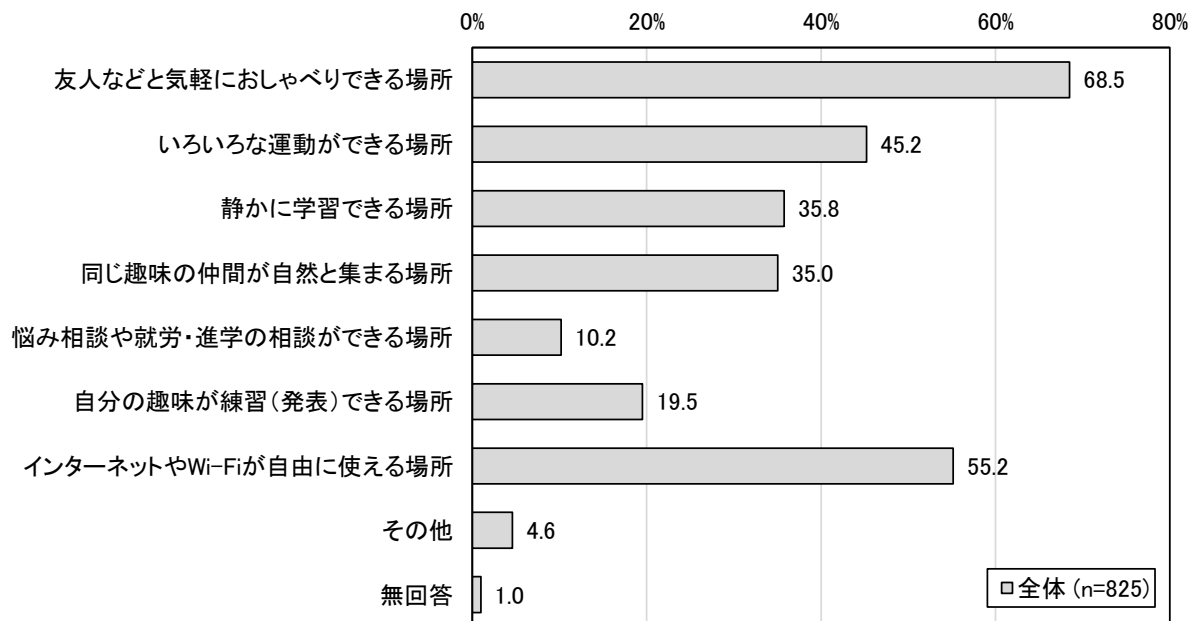
■Q 5. 佐野市内の遊ぶ環境について充実していると思いますか？

市内の遊ぶ環境については、「充実していると思う」「まあまあ充実していると思う」と答えた割合が約24%となっています。



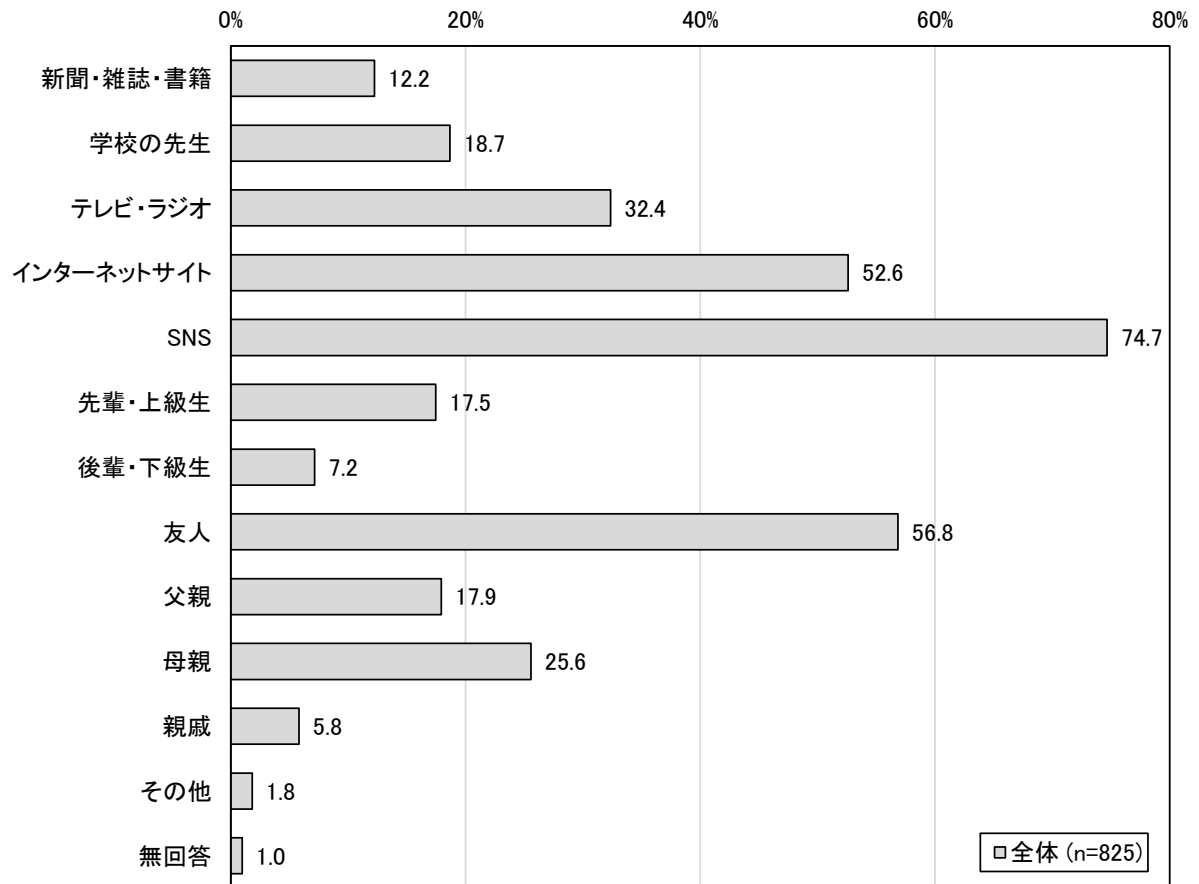
■Q6. 佐野市内に、若者向けのどのような場所があったら良いと思いますか？

最も多かった意見は、「友人などと気軽におしゃべりできる場所」となっており、次いで「インターネットやWi-Fiが自由に使える場所」となっています。



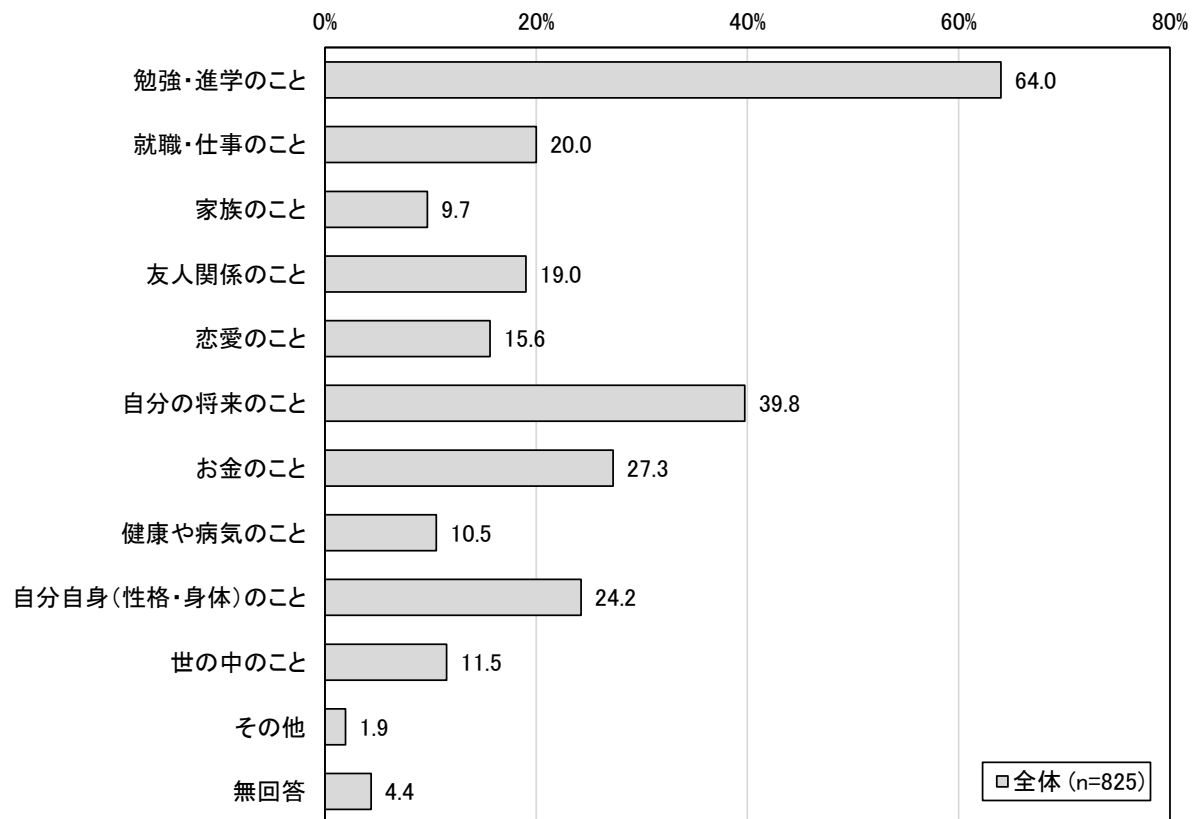
■Q7. あなたが日ごろ影響を受けるものは、どれが多いですか？

日ごろ影響を受けるものとして最も多かった意見は、「SNS」となっており、次いで「友人」となっています。



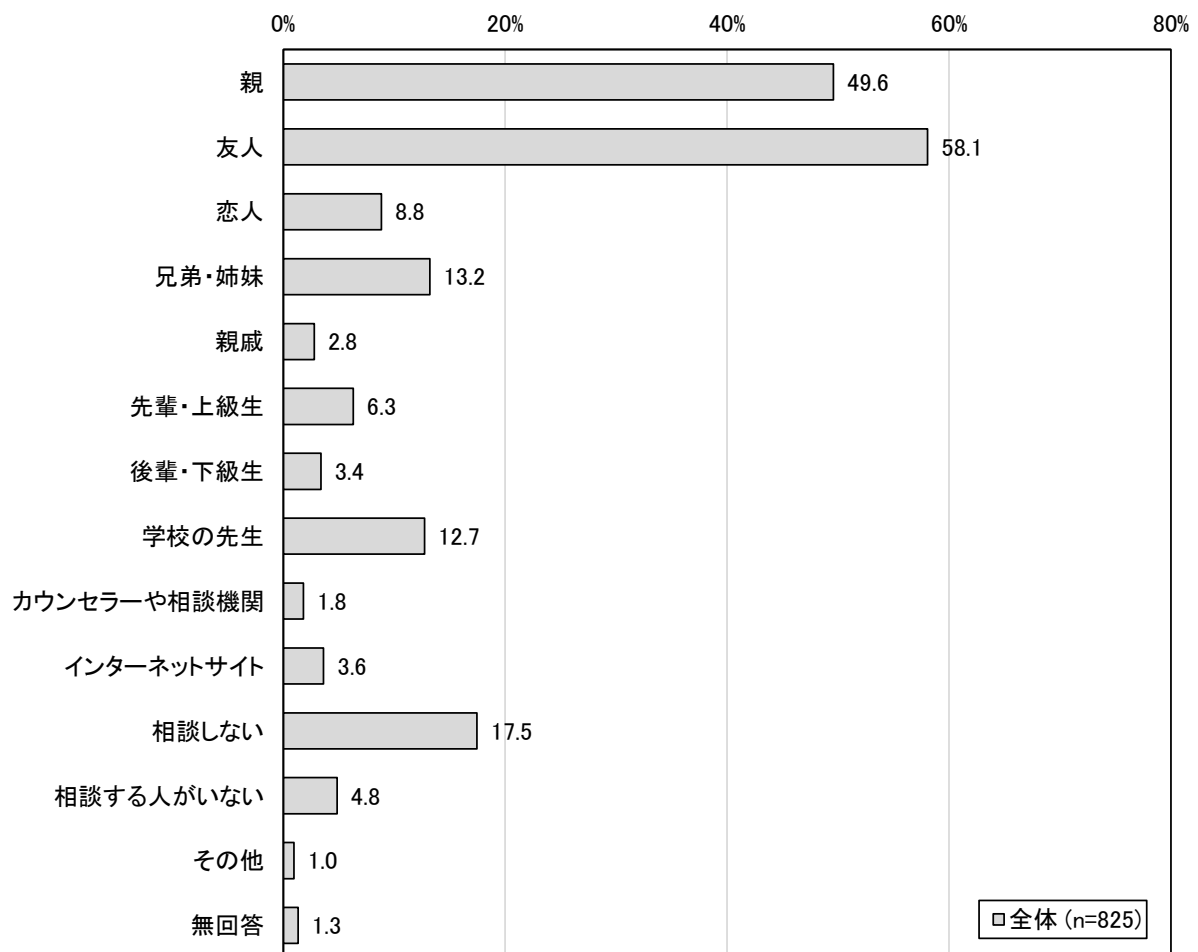
■Q8. 最近の悩み事はなんですか？

最近の悩み事として最も多かった意見は、「勉強・進学のこと」となっており、次いで「自分の将来のこと」となっています。



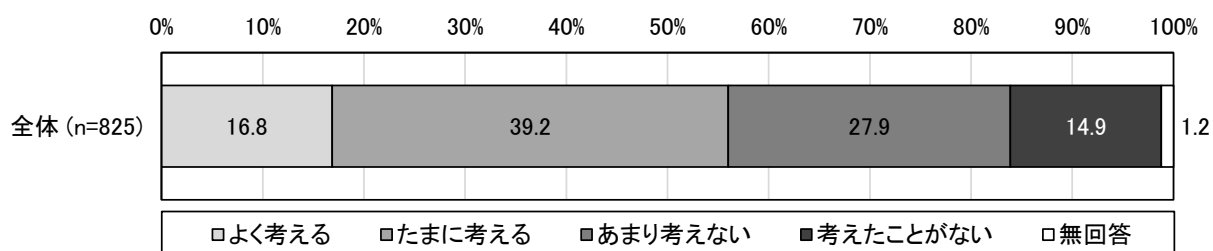
■Q9. 悩み事を普段誰に相談しますか？

悩み事の相談相手として最も多かった意見は、「友人」となっており、次いで「親」となっています。



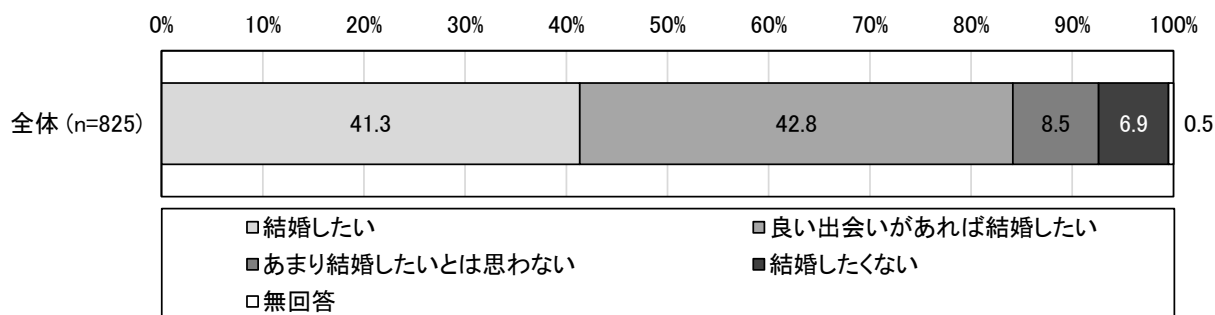
■Q10. あなたは、自分のライフデザインを考えますか？

ライフデザインについて「よく考える」「たまに考える」と答えた割合は56%となっており、半数以上が自分のライフデザインを考えていることがうかがえます。



■Q11. あなたは、将来結婚したいと思いますか？

将来の結婚について、「結婚したい」と答えた割合が約41%、「良い出会いがあれば結婚したい」と答えた割合が約43%となっており、8割以上が結婚への願望があることがうかがえます。

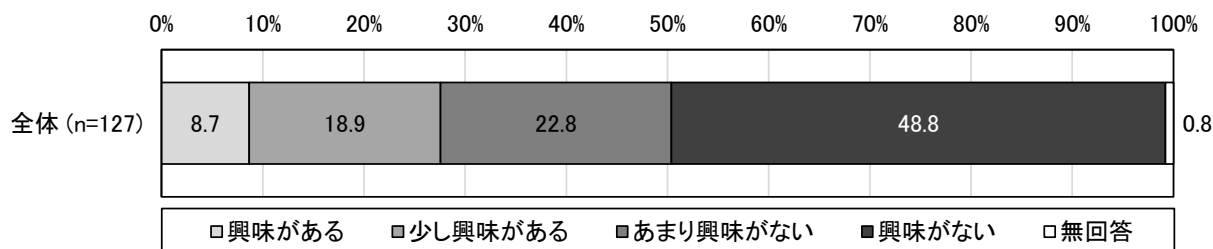


■Q11-1. 結婚したいと思わない理由は何ですか？（自由記述）

将来、「あまり結婚したいとは思わない」「結婚したくない」と答えた方の理由としては、「自分の時間・お金を自由に使いたい」「1人であることが好きである」「自分のやりたいことがあるので、結婚する余裕がない」といった意見がありました。

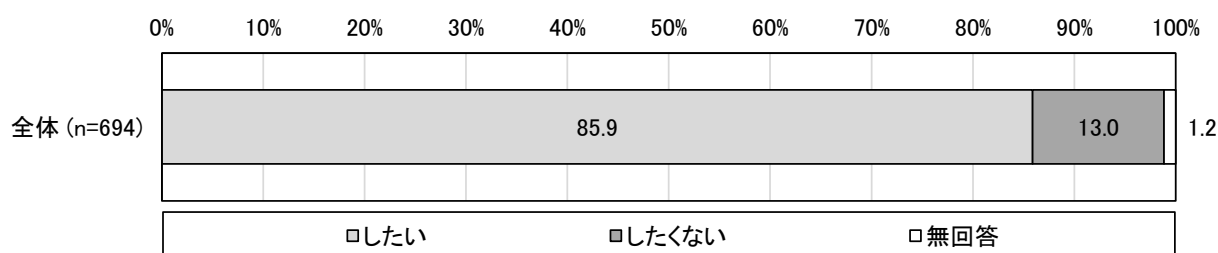
■Q11-2. 子育てに興味がありますか？

「あまり結婚したいとは思わない」「結婚したくない」と答えた方のうち、子育てに「興味がある」「少し興味がある」と答えた割合は約28%、「あまり興味がない」「興味がない」と答えた割合は約72%となっています。



■Q11-3. 結婚後、子育てをしたいと思いますか？

「結婚したい」「良い出会いがあれば結婚したい」と答えた方のうち、結婚後に子育てを「したい」と答えた割合は約86%となっています。

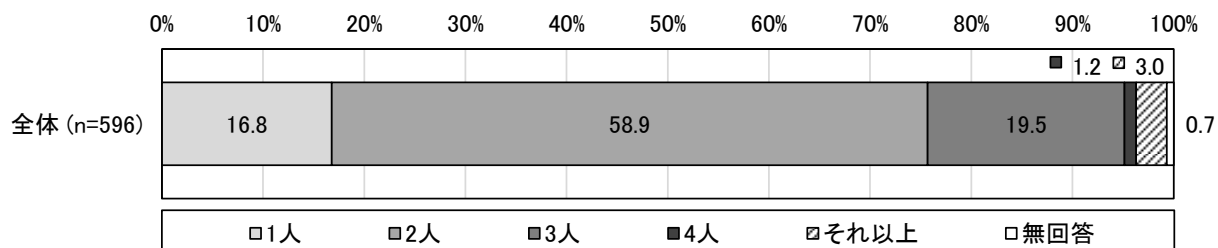


■Q11-4. 子育てをしたいと思わない理由は何ですか？（自由記述）

子育てを「したくない」と答えた理由については、「お金がかかる」「子育てをする自信がない」「自分のやりたいこと（仕事）に影響が出てしまう」といった意見がありました。

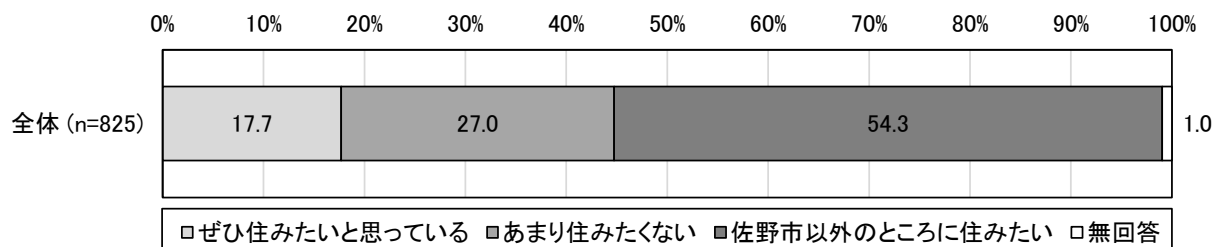
■Q11-5. こどもは何人欲しいと思いますか？

結婚後、子育てをしたいと思う方のうち、こどもは「2人」欲しいと答えた割合が約59%と最も高くなっています。



■Q12. あなたは将来佐野市に住みたいと思いますか？

将来、佐野市に「ぜひ住みたいと思っている」と答えた割合は17.7%、「佐野市以外のところに住みたい」と答えた割合は約54%となっており、転出志向が強くなっていることがうかがえます。



■Q12-1. ぜひ住みたいと思っている理由を教えてください。(自由記述)

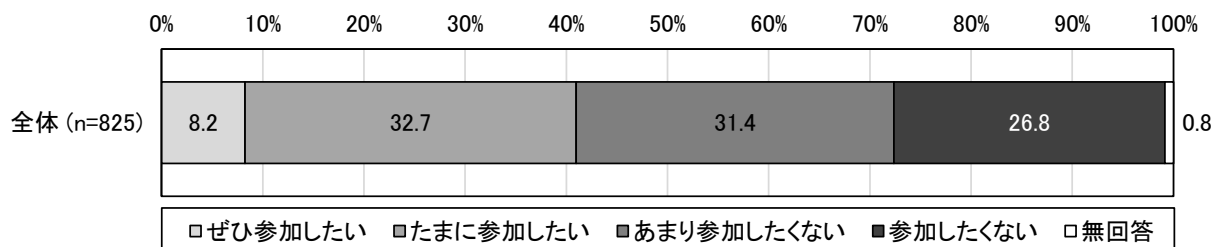
将来、佐野市に住みたいと思う理由としては、「実家の近くだと便利だから」「適度な田舎感と都会感がちょうど良いから」「自然が豊かだから」「災害が少ないから」「慣れた場所だから」といった意見がありました。

■Q12-2. 佐野市に住みたいと思わない理由を教えてください。(自由記述)

将来、佐野市に住みたいと思わない理由としては、「買い物が不便で遊ぶ場所が少ないから」「公共交通機関が不便だから」「違う地域で新たな発見をしたいから」「働きたい場所がないから」「自動車が無いと移動に不便だから」といった意見がありました。

■Q13. あなたは、佐野市の政策・施策に自分の意見を反映できる機会があったら参加したいですか？

「ぜひ参加したい」「たまに参加したい」と答えた割合は約41%となっています。一方で、参加を希望しない割合は、約58%となっています。



■Q14. 佐野市への要望を自由に記載してください。（自由記述）

自由意見については、駅周辺の活性化を求める要望やアミューズメント施設を求める要望、学習できる場所の要望が多く見られました。

また、自転車での通学の安全性や公共交通機関の充実など、通学に対する意見も見られており、今後、このような高校生の声を施策に反映していきます。

順不同

要望	
街灯を増やしてほしい	バス（学校循環バス）の本数を増やしてほしい
イベントを多く実施してほしい	駅前を活性化してほしい
遊べる施設を増やしてほしい	電車の本数を増やしてほしい
アミューズメント施設を増やしてほしい	自習室がほしい
暑い	球技ができる公園がほしい
駅から遊べるところが遠いので公共交通を充実してほしい	魅力が曖昧なので画期的なものがほしい
すべての道路に縁石を置いてほしい	空き家対策に取り組んでほしい
燃えるごみのごみ箱を増やしてほしい	道路を整備してほしい
学生が行きやすい飲食店がほしい	駅前ロータリーを拡大してほしい
駅周辺にカフェがほしい	駅周辺にファストフード店がほしい
こういったアンケートを継続してほしい	子育て政策を充実させてほしい
都会化か田舎化どちらかに振り切った方がいい	若者向けの施設が増えることで移住者が増えると思う
涼しく過ごせる学校の設備やシステムがほしい	きれいな街だと思う
市内のラーメン店に学割の制度を導入してほしい	今の道路は自転車で通るのは狭いので整備してほしい
公園に屋根のある休憩所、駐輪場がほしい	レンタサイクルを充実させてほしい
佐野駅周辺のトイレをきれいにしてほしい	歩いて観光するのが難しいと思う
個人の趣味に対するお店を増やしてほしい	こどもの国をうまく活用してほしい
若者を大切にほしい	放課後に学習や遊びで時間を潰せる環境がほしい
自動販売機を増やしてほしい	デジタル技術を活用してほしい

など

※各アンケートの集計値は 100%にならない場合もあります。

※計画の掲載にあたり、アンケート実施時の設問番号と異なるものがあります。

7 佐野市若者アンケートの概要及び結果

(1) 調査の目的

本調査は、今、佐野市に住んでいる・通勤している概ね30歳未満の若者が、佐野市のことをどのように捉えているのかを把握することを目的に実施しました。なお、いただいた自由意見は関係部署と共有し、要望として今後の施策に反映していきます。

(2) 調査方法等

●調査対象

市のホームページによるインターネット調査を実施しました。

●調査期間

令和6（2024）年10月25日から令和6（2024）年11月15日までの期間で調査を実施しました。

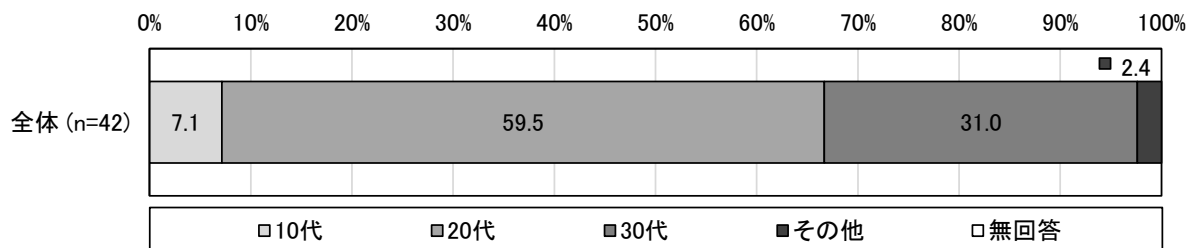
(3) 回収状況

回収数
42 部

(4) アンケート調査結果

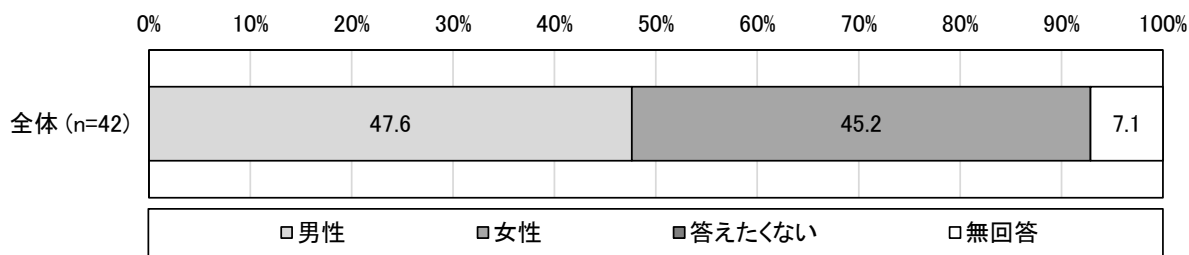
■Q1. あなたの年齢を教えてください。

回答者は、20代が最も多く、59.5%となっています。



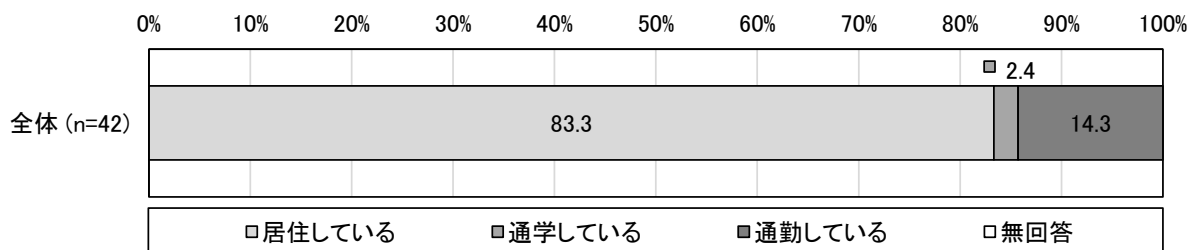
■Q2. あなたの性別を教えてください。

回答者は、男性と女性が概ね半数ずつとなっています。



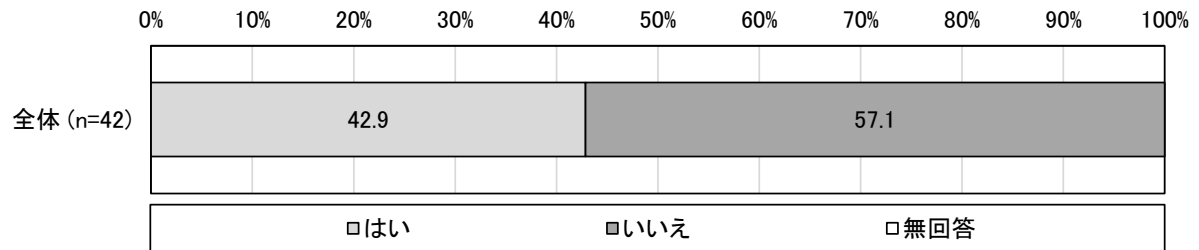
■Q3. あなたと佐野市の関係について教えてください。

回答者の約9割が、市内居住者となっています。



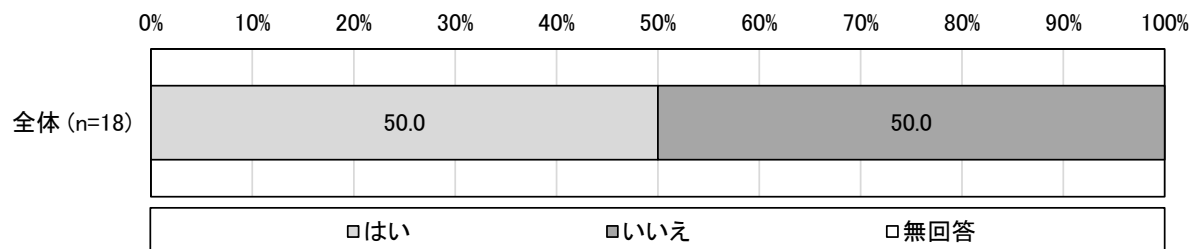
■Q4. あなたは結婚していますか？

回答者は、結婚をしている方が42.9%、結婚をしていない方が57.1%となっています。



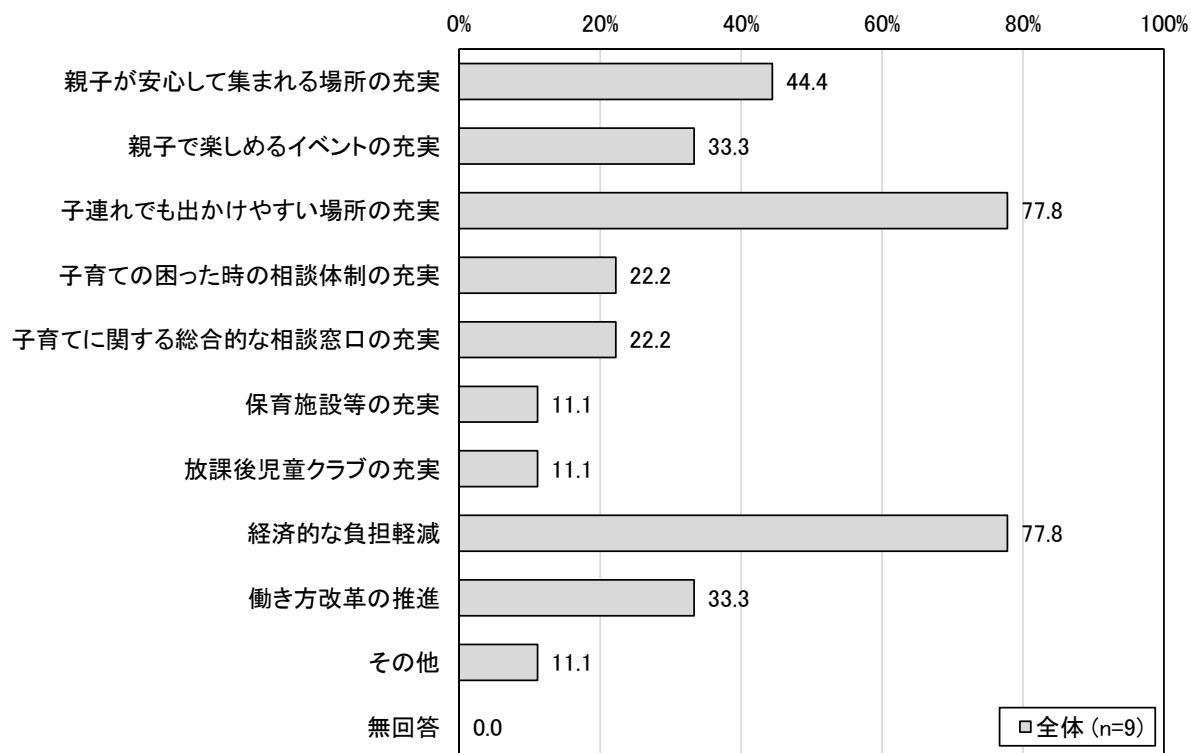
■Q4-1. お子さんはいますか？

結婚をしている方のうち、お子さんがいる方が半数、いない方が半数となっています。



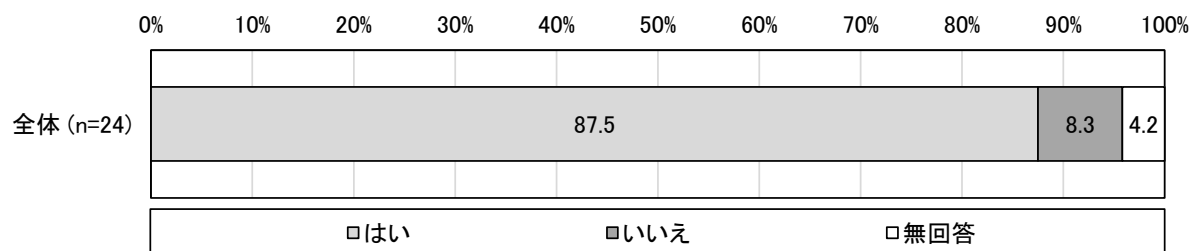
■Q4-2. 子育て支援の充実のために、どのような支援策が必要だと思いますか？

子育て支援の充実に必要な支援策として、「子連れでも出かけやすい場所の充実」「経済的な負担軽減」と答えた割合が多くなっています。



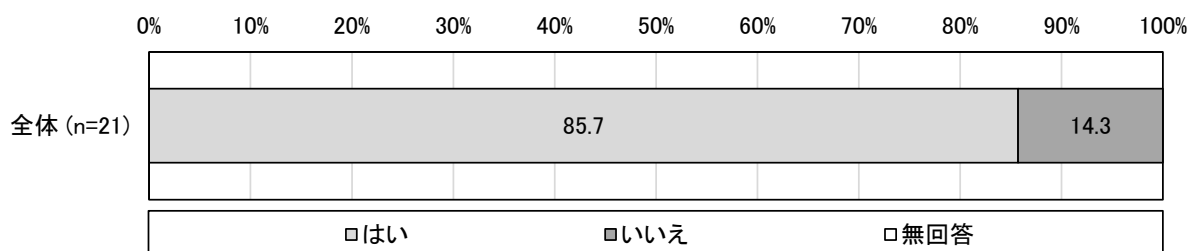
■Q4-3. 将来結婚したいと考えていますか？

まだ結婚をしていない方のうち、将来結婚したいと考えている方の割合が87.5%となっています。



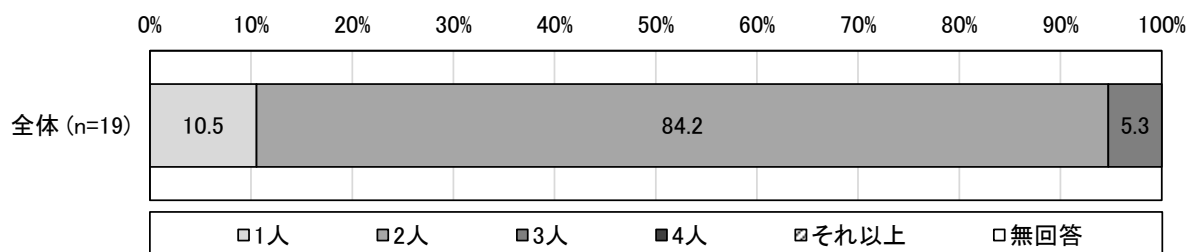
■Q4-4. 結婚後、お子さんを育てたいと思いますか？

将来結婚したいと考えている方のうち、結婚後、子育てをしたいと思っている方の割合は85.7%となっています。



■Q4-5. お子さんを何人育てたいと思いますか？

結婚後、子育てをしたいと思っている方のうち、育てたいお子さんの人数で最も多かった回答は、「2人」となっています。

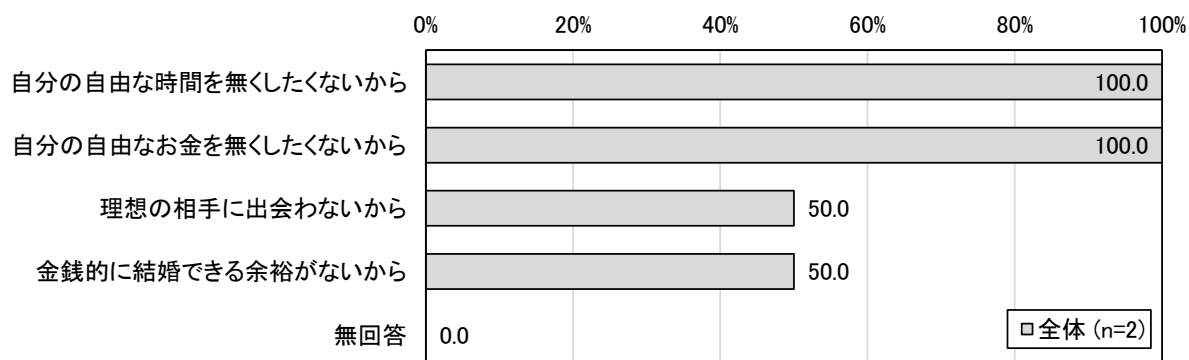


■Q4-6. どのような課題が解決されれば子育てしたいと思いますか？（自由記述）

結婚後に子育てをしたいと思わない方の意見としては、「金銭的・精神的なゆとりが必要」という意見がありました。

■Q4-7. 結婚を希望しない理由は何ですか？

結婚したいと思わない方の理由としては、「自分の自由な時間・お金を無くしたくない」と答えた割合が多くなっています。

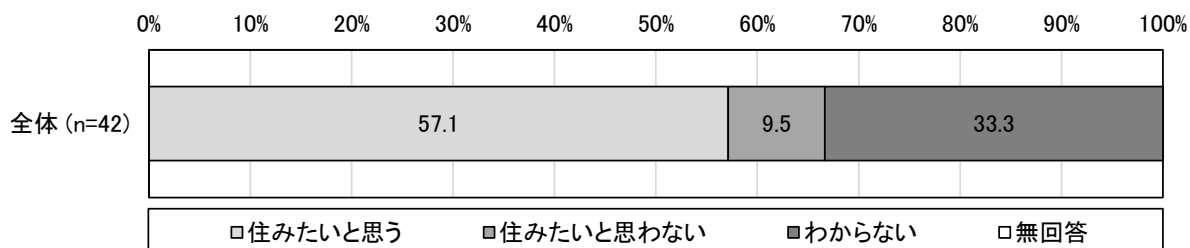


■Q4-8. どのような課題が解決されれば結婚したいと思いますか？（自由記述）

結婚したいと思うようになる理由としては、「金銭的な余裕」という意見がありました。

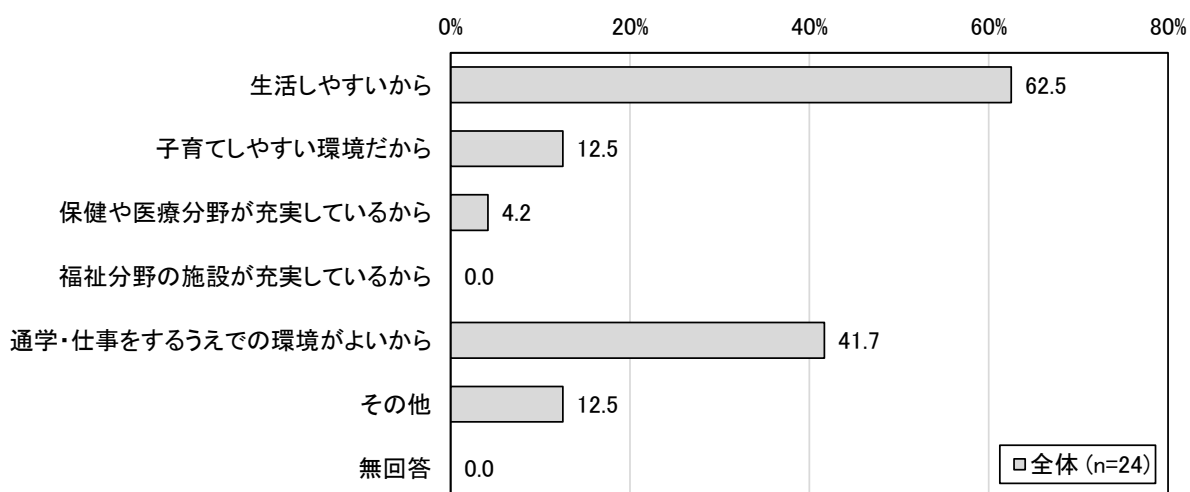
■Q5. あなたは将来佐野市に住みたいと思いますか？

将来、佐野市に「住みたいと思う」と答えた方の割合が57.1%となっています。



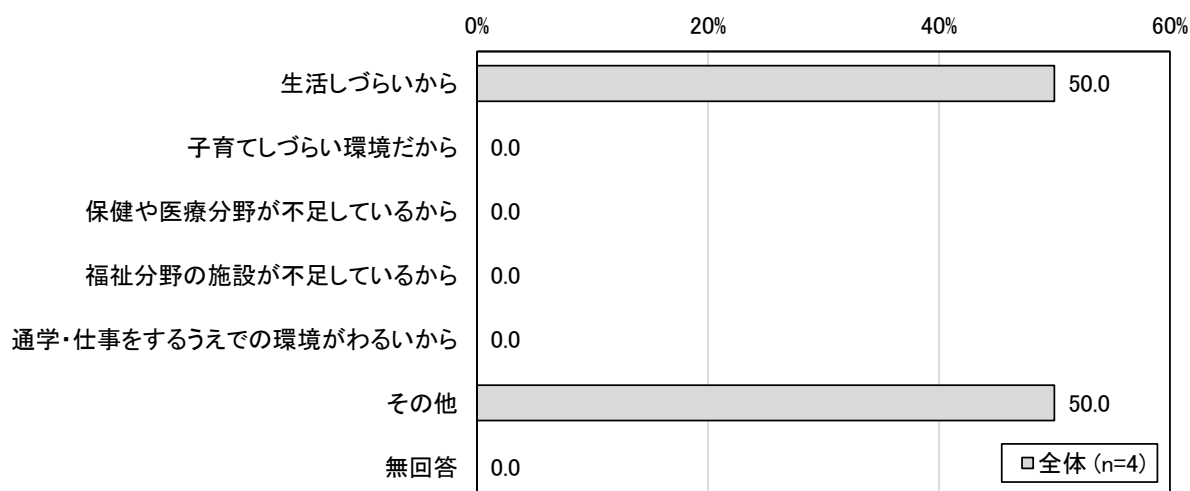
■Q5-1. 住みたいと思う理由はなんですか？

将来佐野市に住みたいと思う理由としては、「生活しやすいから」が最も多く、次いで「通学・仕事をするうえでの環境がよいから」となっています。



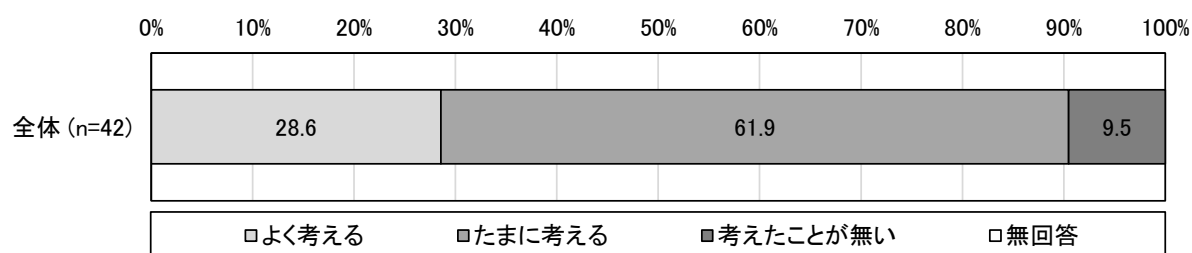
■Q5-2. 住みたいと思わない理由はなんですか？

将来佐野市に住みたいと思わない理由としては、「生活しづらいから」が半数となっています。また、その他として、「娯楽がないため」との意見がありました。



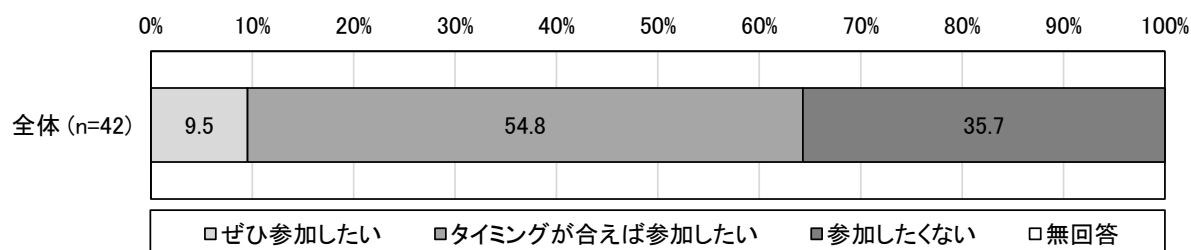
■Q6. 自分のライフデザインを考えたことがありますか？

ライフデザインについては、「よく考える」「たまに考える」と回答した方が約9割となっています。



■Q7. ライフデザインを考える講座などがあったら参加したいですか？

ライフデザインを考える講座については、6割以上の方が「ぜひ参加したい」「タイミングが合えば参加したい」と回答しています。



■Q8. 佐野市に対して要望はありますか？（自由記述）

自由意見については、具体的な要望からまちづくり全体に対する要望などが見られました。アンケートへの回答や自由意見を施策に反映していくとともに、意見を踏まえたまちづくりを進めていきます。

順不同

要望	
佐野駅周辺を活性化してほしい	夏場に遊べる場所を充実させてほしい
楽しくわくわくするようなまちづくりをしてほしい	子育てしやすい環境、手当などを充実させてほしい
産んだ先も安心出来る体制作りをすすめてほしい	もっと市民の声に耳を傾けてほしい
充実した経済的支援があれば、結婚子どもについて積極になれる人はいると思う	
今は使われていない(廃校や廃業などで)施設や学校の有効活用に力を入れてほしい	
オムツの子でも利用できるようなプールもしくは冷房完備の屋内施設を増やしてほしい	
こどもの国や図書館、児童館、市内のイベントは土曜日開催が多く、日曜日開催をしてほしい	
子供服のサブスクがあると聞くと、佐野市でも実施してほしい	

など

※各アンケートの集計値は 100%にならない場合もあります。

※計画の掲載にあたり、アンケート実施時の設問番号と異なるものがあります。

第3章

計画の基本的な考え方

1 こども・子育てに関する基本的な考え方

(1) こども・若者の視点を尊重し、その意見を聴きながらすすめるまちづくり

こども・若者を、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体として考え、生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持った個として尊重されるよう、社会全体で支えていきます。

(2) ライフステージに応じた切れ目ない支援

こどもの成長過程においては、その置かれた環境に大きく依存し、また、乳幼児期からの連続性を持つものです。こどもの成長はひとりひとり違い、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになる時期にも個人差があります。

このことから、それぞれのこども・若者に必要な支援を義務教育の開始・終了時点や成年年齢を迎える18歳といった特定の年齢で途切れることのないよう、教育・保育、保健、医療、療育、福祉などが連携して支援していきます。

(3) 教育・保育の安定的な提供及び保育の質の追求

少子化の進行により、こどもの出生数は減少する一方で、核家族化の進行や共働き世帯の増加等に起因し、施設やサービスの利用意識はさらに高まることが考えられます。そのため、今後のこどもの減少傾向や保育ニーズを踏まえて、適正な定員の設定と利用調整が必要となります。また、公開保育等を活用した研究等により、保育の質を追求し、「量と質」両面から保育環境の整備を進めていきます。

(4) こども・若者の居場所づくり

共働き世帯の増加により、放課後、家に帰っても保護者が家庭に居ない児童が増加することから、放課後児童クラブは、引き続き利用意向が高まることが想定されます。また、こどもの成長とともに放課後の過ごし方が多様化している中で、こどもが安全・安心に過ごせる場や異年齢のこどもや地域のおとなたちと交流する機会などを提供する放課後子ども教室も放課後児童対策の一役を担っています。

放課後のこどもの居場所づくりについては、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な推進が必要となります。また、様々な状況から学校に通えないこどもや自分の居場所を見いだせない若者等の居場所づくりを推進していく必要があります。

さらに、高校生アンケートの意見を踏まえ、ニーズに沿った若者の居場所づくりも併せて推進していく必要があります。

(5) 働きながら安心して子育てできる環境づくり

共働き世帯の増加、核家族世帯の増加などに伴い、保育所や認定こども園等の利用ニーズは高まっています。こうしたなかで働きながら子育てできる環境を整えていくには、長期的な視野で、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会の実現を目指すとともに、必要な時に必要な保育サービスを十分に利用できる体制を充実させる必要があります。

また、男性の育児休業の取得促進、様々な行事やこどもの体調不良に伴う休暇取得促進などの体制を社会全体で推進していく必要があります。

(6) 地域で支える子育て支援

地域社会との関係の希薄化、核家族化の進行による周囲やパートナーからのサポートの乏しさ、育児疲れなど、様々な要因が複合し、妊娠期に不安や困りごとを抱え込んでしまうケースや育児の孤立化などを背景に、産前・産後うつ等の増加が社会問題となっています。

また、こどもの健やかな成長のためには、こどもと母親の健康の保持・増進が不可欠です。そのため、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない子育て支援体制として、各施策・事業の連携強化を図っていく必要があります。

2 基本理念 ～目指すべき将来像～

「こども大綱」の目指す「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（＝ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

本市では、「こども大綱」の目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こどもの街宣言」、これまでの子ども・子育て支援事業計画の理念も踏まえながら、様々な施策を実施することにより、子育て環境の充実を目指すとともに、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。

こどもまんなか社会の実現

～佐野に住みたいと思うまちづくり、
人づくり、豊かな子育てをはかろう～

第4章

こどもまんなか社会の 実現に向けた取組

取組方針

目指すべき将来像である「こどもまんなか社会の実現」に向けて、7つの基本目標を設定し、それぞれで実施する施策を示します。なお、それぞれの基本目標において実施する事業は、「佐野市こども計画事業計画」として別に定め、計画の進行管理と併せて進捗状況の評価・管理を行います。

将来像	基本目標	施策の内容等
こどもまんなか社会の実現	基本目標1 こども・若者ひとりひとりの成長を支える環境の整備	(1) こども・若者の居場所づくりの推進 (2) 特色ある教育・学校づくり (3) 人権教育・啓発の推進 (4) いじめ・不登校・自殺などへの対応 (5) 心身の健康づくりへの支援
	基本目標2 こども・若者の希望を叶える取組	(1) こども・若者のスポーツ・芸術・文化活動の支援 (2) こども・若者の国内外交流の推進 (3) こども・若者の社会的活動の支援
	基本目標3 困難を抱えるこども・若者、家庭への支援	(1) 困難を抱えるこども・若者、家庭への包括的な支援 (2) こどもへの虐待防止対策の推進 (3) ヤングケアラー対策の推進 (4) こどもの貧困対策の推進 (5) ひとり親家庭等の自立支援 (6) 特別な支援を必要とするこども・若者への対応
	基本目標4 健やかな成長と安心して子育てできる環境づくり	(1) 子育てに対する支援体制の整備 (2) 母子の健康づくりへの支援
	基本目標5 結婚応援、子育て支援に取り組む気運の醸成	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 結婚の希望を叶える取組 (3) 少子化対策に向けた取組
	基本目標6 安全・安心な子育て環境の整備	(1) 安心して楽しく利用できる遊び場の整備 (2) 犯罪・交通事故等のない安全なまちづくりの推進 (3) こどもを取り巻く有害環境対策などの推進
	基本目標7 地域で進める「こどもまんなか」まちづくり	(1) こども・若者の意見を聴く気運の醸成 (2) 地域全体におけるこども・子育て支援の促進

基本目標1 こども・若者ひとりひとりの成長を支える環境の整備

こども・若者ひとりひとりが、自立した個人として自己を確立していくため、居場所づくりや特色ある学校づくりを進めます。また、人権教育やいじめ・不登校・自殺対策への対応、心身の健康づくりへの支援を行います。



(1) こども・若者の居場所づくりの推進

現状と課題

核家族化や少子化の進行、生活環境の変化に伴い、放課後、家に帰っても誰も居ない、近所に遊び相手が少ない、家の中でひとりでゲーム等をして過ごすことが多いといった状況がみられています。こどもたちの豊かな人間性や生きる力を育むためには、こどもたち自身が自主的に参加し、自由に安心して過ごせるよう、家庭、学校、地域がそれぞれの教育機能を発揮し、地域社会全体でこどもを育てる環境を引き続き整備していく必要があります。

また、様々な事情から学校に行けないこどもの居場所対策として、みんなのまなびば「アクティヴ」「マイルーム」の充実や民間事業者の運営することも食堂等と連携を図る必要があります。

さらに、高校生アンケートの結果を見ると、市内の遊ぶ環境が充実していると答えた割合が少ないことから、若者の娯楽に関する場所の整備が求められています。

今後も引き続き、放課後児童クラブや放課後子ども教室において、保護者の就労状況等を考慮した、放課後の安全・安心な居場所づくりに努めるとともに、様々な状況や年齢に対応する新たな居場所づくりを推進していく必要があります。

施策の方向性

1) 放課後の居場所の充実

放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの整備を着実に進めるとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を図ります。

2) 様々な事情から学校に通うことのできないこどもの居場所の確保

様々な事情から学校に通うことができないこどもの居場所対策として、みんなのまなび
ば「アクティヴ」「マイルーム」等の活用やこども食堂、NPO団体等との連携を通じ、安
心して過ごすことのできる居場所の確保を図ります。

3) 高校生や若者の居場所の確保

高校生・若者のアンケート結果を踏まえ、学習環境等の整備を進めるとともに、若者の求
める居場所について、意見を聴きながら確保を図ります。

(2) 特色ある教育・学校づくり

現状と課題

児童・生徒数の減少や多様化する学習ニーズに対応するため、特色ある学校づくりを進めるとともに、こどもからも保護者からも信頼される学校運営が求められています。信頼される学校づくりを推進するためには、学校のみ役割を求めるのではなく、家庭や地域がそれぞれの役割を担いながら連携し、学校を支える体制づくりが必要です。

また、学校自らが教育活動や学校運営を評価・公表し、開かれた学校づくりに努めることも重要となります。

施策の方向性

1) 特色ある教育の推進

教育課程や指導方法の改善、充実によって、児童・生徒の興味や関心、多様化する学習ニーズに対応し、豊かな学習生活が送れるよう、児童・生徒ひとりひとりの個性を尊重した特色ある教育を推進します。

2) インクルーシブ教育の推進

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育※₆システムの更なる推進のため、障がいのある児童・生徒も障がいのない児童・生徒も、共に理解し合いながら生活できるよう、学校や地域の実情に応じた多様な活動を通して、交流及び共同学習の推進に努めます。

3) 信頼される学校づくり

こどもにとって学校は、学ぶだけの場ではなく、安全・安心に過ごせる場所であることを前提に、他者との関わりにより成長する「こどもの居場所」の1つとして捉えるとともに、学校の自己点検、自己評価の結果の公表、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入等により、保護者や地域社会との連携を深めます。

また、引き続き教職員が、自ら指導力と人間性を高めながら、学校・家庭・地域が一体となって、こどもとの心のふれあいを大切にした教育活動の展開を図ります。

(3) 人権教育・啓発の推進

現状と課題

こども・若者を取り巻く環境は、日々進歩する情報化社会や急速に進んだ核家族化等を背景として、地域社会における子育て世帯の孤立化や子育て機能の低下等が進み、今までよりも厳しさを増しています。その結果、心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える虐待やこどもが巻き込まれる事件等が後を絶ちません。

このような悲しい事件を無くしていくためには、こども・若者を多様な人格を持った個人として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとって最善の利益を図っていく必要があります。また、未来を担うこどもが健やかに育つ環境づくりを「おとなの責務」として果たしていく理念を、社会全体が一体となって推進していくことが必要です。

施策の方向性

1) こども大綱の普及・啓発

おとなから、育児放棄や暴言、暴行などの虐待を受けることなく、こどもとしての権利が保障されるよう「こども大綱」の理念を浸透させるとともに、こどもの意見が反映される社会づくりなど、「こどもがこどもとして育つ権利」が確保されるよう啓発を行っていきます。

また、人権に関する講座やセミナーの開催等、あらゆる機会を捉えて、こどもの人権に関する啓発を行うとともに、こどもの自尊感情を育みながら、豊かな人間関係づくりを目指す人権教育を推進します。

2) 社会的養育の推進

こどもが、家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するとともに、虐待等により家庭における養育が適当でないと判断された場合には、児童相談所と連携し、児童養護施設や里親家庭において、こどもが安心して養育される環境の確保を図ります。

(4) いじめ・不登校・自殺などへの対応

現状と課題

少子化や核家族化の進行により、人間関係が希薄になっていく中で、生命の尊重、他人への思いやり、正義感や倫理観の薄れなどを要因として、犯罪やいじめ・不登校などの増加が社会問題となっています。また、全国的に小中高生の自殺者数は増加傾向にあり、危機的な状況になっています。

こどもの精神的苦痛を軽減して、立ち直りを支援し、心身の健全な発達と自立を促していくために、スクールカウンセラーを活用した継続的なカウンセリングや保護者に対する助言等、相談しやすい体制の充実を図る必要があります。

また、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることへの包括的な支援として、こども・若者の自殺対策強化を図る必要があります。

施策の方向性

1) いじめや不登校に対する相談・支援体制の整備

不登校に悩むこどもの居場所づくりや引きこもりがちなこどもへの訪問指導の実施、また、いじめや不登校などの様々な悩みに対し、学校や教育センター、こども家庭センター、関係機関において、こどもや保護者が気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

2) 自殺に対する相談・支援体制の整備

SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する予防教育、こどもの自殺が増加する長期休業前後の啓発を行うなど、自殺予防に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

(5) 心身の健康づくりへの支援

現状と課題

現代のこども・若者は、スマートフォンやパソコンなどの普及によって、情報の入手手段、内容が多様化しており、思春期の好奇心と相まって、性や犯罪、喫煙、飲酒、薬物などへの興味を拡大させる恐れがあります。

また、国際化や情報技術の進歩等、著しい社会変化に対応することができるよう、こどもたちの思考力、判断力、表現力などを育成することが求められています。

本市では、これまで基礎学力の向上や情報教育、体力づくり、健康づくり、豊かな個性の育成、心の教育などに重点を置き、様々な教育や体験学習を推進してきました。今後も引き続き、児童・生徒の個性や能力を伸ばすとともに、意欲的に学習や自ら判断し行動できる「生きる力」、他人を思いやり生命の大切さに気づく「豊かな心」の育成に加え、スクールカウンセラーなどの活用による児童・生徒の心のケアを行っていく必要があります。

加えて、こどもが日常生活を健康的に営むことができるよう、生活習慣の改善や指導など、生活リズムを整える取組も重要となります。特に、食生活をめぐっては、朝食の欠食等の食習慣の乱れや糖質、脂質の過剰摂取・野菜不足等による栄養の偏りが目立つようになり、生活習慣病の増加や肥満、過度のダイエット等、様々な問題が起こっています。こうした問題に対応するため、家庭や社会の中で、こどもひとりひとりの健康な心身と豊かな人間性を育む「食育」の推進を図る必要があります。

施策の方向性

1) 心身の健康に関する啓発・学習・相談

母性、父性について正しく理解し、命を大切にする心を育むため、乳幼児とのふれあい体験や妊婦体験等の講座を実施します。

誤った性知識による若年妊娠や中絶などを防ぐため、性に関する正しい知識を身に付け、栄養管理も含めた健康管理を促すよう「プレコンセプションケア※7」の啓発を行うとともに、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを支援します。

また、思春期の心身の問題や喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題解決に取り組むため、こどもたちの身近で気軽な相談体制の充実を図り、性に関する健全な認識を身に付け、性にまつわる課題を主体的に自分自身の問題として捉え、責任ある性行動の選択ができるよう支援します。

2) 確かな学力と健やかな身体の育成

少人数指導や外部人材活用などによる多様なプログラムなどを積極的に取り入れることにより、学校教育におけるきめ細かな指導を進め、児童・生徒に確かな学力を身に付けさせるとともに、体力の向上と心身の健康の保持増進に努め、健やかな身体の育成を図ります。

3) 社会からの支援

親の家庭教育に関する考え方にも変化が生じており、子育てをしていくことに自信がない、親としての自覚がない、家族のサポートがないなど、家庭内の結び付きが希薄になり、親子がふれあう時間、機会が減少しています。こうした中で、家庭での教育を支援し、こども・若者ひとりひとりが、人間としてかけがえのない存在であると実感しながら家庭で育まれ、家庭や社会の一員として他者との適切な関係を築くことができるよう、こども・若者と保護者に身近で関わる方を対象とした学習機会や情報の提供を行います。

4) 食への関心の醸成

欠食、孤食、偏食など食生活の変容に関心を持ち、心身の発達に適切な食に対する重要さの理解を深めるため、保育所、認定こども園、学校などにおいて、それぞれの成長段階や理解度に応じて様々な学習機会を適切に捉えて食を営む力の形成・向上に向けた指導・啓発に努めます。

5) 安全な給食の充実

こどもの身体の安全な発達に資するため、保育所、認定こども園、学校などの給食関係者が必要に応じて情報交換を行い、地産地消を進め、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。

基本目標２ こども・若者の希望を叶える取組

こども・若者が将来に希望を持って様々な活動ができるよう、スポーツ・芸術・文化活動や社会活動の支援を行うとともに、国際化に対応できる世界的視野を求める取組を推進します。



(１) こども・若者のスポーツ・芸術・文化活動の支援

現状と課題

スポーツ・芸術・文化活動は、こども・若者の心身の健やかな成長を支えるだけでなく、地域の文化に触れる機会を通じて、心のゆとりや豊かさを育み、潤いのある生活を送る一助になることが期待されます。

こども・若者のライフステージにおいて、年齢や発達の段階に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験など多様な経験の機会を創出することが重要です。また、こども・若者の読書活動は、言葉の学びや想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで不可欠なものであり、充実を図る必要があります。

本市では、現在、学校教育に地域の歴史文化に関する事業等を取り入れ、郷土への愛着を育んでいます。また、こどもが様々な活動に触れ合う機会を確保するため、中学校部活動の地域展開に段階的に取り組んでいます。

今後も引き続き、こども・若者が様々な活動に触れ合う機会や場所を創出していく必要があります。

施策の方向性

１) 学習・体験機会の提供

佐野市文化会館や葛生あくとプラザ、佐野市郷土博物館、佐野市立吉澤記念美術館等で行われる様々な文化的イベントや文化的資源の活用、芸術・文化に接する機会、様々な人との交流などの体験活動を通じて、こども・若者が豊かな感性や創造性を育む機会を提供します。

２) スポーツ活動の推進

こども・若者の体力が低下傾向にある中、スポーツ活動を通じて主体性や創造性を育み、心身の健康の保持増進を図るため、地域でのスポーツ活動の推進など、様々な取組に対して支援を行います。

3) こども・若者の自主的な活動支援、スポーツ大会、発表機会の提供

こども・若者の自主的な活動への親しみやそれぞれの活動を通じた心身の健全な育成を図るため、各種スポーツ大会やスポーツ教室、音楽、演劇等の活動を充実させるよう支援を行うとともに、気軽にスポーツを体験する機会や自主的な創作発表の機会など、交流の場づくりを進めます。

4) 図書館サービスの充実

図書館の利用体験やおはなし会、学校への読み聞かせ訪問などの各種行事やこども読書活動を通じて、こどもが本に親しむ機会の提供に努めます。

また、高校生アンケートの結果を踏まえ、身近な学習の拠点としての機能を充実させるとともに、こども・若者向け図書の充実を図り、こども・若者の創造性の育みや健やかな成長を促すよう読書活動を推進します。

5) 豊かな心の育成

こども・若者の感性や好奇心、探究心を醸成する様々な遊びや学びのプログラムに参加できる機会を創出し、様々な体験の中から、自らの力を磨き、他人を思いやり尊重できる豊かな心の育成につながる取組を推進します。

また、学校教育全体における道徳教育の重要性を踏まえ、自主的な読書活動やあいさつ、職場体験学習などを通じて、生命を尊重する心、規範意識や社会性を育みます。

(2) こども・若者の国内外交流の推進

現状と課題

近年の国際化の進展に伴い、人や物、情報が国境を越えて簡単に行き交う中では、優れた国際感覚と異文化に対する受容性が求められています。

本市では、クリケット活動や次代を担う中学生の相互交流を中心に、教育、文化、スポーツなど広範な分野で姉妹都市や関連する都市との市民交流が定着しており、今後も相互の文化に対する理解と友好の促進を図りながら発展させる必要があります。

施策の方向性

1) 友好都市交流の推進

国内外の姉妹都市等との交流を図り、異なる風土や文化に接することは、こども・若者にとって自主性や社会性を育むうえで有意義であることから、小中学校間の交流事業をはじめ、友好都市を相互訪問するホームステイ事業等を推進します。

2) 国際化に対応できるこども・若者の育成

こども・若者が外国の生活習慣や文化等を理解できるよう、海外の学校等と交流を深めるとともに、情報提供や学習会の開催により、留学生をはじめとする外国人と接し、交流できる機会づくりを行うことで、相互理解を深め、世界的視野を広げるような取組を進めます。

また、外国人児童・生徒が日本の生活習慣や学校生活にスムーズに適応するための取組を推進していくほか、現在検討を行っている本市の国際戦略の基本的な考え方を勘案しながら、こども・若者の国際交流を推進していきます。

(3) こども・若者の社会的活動の支援

現状と課題

こども・若者の健全な成長には、自らの主体的な判断によりの確に解決する能力や他人を思いやる心、たくましく生きるための健康な身体が必要です。そのためには、家庭や学校だけでなく、地域の役割が重要となります。

また、こども・若者が次代の親としての自覚と正しい知識をもち、将来、不安を抱えることなく家庭を築くことができるよう、それぞれの発達段階に応じた教育や啓発の機会を充実していくことが重要となります。

そのため、地域での活動や世代間交流、社会の一員や親になるための様々な体験活動を通じ、こども・若者が地域と関わっていく体制や機会を作る必要があります。

施策の方向性

1) 地域活動の支援

こども・若者が地域社会の一員としての自覚や社会性を身に付けるため、地域におけるボランティア活動をはじめ、環境学習や環境保全の実践活動、祭りや地域行事への参加を広げるなど、自主的な活動を支援します。

また、こども・若者が地域の施設等で高齢者や障がい者と交流し、ボランティア体験を行うなど地域活動の機会を設けます。

2) 中学生・高校生への啓発の推進

保育所、児童館等での中学生・高校生と乳幼児とのふれあい体験等を通じて、家庭の大切さやこどもを生み育てることの意義を理解し、こども・若者が社会の一員として、自覚と責任をもって行動できる社会性を育むための取組を推進します。

3) 家庭教育との連携支援

生命の誕生や子育てについて理解を深めることや高齢者や障がい者など多くの方とのふれあいを通じ、家族や他人を思いやる心を培うなど、豊かな人間性を育む教育を推進します。

基本目標3 困難を抱えるこども・若者、家庭への支援

児童虐待やヤングケアラーなど、困難を抱えるこども・若者、家庭への包括的な支援を行うほか、特別な支援を必要とするこども・若者への支援を行います。



(1) 困難を抱えるこども・若者、家庭への包括的な支援

現状と課題

核家族化や地域社会関係の希薄化等を背景として、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しています。子育て世帯が社会からの支援に繋がらず、地域の中で孤立してしまう傾向が強くなり、家庭内での子育ての悩みや不適切な養育環境に対して、支援が届かないケースが多くなっています。また、これまでは、「母子保健機能」と「児童福祉機能」がそれぞれの役割を担い、連携しながら相談等の支援を行ってきましたが、支援には多くの機関が関わることから、情報共有や連携が円滑にいかず、必要な支援が届かないなどの自治体が多くありました。

このようなことから、国では全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置するように努めることとしました。

本市でも、令和6（2024）年4月からこども家庭センターを設置しました。虐待やヤングケアラーの問題など、困難を抱えるこども・若者、家庭へのポピュレーションアプローチ※8とハイリスクアプローチを両輪として、切れ目ない支援を図っていく必要があります。

施策の方向性

1) 母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営

母子保健機能と児童福祉機能を一体として支援することで、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進に関する支援から、こどもと子育て世帯に対する福祉に関する支援を切れ目なく提供していきます。

2) 関係機関との連携による包括的な支援体制の構築

多様化する社会の中で、困難を抱えるこども・若者、家庭の状況も複雑化しており、様々な観点から支援をする必要があります。

そのため、学校や保育所、医療機関、様々な専門の相談機関等と密な連携を図り、必要な支援を提供できる協力体制を構築します。

(2) こどもへの虐待防止対策の推進

現状と課題

こどものいる家庭の減少や近所付き合いの希薄化などにより、子育てをする親の孤立化が進み、育児への不安が増す中、保護者の日常における生活上のストレスや悩みなど様々な要因が複雑に絡み合って、立場の弱いこどもたちへの虐待として現れ、全国的に児童虐待件数は増加しています。

児童虐待を防止し、全てのこどもの健全な心身の成長、社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うとともに、福祉関係者のみならず、保健、医療、教育、警察等の地域における関係機関が参加する虐待防止ネットワークなどの構築が不可欠です。

国においても、児童虐待対応にあたっての、児童相談所、市町村、警察、学校等の責務を明確化するなど、児童虐待防止対策の抜本的強化に取り組んでいます。

本市では、こども家庭センターが中心となり、児童相談所、民生委員児童委員などの協力により、こどもとの関わりや様々な相談に応じながらこどもへの虐待の予防、早期発見・早期対応に努めるとともに、福祉、保健、医療、教育、警察などの関係機関によって構成する「佐野市要保護児童対策地域協議会」において、ケースに応じた支援の在り方を協議し、対応しています。

さらに、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、こどもと保護者の適切な関係性の構築を図っていく必要があります。

施策の方向性

1) 児童虐待防止体制の充実

現在も増加・複雑化している児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、母子保健活動における相談業務並びに、児童福祉担当においては、学校、保育所等のこどもに関わる機関に対し、こどもの身体に不自然な傷痕などの児童虐待の兆候がないか、こどもの生活態度に変化はないか等、共通の視点を持ち見守ることの重要性と、見過ごすことのない通告義務の正しい理解の促進に努めています。

また、市の関係機関のほか、児童相談所、保健所、人権擁護委員、民生委員児童委員協議会、警察署、幼稚園連合会、小中学校長会、医師会等で構成される佐野市要保護児童対策地域協議会において、こどもへの虐待の予防や早期発見、また、長期的な視野での保護者や家族への支援ができる体制の充実・強化を図ります。

2) 地域における見守り体制の充実

生活の場である地域社会で、こどもの見守りを行うことにより、児童虐待の防止や早期発見が期待できることから、子育てサークル活動や地域での交流等を支援し、身近な人々がお互いに情報交換できる機会を設けます。

また、民生委員児童委員等と地域の人々との協力・連絡体制を強化し、連携を図ることで、身近な生活の場における見守り体制の更なる充実を図ります。

3) 児童虐待に関する啓発活動の推進

児童虐待についての知識や理解を深め、よりの確な対応・連携を図るため、市内の小中学校・保育所・認定こども園・市有施設等に、児童相談案内・児童虐待防止推進啓発リーフレットを配布し、虐待防止の周知・啓発を図ります。

また、児童虐待の防止や早期発見に向け、市ホームページや広報誌等を利用して、児童虐待に関する周知・啓発を行います。毎年11月には、こどもの虐待防止「オレンジリボン運動」として、市庁舎を虐待防止のイメージカラーである「オレンジ色」にライトアップし、児童虐待防止に関する周知・啓発を行います。

(3) ヤングケアラー対策の推進

現状と課題

令和6（2024）年6月に「子ども・若者育成支援推進法」の改正により、各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。そこには、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこども・若者が「ヤングケアラー」として定義されています。そして、その当事者や家族には自覚がなく、顕在化しにくいという状況があります。

ケアが日常化することで、こども自身の時間や学校生活、進学、就職、自立に支障をきたすなど、個人の権利に重大な侵害が生じてしまうことから、福祉や介護、医療、教育等の関係機関が情報共有・連携し、早期発見・把握し、こども・若者に寄り添いながら必要な支援に繋げていく必要があります。

施策の方向性

1) ヤングケアラーの早期発見・把握

ヤングケアラーは、ヤングケアラーとされるこども・若者自身が気づかないことも多く、支援の必要性に気づいていないケースもみられることから、教育現場を通じた啓発や連携により対象者の早期発見・把握に努めます。

2) ヤングケアラーへの支援策の推進

ヤングケアラーは、ヤングケアラーとされるこども・若者自身の現在及び将来に大きな影響を及ぼすことから、支援の必要性・緊急性の高いケースに対しては、特に優先的に支援を提供していくことが重要となります。また、家族の世話などに係る負担を軽減・解消するため、家庭に対する適切なアセスメント※9により、ニーズに応じた家庭全体への支援を行います。

(4) こどもの貧困対策の推進

現状と課題

こどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることの無いよう、全てのこどもが心身ともに健やかに育成されるとともに、教育の機会均等が保障され、こどもひとりひとりが夢や希望を持ち、様々なことに挑戦できるようにする必要があります。

また、貧困の状態にあるこども・若者や保護者が社会的孤立に陥ることがないように、妊娠・出産の相談支援体制の充実や交流の場づくりなど、生活の安定に資するための支援を推進していく必要があります。

今後も、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高いこどもの貧困対策に取り組む必要があります。

施策の方向性

1) こどもの学習支援体制の構築

「こどもの貧困」の連鎖を防止するための施策として、こどもに対する「学習支援事業」があります。本事業の実施方法を含め、生活困窮世帯やひとり親家庭等のこどもに対する学習支援体制の構築に向けた取組を推進します。

2) 家庭環境等に問題を抱えたこどもへの対応

本市では、貧困家庭等、学校だけでは解決が難しい家庭環境等に問題を抱えたこどもに対応するため、スクールソーシャルワーカーの活用を図っています。今後も引き続き、スクールソーシャルワーカーを活用した支援体制の充実を図ります。

(5) ひとり親家庭等の自立支援

現状と課題

ひとり親家庭等が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的な支援のほか、各家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援などが適切に行われるように取り組む必要があります。

本市では、これまで、「第3期佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づく支援を実施してきましたが、今後も引き続き、「第3期佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」の基本理念である「ひとり親家庭等の誰もが安心して暮らすことのできるまち さの」の実現を図るため、仕事と子育ての両立や経済的な自立、また、こどもがその置かれている環境に左右されることなく健やかに成長できるよう、総合的な支援を進めていく必要があります。

施策の方向性

1) 相談機能の充実

母子父子自立支援員により、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び生活一般についての相談指導等、寄り添い型の相談支援を行います。

2) 就労・生活支援の充実

ひとり親家庭等の親が安心して仕事と子育てを両立でき、こどもの健やかな成長が望めるよう、母子家庭等自立支援給付金給付事業、高等職業訓練促進給付金等の周知に努め、職業能力の向上及び求職活動等就業の支援を行います。

また、多様な子育て支援事業の提供、日常生活の支援に向けた各種事業の推進、居住の確保など、生活全般における支援体制の充実を図ります。

3) 養育費確保に向けた支援の充実

養育費は、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、こどもの福祉の観点からも望ましいことであることから、ひとり親家庭等が養育費を適切に受け取ることができるよう養育費に関する相談や啓発活動を推進します。

4) 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の生活の安定及び自立の促進並びにこどもの福祉の増進を図るため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度など経済的支援に関する各種制度について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立支援制度など他の自立支援策との連携を図りながら、適正な貸付業務の相談・支援を行います。

(6) 特別な支援を必要とするこども・若者への対応

現状と課題

「こども基本法」に加え、「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえ、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会へのインクルージョンを推進していく必要があります。それぞれの環境やライフステージに応じて、身近な地域で安心した生活を送れるようにするために、乳幼児期から若者・おとなに達するまでの、ひとりひとりの多様なニーズに応じた一貫した支援や相談体制の整備が求められています。

今後も、乳幼児健康診査や保健指導などで障がいの早期発見・早期療育を促進するとともに、身近な地域において、発達の段階や障がいの特性に応じた療育を受けるための専門的な支援を充実していく必要があります。

また、医療的なケアが必要な児童に対する支援の充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

1) 関係機関等の連携による支援の推進

障がいのあるこども・若者が自分らしく健やかに成長できるように、本人・家族を中心とし、ライフステージに応じた切れ目のない支援を充実させていきます。

2) 障がいのあるこどもの保育・教育の充実

障がいのあるこどもが地域の中で健やかに育つために、ひとりひとりの障がいの状況に応じた適切な保育・教育を行います。

また、小中学校において、障がい児がその障がいの程度に応じた教育が適切に受けられるよう、特別支援教育担当者や保護者、さわやか教育指導員及び特別支援学級支援員が連携しながら、ひとりひとりの状況に応じた支援を行うとともに、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限りともに安心・安全に過ごせるよう環境整備を進め、インクルーシブ教育の実現に向けた取組を推進します。

3) 障がい児サービスの充実

障がい児を対象としたサービスの充実を図るとともに、適切なサービス提供のために、障害児利用支援計画を作成する障害児相談支援を推進します。

4) 医療的ケア児への支援体制の構築

医療的ケア児^{※10}などの専門的な支援が必要なこどもとその家族への対応のための地域での支援体制を構築します。

基本目標4 健やかな成長と安心して子育てできる環境づくり

こどもの健やかな成長には、ライフステージに応じた切れ目ない支援が重要になります。こどもの誕生前から乳幼児期、学童期を経て青年期まで、子育てに対する支援体制を整備していくとともに、母子の健康づくりへの支援を行います。



(1) 子育てに対する支援体制の整備

現状と課題

こどもを育てる基本は家庭にあります。核家族化の進行や共働き世帯の増加、就労形態の多様化などにより、家庭での育児力の低下が懸念されるとともに、近所づきあいの希薄化による子育て世帯の孤立化、情報不足なども問題となっています。また、妊娠・出産から日々のこどもの成長を見守ることで、子育てに対する喜びを感じている意見がある反面、そのこどもが社会人として自立するまでの経済的・精神的負担に対する不安を感じている意見も大きくなっています。

本市では、こども家庭センターなどにおける子育て・育児相談の実施により、子育ての孤立感や不安を軽減するための取組を展開するとともに、児童手当の支給をはじめ、保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学にあたっての援助、18歳までの医療費助成など、積極的な経済的負担の軽減に努めてきました。

しかし、こどもの成長度合や教育環境などに限らず、「子育て仲間がいない」、「話し相手や相談相手がいない」、「経済的な理由から出産を断念する」など、出産・子育てをするうえでの多くの不安や悩みを保護者は抱えています。

そのため、今後も引き続き、子育ての負担感軽減や子育て世帯の孤立防止のため、経済的な支援に加え、相談事業の拡充や地域の協力を得ながら交流の場づくり、安心して子育てができる環境づくりを推進していく必要があります。

施策の方向性

1) 相談事業の充実

訪問や面接、電話により、いつでも気軽に相談できるよう、こども家庭センターを中心とした相談体制の充実を図ります。また、それぞれの生活環境に応じた保健指導を実施し、妊産婦や乳幼児の健康増進・育児支援を図ります。

2) 教育相談の充実

こども家庭センターや教育センター等の機関において、児童・生徒の心身の健全な育成を図るため、教育上の問題や悩みをもつ児童・生徒及び保護者等を対象に教育相談を実施し、問題解決への支援を行います。

3) 子育て情報の提供の充実

子育てに関する各種情報について、ホームページや子育て支援アプリ、子育てハンドブック等を活用し周知方法の充実を図ります。また、子育て中の親の周囲で支援している方に向けた子育て情報の提供を行います。

4) こども医療費の助成

18歳までの児童を養育する保護者に対して、こどもの医療費を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。また、県内医療機関のこども医療費助成を現物給付で行い、子育ての経済的、心理的な負担の軽減を図ります。

5) 保育料等の軽減

国の幼児教育・保育の無償化により3歳から5歳児の保育料が無償化され、保護者への経済的負担の軽減を図っています。また、0歳から2歳児の保育料についても、非課税世帯が無償化されたほか、国の基準により減額した市の保育料により、引き続き経済的負担の軽減を図ります。

さらに、国の幼児教育・保育の無償化に加え、県・市独自の制度により、第2子以降保育料・副食費の無償化を実施することで、更なる保護者の経済的負担の軽減を図ります。

(2) 母子の健康づくりへの支援

現状と課題

全ての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安全・安心に行うためには、健康診査や保健指導の充実を図り、関係機関との連携体制を強化するなど、母子の健康の保持増進を図るための環境整備が必要となります。

また、こどもの誕生前からの継続した切れ目のない母子保健サービスを一層充実させるとともに、育児やこどもの発達に関する様々な不安や問題を早期に発見し、「こどもの育ち」に係る質にも社会全体が目を向けるなど、継続した支援が求められています。

今後も引き続き、乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期対応、育児支援を行うため、乳幼児健康診査の受診率の向上及び相談支援体制の強化を図っていく必要があります。

施策の方向性

1) 安心な妊娠・出産と母子の健康の保持増進

母子健康手帳の交付や妊婦健康診査費用の助成、ママパパ学級の開催、出産後の乳児家庭に対する乳児家庭全戸訪問の実施など、妊娠初期からの支援や保健指導について、こども家庭センターを中心に、妊娠・出産・子育て等のワンストップ支援を行います。特に支援が必要な妊産婦に対しては、佐野市要保護児童対策地域協議会との連携により、産前産後の母親の心身のケア、育児相談、必要な子育て支援サービスの提供等、伴走型の支援を行います。

また、こどもを望んでいる夫婦に対して、不妊、不育症に関しての相談機関の紹介や不妊治療費、不育症治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

2) こどもの健やかな発育・発達の支援

乳幼児を対象に、疾病や障がいの早期発見・早期対応、育児支援を図るため、各成長段階に合わせた健康診査を実施します。健康診査は、成長段階に応じた健康状態をしっかりと把握し、疾病や発達障がい等の早期発見・支援サービスに繋げるために重要となるため、医師、歯科医師、保健師、助産師等、各々の専門家が連携し、全ての乳幼児が健全に育成されるよう、健康面・発達面でのサポートを行い、保護者の育児に関する不安の軽減を図ります。

また、保健師の家庭訪問等により、健康診査の未受診児の早期把握と解消に努め、全ての乳幼児への保健サービスの提供を目指すとともに、健康診査の重要性の理解促進を図ります。

3) 予防接種の推進

感染症に対する免疫をつけて、感染・発症・重症化の予防及び感染症のまん延を防止するために予防接種を実施します。

予防接種には、法律により接種時期や回数など「受けるように努める」義務が課せられた「定期接種」と、自らの意思で感染症への感染・重症化の予防のために受ける「任意接種」があります。今後も予防接種に関する正しい知識の普及を図るとともに、接種体制の維持・確保をしていきます。

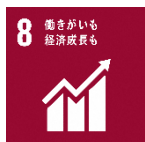
4) 育児相談事業の普及

毎日休みなく子育てをしている保護者にとって、こどもの成長に応じた不安や悩みは次々と生じるものであることから、基本的な生活習慣・発育・育児方法などの日常的な子育てに関する相談窓口として、こども家庭センターを中心に、保育所や認定こども園などの地域子育て相談機関と連携し対応します。

また、こどもの健やかな成長・発達には保護者の心の安定も重要なため、育児不安を抱える、不安定な心理状態にある保護者に対する心理相談など、不安解消に向け、様々な子育て支援事業との連携を密にし、必要な支援を適宜行えるよう充実を図ります。

基本目標5 結婚応援、子育て支援に取り組む気運の醸成

出産後も安心して仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの認識を高めるとともに、結婚の希望を叶える取組や少子化対策に向けた取組を推進します。



(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

共働き世帯が増え、結婚・出産後も仕事を続けたいと考える人が多くなっている中では、結婚、出産をしても働き続けることができ、職業生活と家庭生活を両立していくために、ワーク・ライフ・バランスの見直しとともに、女性に集中していた育児や家事の負担を家族で協力していく体制づくりや職場での理解と協力などが必要となっています。

今後、より一層仕事と子育ての両立支援に対するニーズの高まりが予測されており、経営者のワーク・ライフ・バランスへの認識を高めながら、子育て世帯が制度を活用しやすい職場環境づくりの支援が必要です。さらに、共働き世帯が、共に働きながら出産、子育てに夢と希望を感じられるようにするために、家庭・地域・職場などあらゆる場面で「男女がともに参加する子育て」の啓発を図る必要があります。

施策の方向性

1) 仕事と家庭・地域活動を両立しやすい職場環境づくり

男女がともに仕事と家庭・地域活動とのバランスをとり、充実した生活が送れるよう、育児休業の取得促進やこどもの体調不良に伴う休暇取得促進の普及・啓発を行います。

また、子育てをしやすい職場環境づくりを進める企業への表彰や支援に取り組めます。

2) 女性のチャレンジ支援の促進

子育てや介護等により、一旦離職した女性の再就職の支援や起業を目指す女性に対する相談、情報提供等の支援を行います。

3) 家庭生活と職業生活、地域活動との両立に関する意識啓発の推進

男女がともに協力して家事・子育て・介護等にあたり、家庭生活と職業生活、地域活動の両立ができるよう広報活動や様々な情報提供を行います。特に、栃木県では11月22日を「とも家事の日」と定めており、本市でも引き続き周知や啓発を行います。

(2) 結婚の希望を叶える取組

現状と課題

結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題のほか、適当な相手と出会えないことがあることから、出会いの機会・場の創出を支援していく必要があります。

本市の婚姻数は、令和4(2022)年に大きく減少しています。男性では30～34歳にかけて、女性では25～34歳にかけて未婚率が増加傾向にあります。

施策の方向性

1) 結婚を希望する男女の出会いの場づくり

結婚の希望が叶えられない大きな理由として、経済的な事情や仕事の問題などのほか、「適当な相手にめぐり合わない」ことが挙げられることから、出会いの機会の創出への支援を行います。

2) とちぎ結婚支援センターと協働した結婚支援

栃木県の運営する「とちぎ結婚支援センター」への運営参画等を通じ、結婚支援に関する情報の周知を行うとともに、協働した結婚イベントを開催します。

また、登録にあたり必要になる費用の助成を行い、結婚の希望を叶える取組を推進します。

(3) 少子化対策に向けた取組

現状と課題

少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っているなど、様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。また、自分のためにお金や時間を使いたい、自由さや気楽さを失いたくない等、若者のライフスタイルに応じた考え方の変化も見られています。本市の合計特殊出生率は、令和4（2022）年で1.14となっており、栃木県の平均を下回る状況となっています。県内市町と比較しても少子化傾向が進んでいることから、出会いの機会の創出や出生前から社会生活を営むおとなになるまで、切れ目ない支援が必要になります。

また、移住・定住の促進に向けた若者や子育て世帯に向けた取組の推進に加え、自分が将来どのような生活を営んでいきたいかというイメージを描けるよう、ライフデザインを考える機会を創出していく必要があります。

施策の方向性

1) ライフステージに応じた切れ目ない支援

少子化の背景にある課題を総合的に加味し、出会いの機会の創出やこどもの誕生前から社会生活を営むおとなになるまで、それぞれのライフステージに応じた必要な支援やサービスを提供し、こどもの生まれや育ちに影響されない、誰ひとり取り残さないまちづくりを目指します。

2) 移住・定住の促進

本市では、若年層の就学や就職に伴う市外への転出が多くなっていることから、進学後の転出抑制や就職時のUターンの推進、転入に向けたIターン、Jターンの推進に取り組みます。また、子育て世帯に選ばれるまちづくりを進め、更なる定住促進や県内外からの移住・定住を促進します。

3) ライフデザインを描く機会の創出

本市で令和4年度に実施した「地域アプローチによる少子化対策に関する調査研究事業」及び令和5年度に実施した「少子化対策デジタル技術活用モデル事業」の分析において、デジタル技術等を活用し「ライフデザイン」を描く機会を創出する重要性がわかりました。また、若者アンケートにおいても、ライフデザインを考える講座等への参加の希望は高くなっています。

このことから、こども・若者が将来の生活に関するイメージを持つことができるよう、ライフデザインを描く機会を創出していきます。

基本目標6 安全・安心な子育て環境の整備

こども・若者が安心して安全に暮らすことができるよう、防犯対策や有害環境対策を推進します。また、こども・若者の遊び場について、既存施設の有効活用や計画的な公園整備に取り組めます。



(1) 安心して楽しく利用できる遊び場の整備

現状と課題

道路や公園、交通機関、公共施設など、こどもやこども連れの家族をはじめ、誰もが安心して、快適に外出できる環境づくりが求められています。

また、こどもにとって、遊びは健やかな成長の原点です。こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自ら遊びを充実、発展させていくことは、認知スキルと社会情動的スキル※11の双方を育み、多様な身体の動きや健康を維持することに繋がります。

「こどもまんなか社会」を実現していくためには、安心・安全な生活環境はもとより、まちづくり全般においてこどもの視点、保護者の視点での整備・取組が必要となります。

また、ニーズ調査やこどもアンケートの結果でも、遊び場に関する意見が多かったことから、既存施設の有効活用や計画的な公園整備、新たな遊び場の整備に取り組む必要があります。

施策の方向性

1) 既存施設の有効活用

本市のこどもの遊び場として、4つの児童館とこどもの国があります。これらの施設を有効活用するとともに、より良いこどもの遊び場となるよう施設改善を行います。

また、市内にある公園遊具の保全に努め、こどもが安全に遊ぶことができるような施設整備を推進します。

なお、既存施設の改修や施設の環境改善を実施する場合には、本計画に事業として位置付け、機能強化を図ります。

2) 新たな遊び場の整備

ニーズ調査やこどもアンケートの結果からもこどもの遊び場整備についてのニーズは高くなっており、新たな公園の整備や遊び場の設置を推進します。

具体的な設置にあたっては、利用者の目線に立ち、意見を聴きながら整備を行います。

(2) 犯罪・交通事故等のない安全なまちづくりの推進

現状と課題

こどもを安心して健やかに育むためには、子育てを支援する生活環境の整備や安全の確保に向けた取組が重要です。近年では、こどもの心身に一生残る傷を負う事件やこどもの生命に関わる事故が多発しており、こどもの安全性の確保が重要課題となっています。

生活環境の整備については、これまでも取組を進めてきたところですが、こどもが巻き込まれる犯罪や交通事故をなくし、安全で安心して暮らすことができるように、関係機関や地域住民との連携を密にし、こどもの安全を地域全体で見守る仕組みづくりに一層取り組む必要があります。

施策の方向性

1) 安全施設等の設置

こどもが交通事故や犯罪等の被害にあわないように、歩道やカーブミラーなどの交通安全施設を整備するなど、こどもの登下校や日常の通行に対する安全確保の充実を図ります。

2) 交通安全活動の推進

こどもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校などが連携、協力する体制を強化し、こども及び子育て世帯を対象とした体験型の交通安全教育など、普及啓発活動を積極的に展開するとともに、交通安全に対する意識の啓発・高揚を図ります。

3) 不慮の事故防止対策の推進

乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転落、やけどといった不慮の事故を未然に防ぐため、乳幼児健康診査などの場において、こどもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行うとともに、関係機関と連携した事故防止及び適切な応急処置に関する教育・情報提供の推進に取り組みます。

4) 防犯に対する意識の啓発・高揚

こどもが巻き込まれる犯罪や事件が後を絶たない状況にある中では、学校等における不審者対応訓練や防犯教室を警察等の関係機関と協力しながら推進し、こどもたちの防犯に対する意識の啓発・高揚を図ります。

また、こども・若者に対する性暴力・性犯罪やSNS等を起因とした犯罪、事件など、多様化する犯罪への相談体制の構築を図ります。

(3) こどもを取り巻く有害環境対策などの推進

現状と課題

情報化社会の進展により、テレビやインターネット、SNSなどで様々な情報を比較的容易に入手することができるようになった反面、インターネット、SNSなどを通じた犯罪も横行し、こどもが被害者となる事件も増加しています。

こうした環境からこどもを守るため、情報教育の充実に努め、こどもへの注意喚起を行うほか、家庭、学校、地域社会、行政が連携し、こどもが健全に育つ環境整備に努めていく必要があります。

また、情報技術の進歩に伴い、有害な情報や犯罪の手口はより巧妙化、複雑化しているため、有害環境からこどもを守る技術や教育も日々改善していく必要があります。

施策の方向性

1) 有害環境対策の推進

性や暴力等に関する有害図書類や有害情報については、こども・若者に対する影響が懸念されることから、行政関係機関、PTA等の地域住民が連携、協力して実態を把握し、関係業界に対する自主規制の働きかけなどの活動を促進し、こどもにとって良好な環境づくりを目指します。

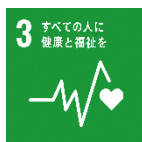
2) 非行等の問題行動対策の推進と自立支援

こどもの健全な育成に向けて、飲酒や喫煙、薬物乱用の防止のための啓発活動を推進します。また、こどもの生活実態を把握し、問題行動を早期に発見して的確に対応するため、学校、青少年育成指導員・少年補導員等と関係機関の連携を密にし、街頭補導、相談等の活動を推進します。

また、社会全体として、非行や犯罪に及んだこども・若者に対する理解を深め、育ちを見守る気運の向上を図ります。

基本目標7 地域で進める「こどもまんなか」まちづくり

こども・若者が安心して意見を述べることのできる場や機会を創出するとともに、地域全体で「こどもまんなか社会」を実現するまちづくりを推進します。



(1) こども・若者の意見を聴く気運の醸成

現状と課題

「こども基本法」では、こども施策の基本理念として「すべてのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。

今後、こども・若者から広く意見を聴く機会を創出するとともに、様々な工夫を重ね、こども・若者の意見を市の施策に反映していく必要があります。

施策の方向性

1) こども・若者を権利の主体として認識する気運の醸成

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、自立した個人として自己を確立できるよう、「こどもの権利条約」や「こども基本法」、「こどもの街宣言」の内容や趣旨を広く共有し、「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくりの気運の醸成を図ります。

2) こども・若者の意見を聴く機会の創出

こども・若者が安心して自由に意見を言える機会を創出するとともに、その意見を市の様々な施策に反映させ、新たなこども施策の展開や既存の施策の質の向上に繋げていきます。また、こども・若者と同じ目線に立ち、こども・若者とともに社会課題の解決に繋げ、「こどもまんなか社会」の実現を図ります。

(2) 地域全体におけるこども・子育て支援の促進

現状と課題

核家族化の進行や地域との関係の希薄化など家庭を取り巻く環境が変化している中で、祖父母や近隣の方から、子育てに関するアドバイスや支援、協力を得ることが困難になっています。

地域の中で子育て世帯を支えられるよう、教育・保育、福祉、保健、医療などの関係機関の連携による包括的な支援はもちろんのこと、地域全体でこどもを見守る体制の充実や気運を醸成していく必要があります。

また、こども・若者の主体的な社会参画を社会全体で後押しすることが重要となるほか、こども・若者におとなの意見を押し付けることなく、こども・若者と対等な目線で、共に「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進める必要があります。

施策の方向性

1) こどもの見守り体制の充実

P T A等の学校関係者や防犯ボランティアなどの関係団体に対し、地域安全情報メールやこどもに関する犯罪の発生状況の伝達、危険な場所等の地域安全情報等の提供、共有化に取り組むほか、青色回転灯パトロールの実施、こどもの緊急避難場所となる「こども110ばんの家」の拡大等、青少年を守る会、防犯協会等の関係団体が行う自主防犯活動を支援します。

また、地域や関係団体との連携により、学校・園内外の安全対策の強化や犯罪防止対策等、地域や関係団体と協力したこどもの見守り体制の充実を図ります。

2) 社会全体で「こどもまんなかまちづくり」をすすめる気運の醸成

制度や分野ごとの枠組み、「担い手」と「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民ひとりひとりの生きがい、地域をともに創っていく、「地域共生社会」の考え方を「こども・若者」への関わり方に繋げ、社会全体・地域全体で「こどもまんなか社会」の実現に取り組めます。

その取組の1つとして、こどもの居場所の1つである「学校」の運営においては、「地域とともにある学校づくり」の推進に向けて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を進めています。

さらに、「こどもまんなかサポーター」の登録促進や毎年5月と11月の「こどもまんなか月間」の周知等、社会全体で「こどもまんなか社会」を実現する気運の醸成を図ります。

第5章

こども・子育て支援施策の 量の見込みと確保方策

確保方策

子ども・子育て支援新制度において、行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に区分されています。

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と一体として策定することから、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込みと確保方策を示します。

子ども・子育て支援施策の取組	確保方策1 教育・保育の量的拡大と質の確保	(1) 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期 (2) 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保の内容
	確保方策2 地域子ども・子育て支援事業の充実	(1) 利用者支援に関する事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て短期支援事業 (7) 子育て援助活動支援事業 (8) 一時預かり事業 (9) 時間外保育事業 (10) 病児保育事業 (11) 放課後児童健全育成事業 (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13) 子育て世帯訪問支援事業 (14) 親子関係形成支援事業 (15) 産後ケア事業 (16) 妊婦等包括相談支援事業 (17) 乳児等通園支援事業

●教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を定めるための「単位」となる市町村内の区割のことです。各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。

本市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定については、広域性を確保することを基本とし、「市全体を1つの区域」として設定します。

確保方策1 教育・保育の量的拡大と質の確保

(1) 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、こどもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる施設及び事業などは、以下のとおりです。

1) 特定教育・保育施設

新制度に移行した幼稚園や認定こども園の幼稚園籍のこどもは、1号認定区分となります。また、保育所や認定こども園の保育所籍のこどもは、保育認定が必要となり、満3歳から5歳児は2号認定区分、0歳から2歳児は3号認定区分となります。

2) 確認を受けない幼稚園

新制度に移行していない幼稚園は、無償化の対象となるため、教育施設利用給付の新1号認定を受ける必要があります。

3) 特定地域型保育事業

3号認定の乳幼児を保育する事業で、利用定員が19人以下のものです。地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業が位置付けられています。

4) 企業主導型保育事業の地域枠

企業主導型保育事業とは、平成28（2016）年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度を利用し、従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設です。

企業主導型保育事業では、従業員枠のほか、一定の割合で地域枠の定員を設定し、地域のこどもの保育を実施することができます。

現状

本市では、計画的な施設の整備を進めてきたことから、3歳から5歳児は、幼稚園・認定こども園・保育所のいずれかを利用できている状況です。保育ニーズは今後も高まることが予想されますが、幼稚園・認定こども園の教育標準時間前後の預かり保育の利用で補うことができる見込みとなっています。

また、0歳から2歳児も保育ニーズの高まりが予想されますが、量の見込みに対して、十分な確保方策がとれています。

今後は、量から質へと意識した教育保育施設の運営を目指していきます。

量の見込みと確保方策

公立の認可保育所と民間の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業により、保育の量を確保し、保育ニーズへの対応を図ります。

また、保育の必要性があっても認可保育所等に入所できないこどもが、認可外保育施設や預かり保育等を利用した場合に支給する、子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性の確保を図ります。

各認定区分における教育・保育施設の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

各事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果及び実績を総合的に鑑みて算出しています。

量の見込み		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	教育	人	1,066	1,017	982	931	924
2号認定	教育	人	363	346	334	317	315
	保育	人	1,237	1,180	1,139	1,081	1,072
3号認定	0歳	人	226	222	217	212	206
	1・2歳	人	736	734	733	717	700
確保方策		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	教育	人	1,339	1,348	1,348	1,348	1,348
2号認定	教育	人	363	346	334	317	315
	保育	人	1,402	1,417	1,399	1,379	1,359
3号認定	0歳	人	229	229	229	229	229
	1・2歳	人	807	795	795	795	795

※確保方策は、各教育・保育における定員数を示しています。

(2) 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保の内容

1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に対する支援

各地域のこどもの教育・保育施設等の利用状況等を把握したうえで、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたり、国や県において財政支援事業がある場合は、当該事業の活用についても支援します。

2) 市が行う支援

認定こども園、幼稚園及び保育所が、幼児期の教育・保育の良さを生かした園づくり、園運営を行うとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等を踏まえ、こどもたちの健やかな成長を等しく保障していくことができるよう、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修等を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針で求められている質の高い教育・保育や多様なニーズへの対応、子育て支援等のサービスに対応できるような研修を推進します。

3) 質の高い教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、こどもの成長を大切にする教育・保育を実践します。

また、県の幼児教育センター等の関係機関と連携を図り、幼児教育・保育の質の向上に資するよう努めます。

4) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

教育・保育施設等を利用するこどもの家庭のみならず、在宅の子育て世帯を含む全ての子ども・子育て世帯を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て世帯に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携に努めます。

6) 外国にルーツを持つ幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国にルーツを持つ幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

7) 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進方法

乳幼児期の教育・保育は、こどもたちの「生きる力」の基礎や豊かな感性、その後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、認定こども園、幼稚園及び保育所において、乳幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、小学校と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めます。

認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等の連携に向けて、研究発表会や連絡会等の参加を通じ、双方向での連携を推進します。

確保方策2 地域子ども・子育て支援事業の充実

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに計画期間における確保方策及び実施時期を設定します。

なお、各事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果及び実績、現状を総合的に鑑みて算出しています。

(1) 利用者支援に関する事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

1) 利用者支援事業（基本型）

こどもや保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

現状

あさぬま保育園内において、利用者支援事業「みらい」を実施し、地域子育て支援センターや保健センターに出向くなど、子育て中の親子に対して相談業務を展開し、個々に応じたサービスや窓口の紹介などを行うことで、保護者の子育ての不安軽減に努めています。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、現在の実施状況を基に推計しています。引き続き、利用者支援事業「みらい」において、子育て中の親子に対し支援を実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

※量の見込みは、設置箇所数を示しています。

※確保方策は、事業実施箇所数を示しています。

2) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、こども家庭センターにおいて、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援体制を構築します。

現状

こども・子育てに関する包括的な支援を行う窓口の存在は、ニーズが多様化している現代社会において、必要性を増しています。一方、支援には多くの機関が関係することから、佐野市要保護児童対策地域協議会を活用し、十分な情報共有を行い、緊密に連携し、妊産婦・乳幼児等の健康の保持増進及び適切な育児が行えるよう、継続的・包括的な支援に努めています。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、現在の実施状況を基に推計しています。令和6（2024）年度に開設したこども家庭センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行うことにより、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

※量の見込みは、設置箇所数を示しています。

※確保方策は、事業実施箇所数を示しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

現状

保育所、認定こども園、子育て支援まちなかプラザの市内9か所において、専門職員による子育て世帯に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

量の見込みと確保方策

量の見込みについては、利用実績及び将来の人口を基に推計しています。今後も市内の保育所等により必要な事業量の確保を図り、サービスの充実に努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回／月	2,319	2,301	2,280	2,229	2,176
確保方策	人回／月	2,319	2,301	2,280	2,229	2,176
施設数	箇所	9	9	9	9	9

※量の見込みは、1月あたりの利用見込数を示しています。

※確保方策は、量の見込みに対し提供できる1月あたりの延べ件数と提供するための施設数について示しています。

(3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

現状

妊婦と赤ちゃんの双方の健康のため、全14回分の健康診査の受診票を母子健康手帳交付時に配付し、健康診査にかかる費用の一部を助成しています。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、現在の実施状況を基に推計しています。定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心、安全な出産につながるため、母子健康手帳交付時に定期的に健診を受けるよう促していきます。今後も、医療機関等との連携のもと、受診機会を提供し、妊婦の健康の保持増進を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	8,344	8,176	7,980	7,798	7,602
確保方策		実施場所：各医療機関での個別健診 実施体制：妊娠届提出者へこども家庭センター職員が母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票を配布し、妊婦は各医療機関で受診する。 検査項目：こども家庭庁が示す検査項目 実施時期：通年				

※量の見込みは、総健診回数を示しています。

※確保方策は、量の見込みを賄うための体制について示しています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

現状

市内の乳児(生後4か月まで)のいる全ての家庭に対し、助産師、保健師が家庭を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、市内の対象家庭全ての訪問を前提に、0歳児の人口を基に推計しています。訪問では、子育てに関する情報提供並びに乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、訪問結果により支援が必要とされた家庭について、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	596	584	570	557	543
確保方策		実施体制：助産師、保健師 実施機関：こども家庭センター 実施方法：直営				

※量の見込みは、対象となる乳児数を示しています。

※確保方策は、量の見込みを賄うための体制について示しています。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要と認められる児童やその保護者及び妊婦等に対し、その居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行い、保護者の育児等の養育能力の向上を図る事業です。

現状

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、助産師、保健師等が家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行っています。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、利用実績を基に推計しています。引き続き、様々な関係機関との連携により、対象者の把握に努め、円滑な事業の実施を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	50	50	50	50	50
確保方策		実施体制：助産師、保健師等 実施機関：こども家庭センター 実施方法：直営				

※量の見込みは、年間の利用見込みを示しています。

※確保方策は、量の見込みを賄うための体制について示しています。

(6) 子育て短期支援事業

保護者が疾病、出産、看護等の社会的理由または育児ストレスにより、家庭での養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等または里親家庭において児童を短期間（原則として月に7日以内）預かる事業です。

また、児童の養育方法等に支援を要する母子を母子生活支援施設に短期間受け入れし、支援を行う事業です。

現状

保護者の疾病等の社会的理由または育児ストレスにより、家庭での児童の養育が一時的に困難となった保護者から利用申請を受けた場合、委託契約している児童養護施設等または里親家庭と連携し対応しています。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、利用実績を基に推計しています。引き続き、児童養護施設等または里親家庭と連携を図りながら対応するとともに、幅広く事業の周知を図り、子育て世帯の福祉の向上に努めます。また、代替養育支援をしてくれる里親家庭に対しても、気軽に相談できる体制づくりなどの様々な支援を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	55	54	53	52	51
確保方策	人日	55	54	53	52	51
施設数	箇所	10	10	10	10	10

※量の見込みは、年間の利用見込みを示しています。

※確保方策は、量の見込みに対し、提供できる延べ件数と提供するための施設数を示しています。

(7) 子育て援助活動支援事業

未就学児及び就学児の預かりの援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

現状

本市では、乳幼児から小学生までのこどものいる子育ての援助をしてほしい人（おねがい会員）と子育ての援助のできる人（まかせて会員）の会員相互援助活動の連絡・調整を行う事業として「ファミリー・サポート・センター事業」を行っています。

ファミリー・サポート・センターの会員相互援助活動では、こどもの預かりの他、習い事や放課後児童クラブへの送迎なども行っています。

量の見込みと確保方策

量の見込みについては、会員相互援助活動による未就学児及び就学児の預かり実績を基に推計しています。引き続き、「ファミリー・サポート・センター事業」の周知による提供会員の拡大を図り、円滑な事業の実施を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	27	27	26	26	25
確保方策	人日	27	27	26	26	25
施設数	箇所	1	1	1	1	1

※量の見込みは、1日あたりの利用見込み数を示しています。

※確保方策は、量の見込みに対し、提供できる延べ件数と提供するための施設数を示しています。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状

在園児を対象とした一時預かりは、幼稚園及び認定こども園12か所において、預かり保育を実施しています。

その他の一時預かりは、保育所及び認定こども園18か所において、一時預かり事業を実施しています。また、子育て支援まちなかプラザ「ゆめぽけっと」でも実施しています。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、これまでの実績及び将来の人口を基に推計しています。

在園児を対象とした一時預かりは、幼稚園及び認定こども園における預かり保育の実施により、必要な事業量の確保を図ります。それ以外の一時預かりは、市内の保育所、認定こども園において実施する一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て支援まちなかプラザ「ゆめぽけっと」による提供体制も確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	62,850	60,089	59,379	58,645	57,303
幼稚園在園児対象 (1号認定による利用) 不定期利用	人日	14,796	14,146	13,979	13,806	13,490
幼稚園在園児対象 (2号認定による利用)	人日	48,054	45,943	45,400	44,839	43,813
上記以外	人日	2,000	1,912	1,890	1,866	1,823
確保方策	人日	64,850	62,001	61,269	60,511	59,126
幼稚園在園児対象 (1号認定による利用) 不定期利用	人日	14,796	14,146	13,979	13,806	13,490
幼稚園在園児対象 (2号認定による利用)	人日	48,054	45,943	45,400	44,839	43,813
施設数	箇所	12	12	12	12	12
上記以外	人日	2,000	1,912	1,890	1,866	1,823
施設数 (ファミサポ含む)	箇所	18	18	18	18	18

※量の見込みは、年間の延べ利用見込み人数を示しています。

※確保方策は、量の見込みに対し、提供できる延べ件数と提供するための施設数について示しています。

(9) 時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

現状

本市では、保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合には、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

このうち、市内15か所では、保育標準時間である最大11時間を超えた受け入れを実施しています。

量の見込みと確保方策

量の見込みについては、これまでの実績及び将来の人口を基に推計しています。引き続き、保育所及び認定こども園の延長保育の実施により、事業量の確保に努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	537	522	510	491	483
確保方策	人	537	522	510	491	483
施設数	箇所	15	15	15	15	15

※量の見込みは、年間の延べ利用見込み人数を示しています。

※確保方策は、量の見込みに対し、提供できる人数と提供するための施設数を示しています。

(10) 病児保育事業

こどもが発熱等で急に病気になった場合や病気の回復期において、保育を行う事業です。病児保育事業については、病気の回復期に至らない児童を病院・診療所、保育所等の専用スペースで一時的に保育する病児対応型、病気の回復期にあり、集団保育が困難な時期に、児童を病院・診療所、保育所等の専用スペースで一時的に保育する病後児対応型、児童が保育中に体調不良となった場合に、保育所において緊急的な対応を行う体調不良児対応型があります。

現状

市内6か所で病児保育（病後児対応型0か所、体調不良児対応型6か所）を実施しています。

量の見込みと確保方策

量の見込みについては、ニーズ調査の結果や利用実績を基に推計しています。

確保方策について、体調不良児対応型においては、量の見込みに対し提供できる体制が整っています。病児・病後児対応型においては、ニーズが高いことから、令和10（2028）年度から1か所の病児対応型の実施を予定しています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	1,920	1,866	1,824	2,655	2,614
確保方策	人日	1,920	1,866	1,824	2,655	2,614
病児・病後児対応型	人日	0	0	0	900	900
施設数	箇所	0	0	0	1	1
体調不良児対応型	人日	1,920	1,866	1,824	1,755	1,728
施設数	箇所	8	8	8	8	8

※量の見込みは、年間の延べ利用見込み人数を示しています。

※確保方策は、量の見込みに対し、提供できる延べ人数と提供するための施設数を示しています。

(11) 放課後児童健全育成事業

昼間労働等により保護者が家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて情緒を豊かにし、集団生活を通して社会性と自主性を培うことにより児童の健全育成を図る事業です。

現状

本市では、公立放課後児童クラブ（こどもクラブ）48支援と民間放課後児童クラブ8支援を合わせて56支援で、小学校1年生から6年生までを対象に育成支援を提供しています。共働き世帯の増加により、放課後児童健全育成事業の利用希望は高まっており、学区によっては、途中入所などの利用制限を行っている状況であることから、引き続き、受け皿の拡大が必要となります。

量の見込みと確保方策

確保方策に設定する人数は、既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。また、民間放課後児童クラブの実施する送迎による他学区からの受入人数も踏まえて設定します。設定した量の見込みに対して、放課後児童クラブの整備が必要な場合は、小学校の余裕教室等を積極的に活用し、受入ができるよう努めます。

放課後児童クラブは、こどもの単なる預かりサービスではなく、生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえて、「放課後児童クラブ運営指針」を尊重した運営を行っていきます。

さらに、配慮の必要なこどもへの育成支援については、関係機関と連携を図りながら、個々の状況に応じた対応ができるよう努めていきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	2,038	1,948	1,846	1,782	1,679
1～3年生	人	1,344	1,261	1,170	1,124	1,071
4～6年生	人	694	687	676	658	608
確保方策	人	1,895	1,948	1,948	1,948	1,948
1～3年生	人	1,141	1,261	1,261	1,261	1,261
4～6年生	人	754	687	687	687	687
支援単位数	単位	56	58	58	61	61

※量の見込みは、年間の延べ登録児童数を示しています。

※確保方策は、量の見込みに対し、提供できる人数と提供するための支援単位数を示しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設において、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができることとされている費用について助成する事業です。

現状

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、「子ども・子育て支援法」で「実費徴収に係る補足給付を行う事業」に、新制度に移行していない幼稚園における副食費の実費徴収分の補助事業が追加されたことを受け、令和元（2019）年10月より事業を実施しています。

量の見込みと確保方策

県・市独自の制度により、第2子以降保育料・副食費の無償化を実施することで、更なる保護者の経済的負担の軽減を図ります。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

現状

訪問支援員が家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物代行やサポート等）や育児・養育支援（育児サポート、保育施設等への送迎、外出時の補助等）を行い、家庭の状況及びニーズに合わせた包括的なサポートを実施しています。

量の見込みと確保方策

量の見込みについては、利用実績を基に推計しています。引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努め、円滑な事業の実施を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	300	300	300	300	300
確保方策		実施機関：こども家庭センター 実施方法：支援事業は委託により実施				

※量の見込みは、年間の延べ利用回数を示しています。

※確保方策は、量の見込みを賄うための体制について示しています。

(14) 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談、助言を実施するとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設けるなど、こどもと保護者における適切な関係性の構築を図る事業です。

現状

本市では、様々な方法で個々人に沿った情報提供や相談、助言を実施してきましたが、保護者同士が同じ悩みを共有する場や相談する場が少なかったため、保護者同士がつながる機会を創出する必要があります。また、小児科医師や心理士等の専門的相談支援を受けることにより、児童の発達段階に応じた適切な関わり方を学び、虐待リスクの高まりの防止に努めます。

量の見込みと確保方策

量の見込みについては、今後の事業の実施見込みを基に推計しています。令和7（2025）年度をスタートとする新たな事業になるため、利用者ニーズを把握しながら事業を実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	20	20	20	30	30
確保方策	人	20	20	20	30	30
実施数	回	2	2	2	3	3

※量の見込みは、年間の延べ利用者数を示しています。

※確保方策は、量の見込みに対し、提供できる人数と提供するための実施数を示しています。

(15) 産後ケア事業

出産後に、育児や健康上の不安がある方が安心して過ごせるよう、産後1年未満の産婦とそのお子さんを対象に、保健指導や授乳指導、育児相談、お子さんの体重や栄養状態のチェックができるよう、医療機関等と連携した支援体制の構築を図る事業です。

現状

出産後に子育てに不安や負担感を感じる方の割合は増加傾向にあり、産後ケアを希望する方も増加傾向にあります。宿泊型やデイサービス型、訪問型により多様なニーズに対応し、医療機関等と連携しながら産後の不安感の軽減を図る必要があります。

量の見込みと確保方策

量の見込みについては、利用実績を基に推計しています。引き続き、産後ケア施設との委託協力により、事業量の確保に努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	148	156	163	171	178
確保方策	人	148	156	163	171	178
施設数	箇所	8	8	8	8	8

※量の見込みは、年間の延べ利用者数を示しています。

※確保方策は、量の見込みに対し、提供できる人数と提供するための施設数を示しています。

(16) 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援事業）

妊娠期から出産子育てまで、一貫した伴走支援を充実するとともに、併せて経済的な支援（妊婦のための支援給付）も実施することで、子育てに対する不安感や負担感の軽減、経済的な負担軽減を図る事業です。

現状

本市では、妊娠届出時より、妊婦や低年齢期の子育て世帯に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行い、必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行っています。併せて、妊娠届出・出生届出をした妊婦等に、出産育児関連用品の購入費用等に使えるよう妊婦1人あたり5万円、こども（胎児）1人あたり5万円の経済的な支援を実施しています。

量の見込みと確保方策

量の見込みについては、0歳児の人口推計を基に推計しています。引き続き、妊娠期からの相談体制を充実させながら、子育てに対する不安感や負担感の軽減を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	1,788	1,752	1,710	1,671	1,629
確保方策		実施体制：助産師、保健師等 実施機関：こども家庭センター 実施方法：直営				

※量の見込みは、年間の相談件数を示しています。

※確保方策は、量の見込みを賄うための体制について示しています。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で、月に一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる事業です。

現状

本市では、令和8（2026）年度の本格実施を見据え、令和7（2025）年度から試行的な実施を予定しています。また、ニーズの把握に努め、受け皿の確保体制を構築していきます。

量の見込みと確保方策

量の見込みについては、アンケート結果や人口推計を基に推計しています。令和8（2026）年度からの本格実施に向け、受け入れ態勢の充実を図ります。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児	人日	7	7	7	6	6
	1歳児	人日	8	8	8	8	8
	2歳児	人日	9	9	9	8	8
確保方策	0歳児	人日	2	6	8	8	8
	1歳児	人日	3	7	8	8	8
	2歳児	人日	2	6	8	8	8

※量の見込みは、1日に受け入れ可能な利用者数を示しています。

※確保方策は、量の見込みを賄うための体制について示しています。

第6章 計画の推進

1 計画の推進にあたって

本計画は、全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（＝ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、社会全体で取り組んでいくための計画です。

また、こども・若者の社会参画を推進するとともに、日常的に意見を言い合える機会を創出し、自由に意見表明できるような環境整備を進めていく必要があります。

計画の推進にあたっては、社会全体で、「こどもまんなか社会」が実現できるよう、行政、家庭、学校、地域などがそれぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図り、包括的な支援を推進していきます。

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市がこども・子育て支援の質・量を充実させるとともに、それぞれの役割を担いながら、家庭、学校、地域などが一体となり、緊密な連携と協力を図っていくことが重要です。

そのため、「佐野市子ども・子育て会議」をはじめ、様々なこども・子育てに関係する団体・機関と連携し、事業及び計画を推進していきます。

また、こども・若者から、計画の推進状況や内容等について、直接意見を聴く機会を創出し、こども・若者の意見を取り入れながら、こども・若者を「まんなか」に置いた計画の推進を図ります。

3 計画の進捗管理

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、PDCAサイクルを活用し、進行管理事業等の施策・事業の実績などを用いて評価を実施することで、取組の改善につなげるとともに、必要に応じて計画全体の見直しを行います。

また、5年間の計画期間の最終年度には、総括的な評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

資料編

1 策定経過

年月日	事項	主な内容等
令和6年 2月7日	令和5年度 第2回 子ども・子育て会議	佐野市子ども・子育て会議条例の改正 佐野市こども計画の策定について
5月7日	令和6年度 第1回 子ども・子育て会議	ニーズ調査の実施について こどもアンケートの実施について
5月20日	第1回こども計画策定 庁内検討委員会	ニーズ調査の実施について こどもアンケートの実施について
6月24日から 7月12日まで	ニーズ調査の実施	就学前児童保護者調査票、小学生児童 保護者調査票の2種類で実施
6月24日から 7月21日まで	こどもアンケートの実施	市内小中学校児童・生徒へ、紙媒体及 びタブレットによるアンケートを実施
7月31日	令和6年度 第2回 子ども・子育て会議	こども計画骨子（案）について
10月11日	令和6年度 第3回 子ども・子育て会議	こども計画（案）について
10月23日	第2回こども計画策定 庁内検討委員会	こども計画（案）について
10月25日から 11月15日まで	高校生アンケートの実施	市内高校へ依頼及びインターネットに よるアンケートを実施
10月25日から 11月15日まで	若者アンケートの実施	インターネットによるアンケートを実 施
11月18日	第3回こども計画策定 庁内検討委員会	こども計画（案）について
令和7年 1月17日	令和6年度 第4回 子ども・子育て会議	こども計画（案）について
2月17日から 3月19日まで	パブリックコメントの実施	市民からの意見等の募集

2 佐野市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、佐野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する計画の策定及び変更に関する事項を調査審議すること。
- (3) 児童福祉法第8条第3項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 市長の諮問に応じて、児童の健全育成及び子育ての支援に関する事項を調査審議すること。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 労働者を代表する者
- (7) 関係行政機関の職員

3 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成29年3月13日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

3 佐野市子ども・子育て会議委員名簿

No.	区 分	氏 名	所 属 団 体 等
1	1号該当委員	小 竹 仁 美	佐野日本大学短期大学
2		柳 川 悦 子	佐野市医師会
3		慶 野 常 夫	佐野市議会
4	2号該当委員	島 田 厚 市	佐野市子ども会連合会
5		田 村 僚 二	佐野市町会長連合会
6		菰 原 啓 司	佐野市民生委員児童委員協議会
7		山 口 朱 美	男女共同参画ネットワークさの
8		山 崎 光 子	足利人権擁護委員協議会佐野部会
9		大 羽 隆 宏	佐野市社会福祉協議会
10	3号該当委員	小 林 研 介	佐野市幼稚園連合会
11		長谷川 一宏	佐野市民間保育園連絡会
12		中 山 昌 樹	認定こども園代表者
13		内 村 英 世	佐野市学童保育連絡協議会
14		七 原 耕 一	地域型保育事業者
15	4号該当委員	秋 山 俊 介	佐野市幼稚園PTA連合会・認定こども園保護者会
16		川 岸 淳 子	民間保育所保護者会
17		清 水 孝 浩	佐野市小中学校PTA連絡協議会
18	5号該当委員	塚 越 恒 美	佐野商工会議所
19	6号該当委員	尾 形 洋 平	連合栃木わたらせ地域協議会
20	7号該当委員	島 田 光 正	安足教育事務所
21		大 出 由美子	佐野市小中学校長会

令和7年2月17日現在

4 佐野市こども計画策定庁内検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 佐野市こども計画（以下「こども計画」という。）の策定又はその変更に当たり、市が策定する計画との整合を図り、及び佐野市子ども・子育て会議条例（平成25年佐野市条例第22号）第1条に規定する佐野市子ども・子育て会議からの提言を検討するため、佐野市こども計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、こども計画又はその変更の原案を作成し、これを市長に報告する。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長はこども福祉部長を、副委員長はこども政策課長及び保育課長を、委員は別表第1に掲げる職員をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定める順序でその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第6条 委員会は、こども計画の策定又は変更に係る専門的事項について調査研究をするため、部会を置く。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長はこども政策課長を、副部会長は保育課長を、部会員は別表第2に掲げる職員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども福祉部こども政策課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令第13号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

政策調整課長 総合戦略推進室長 財政課長 行政経営課長 市民生活課長 人権・男女
共同参画課長 社会福祉課長 障がい福祉課長 こども課長 医療保険課長 健康増進課
長 産業政策課長 都市計画課長 教育総務課長 学校管理課長 学校教育課長 教育セ
ンター所長 生涯学習課長

別表第2（第6条関係）

政策調整課政策調整係長 財政課財政係長 行政経営課行政経営係長 こども政策課こ
ども政策係長 こども政策課こども家庭係長 こども政策課こども健康係長 こども課こ
ども育成係長 保育課事業係長 保育課保育係長 健康増進課感染症対策係長

5 用語解説

語 句	説 明
子ども・子育て支援新制度 ※1	保育や学校教育、地域の子育て支援の「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支える制度
ヤングケアラー※2	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者
合計特殊出生率※3	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が一生の間に産む子の平均数
ライフステージ※4	こども大綱において、「乳幼児期：義務教育年齢に達するまで」「学童期：小学生年代」「思春期：中学生年代から概ね18歳まで」「青年期：概ね18歳から概ね30歳未満」の4つに分けて示されているもの
コーホート変化率法※5	各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法
インクルーシブ教育※6	障がいや病気の有無、国籍、性別など、様々な違いや課題を超えて、全てのこどもが同じ環境で共に学ぶこと
プレコンセプションケア※7	将来の妊娠を考えながら、女性やカップルが自分の生活や健康に向き合うこと
ポピュレーションアプローチ ※8	リスクの大きさに関わらず、集団全体に同じ環境を提供し、全体としてのリスクを軽減する取組
アセスメント※9	物事を客観的に評価し、改善に取り組むこと
医療的ケア児※10	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項）
社会情動的スキル※11	創造力や好奇心、自尊心、創造力、思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力など

佐野市こども計画

令和7（2025）年3月

発行 佐野市
編集 佐野市こども福祉部こども政策課
〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
T E L 0283-20-3002
F A X 0283-24-2708
E-mail kodomoseisaku@city.sano.lg.jp
U R L <https://www.city.sano.lg.jp>

